

第八十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十一号

昭和五十三年四月十一日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 小川新一郎君

相沢 英之君

谷 洋一君

渡海元三郎君

中村 直君

与謝野 馨君

新村 勝雄君

水田 稔君

斎藤 実君

中井 治君

出席國務大臣

自治大臣

出席政府委員

内閣法制局長官

警察庁警備局長

北海道開発庁総務監理官

北海道開発庁予算課長

農林大臣官房経理課長

運輸大臣官房会計課長

建設大臣官房審計課長

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

近藤 隆之君

委員外の出席者

自治省行政局長

自治省財政局長

自治省税務局長

議 員

大蔵省主計局主計官

文部大臣官房企画官

工業技術院総務部総務課長

運輸省航空局飛行場部計画課長

建設省都市局下水道部下水道企

面課長

自治省財政局財政課長

自治省財政局交

付税課長

地方行政委員会調査室長

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出、衆法第一六号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 最初に、国会に提出されました法案の形式と申しますか、そういう問題についてお尋ねしたいと思ひます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案という政府提出の法案の中で、この「等」という名の中に実は公営企業金融公庫法、風俗営業等取締法等十二の法案の修正が織り込まれております。公営企業金融公庫法というのは、大臣の覚書の中で法定する、こういうことに基づいてこの法案の中に織り込まれたと思うのでありますが、風俗営業等取締法等の一部を改正することにつきましては、国の方で徴収する手数料等については各種手数料等の改正に関する法律案というのが独立で二月十五日に出されておるわけです。ところが、この地方行政委員会にかけられていた法案は、手数料の引き上げと交付税法とが全くなかかわりがないとは申しませんが、こういう法律を一本にして「等」という形でひくくするめて出すということはいかなるものだろうか、これは私に思ひます。

公営企業金融公庫法という法律あるいはいまの風俗営業等取締法等の一部改正、これはこれで一

本でいいでしょう、十二件の改正が行われるわけですから。本来なら三本——少なくとも公庫法等は地方債と密接な関係がありますから、これは一本にしましても、大蔵委員会にかけられたと同じような区切りの仕方では案を提出すべきだろう、こう私は思うのです。ところが、手数料等の引き上げになりますと、どうも国会が問題だろう、いっそのこと一緒に出して、交付税等でひくくめ

て、よしあしにかかわらず交付税は時間が来れば通っていくのだから、これも一緒にやってみようという、言葉は適切じゃありませんけれども、みそもくそも一緒にしてイージーな行き方をするということとは好ましくないと私は思ひます。この点についての大臣のお考え、今後どうするかをまず伺っておきたいと思ひます。

○山本(樞)政府委員 御指摘のとおり、今回御審議をお願い申し上げております地方交付税法等の一部改正案の中におきましては、地方交付税法、公庫法、各種手数料引き上げ関係の関連法律、それをそれぞれの条文に分けて御審議をお願い申し上げておるところでございます。

ただいま御指摘のございましたように、いろいろの考え方があり得るわけでございますが、御案内のとおり、公庫の関係につきましては地方財政と全く不離一体の財政措置の一環というような点もあり、かつまた、手数料関係につきましても、受益者負担の適正化を図ることを主眼としていたしておりますのでございまして、地方交付税法との関連もございまして、地方財政対策の一環をなすものという観点から、今回は一括してお願いを申し上げた次第でございます。

分けてやる手段もあつたじゃないかという御指摘につきましては、確かにそういう点もあるかと存じますけれども、それぞれ関連のある法律でございますので、一括したことにつきましては御了

承を賜りたいと存ずるわけでございます。

○細谷委員 そういふ方法もあるだろうと思ひます、これはおかしいですよ。あなたの方が非常手段をとって、「等」というので一本にまとめたのです。大蔵省が大蔵委員会へ出したように、手数料等は別の法律でやるのが本筋でしょう。そういう方法もありますなどというこじやないですよ。これが正常なやり方です。ところが、玉石混濁と言ふ言葉は悪いが、何もかも一本にして「等」といふ言葉でやったということはまことにけしからぬ。

大臣、今回はこういうことで私も承服したいのでありますが、ぎりぎり許容できることとして、公営企業金融公庫法を交付税法と一本にしてやったことはよろしいですけれども、手数料等十二本の法律を一本にして、この中で改めて手数料を大幅に上げてしまふというやり方は、まさしく火事場どりのなやり方だと思ふのです。今後どうするか、大臣の確たる姿勢をお尋ねしておきたい。

○加藤国務大臣 交付税法の一部改正と公営企業金融公庫法とは密接不可分の関連がございますことは、まず御了承願えたようないまのお話でございますけれども、手数料等十二法律の改正を一括したことにしましては、関連がありとは申せ、体裁上も好ましくないではないか、かような細谷委員の御指摘でございます。私も、法の形式といたしましては必ずしもこのとおりでいいのだという感じは持っておらないのでございます。国においての分離いたしましたような傾向が好ましいとも思ふのでございますけれども、今回は便宜にかような措置をいたしたのでございまして、今後は十分注意いたしてまいりたいと思ひます。今回のことは何とぞ御了承いただきたい、かように思ふ次第であります。

○細谷委員 いま大臣の言葉にありましたように、今回は便宜の方法としてやったのだ。本来は大蔵省がとつたように別建ての法律で——これは十二件もあるわけですから、法律を一

本一本出せなどということは言つていません。それはまとめて各種手数料等の改定に関する法律案、こういうことで大蔵省の方は別個に出していただくから、自治省も今回は便宜の方法としてとつたんですから、今後は便宜の方法でありますからとらない、こういうふうに確認してよろしいですか。

○加藤国務大臣 次年度のことはともかくといたしまして、今回は便宜の方法である、かような御指摘を受ければまさにそのとおりでございまして、何とぞ御了承がいただきたい、かように思ふ次第でございます。

○細谷委員 了承願いたいということですが、あくまでも便宜の方法を今後もずっとやるということでは了承できないのですよ。今回は便宜の方法であるので、今後はきちんとやはりやっていたかぬと、これはそのままだ、便宜の方法をずっと毎年毎年続けられては——毎年毎年上げるようなことはしないでしょけれども、この辺はひとつはつきりしてください。

○加藤国務大臣 政府内部におきます打ち明けた話を申し上げますと、各省庁が立法したいと考へます場合に、内閣法制局と緊密な連携を保つて事を運んでまいりますのが内々の状況でございます。

今回の改正案を作成するに当たりまして、同様の手順を踏んでまいりましたことは申すまでもないことではございますが、法文の体裁等につきましても法制局には法制局の考え方があるのでもございますから、来年度以降は法制局等ともよく相談をいたしながら事を運んでまいらなければならぬ、かように考えております。

○細谷委員 法制局に責任を転嫁しましたが、大蔵省は、大蔵省の方から出ているものは切り離しておるのですよ。これも法制局がタッチしておるわけでしょう。ところが、自治省の方も法制局だと言ふのですが、法制局の方も一貫した考えがないということになるでしょう、そうなりますと。

それは、いや、十二件ぐらいだから件数が少ないんだ、大蔵省の方は三十七件の法律なんだ、だから数が多いから別建てにしたんだ、こういうこともありませんけれども、こんなばかげたことはないですよ。三十七本の法律も一本の法律も国民にとっては重さは同じですよ。法制局に責任を転嫁しないで、きちんと今後はひとつ便宜の方法をとらないようにいたしますということをおっしゃっていただかぬといふかぬと思ふのです。いかがですか。

○加藤国務大臣 地方の税財政に関します法案の考へ方を大きく二つに分けて、一つは地方税法の改正案、一つは交付税を中心にした公庫と使用料、手数料等に関するもの、かような大まかな二つの分け方をいたしましたのでございまして、私は、三十数件の改正が重く十数件の改正は軽いなどという考へ方を持つておるわけではないのであります。そういう大まかな分け方をいたしましたところ、交付税法の改正と公庫の改組と、そして使用料、手数料、かようなことに相なつたのでございまして、理論的には、いま細谷委員がおっしゃるのとおり筋であると思ふのでございまして、次年度以降につきましては十分に検討いたしてまいらなければならぬ、かように考へているところであります。

○細谷委員 大臣のいまの言葉、今後の方針も込められておると思ひますから、この問題はひとつそういうことで、便宜の方法は極力とらない、こういうことでやっていただきたいということ強く要請しておきたいと思ひます。

それから、具体的な交付税なり地方財政の問題について質問をするわけでありますけれども、財政局長、私は十日ぐらい前から、五十一年度の地方財政計画と実際の決算額とはどういふふうになったのかという資料を委員会に出していただきました、こういうことを要請しておりました。ところが、この「地方財政の状況」、通常言われる地方財政白書というのにいま全精力を使つて、それが脱稿してその後で計数を整理いたしま

すから、それまでお待ちください。これが出てからもう相当になりますよ。まだできておらないのですか。できておるのならこれ配つてください。

○山本(愷)政府委員 地方財政白書が脱稿し提出されましたのが三月三十一日でございまして、ただいま先生御指摘の決算と計画との乖離の問題につきましては作業中でございまして、なるべく早い機会にお示ししたいと存じております。

○細谷委員 まだできてないのですか。いつできるのですか、これは。これを読めばもう一時間も作業すれば出てくるのですよ。地方交付税の審議の中で五十一年度の財政計画と決算の状況というのがわからないということはおかしいと思ふのです。いつできるのですか。

○山本(愷)政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、目下鋭意作業をいたさせているところでございます、できれば今週中にはまとめた、かように思つております。

○細谷委員 今週中ということですが、できておらぬものはしょうがないから——これはいつできるのかと私が聞きまして、いま白書が終つたからすぐです、三月三十一日までにはできるでしょう、こういうふうにある作業者は言つておりましたよ。ところが、きょうは十一日、まだできない。しかも今週中だと。審議はすでに進んでいくわけですよ。少し急慢じゃないでしょうか。大臣、この白書の中にやはり五十一年度の決算の問題が相当書かれてあるわけですから、これができたらすぐできるのです、それは。一時間と申し上げましたけれども、半日もあればこれはできるのですよ。素人じゃないのですから、それで飯を食つていられるのですから。ですから、大臣、少なくとも財政計画との絡み合いにおいて、交付税を審議する段階にはそういう資料を国会に出すというのが当然な責任だと思ふのですよ。今後そうするかどうか、ちよつと確認しておきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 法案を御審議いただきます際には、できるだけ豊富な資料をお出しいたしまして御審議

をいただくのがたてまえでございますし、その資料もできるだけ早く調製いたさなければならぬのでございますから、ただいまの五十一年度の決算との乖離の問題もできるだけ早めまして資料を提出いたすように努力をいたしてまいりたい、かように考えます。

○細谷委員 ぜひ審議が十分できるような資料は提供していただきたい。しかも、この問題は非常に重要で、私が取り上げただけじゃなくしてすでにこの委員会でも問題になっている点でありますから、特に計画と決算との乖離の問題、これが重要でありますので、ぜひひとつ大臣のいまの言葉のように今後実行に移していただきたい、こう思います。

そこで、私はこの地方財政白書をまあざっと目を通しました。ある新聞の社説の中で、自治省のこの白書というのは増税論を訴えた白書だ、こういうふうな批判をしておりました。しかし、きょうは問題を交付税に限定いたしました質問をしてみたいと思うのです。

そこで、この白書の百五十五ページ。地方財政を確立していく方向といたしまして、この白書の中には五つの点が挙げられております。その中で「第二は、地方交付税の安定確保の問題である。」という点であります。そして、その結びとして「今後とも、国及び地方財政の長期的動向を勘案しつつ、地方税源の充実と併せて、地方交付税総額の安定的確保を図っていく必要がある。」こういうふうな言っております。私は、この趣旨には賛成であります。

そこで、これからの議論をする糸口といたしまして、「地方交付税総額の安定的確保を図っていく必要がある。」というのでありますから、この確保する方向というものはどういふことなのか。これをひとつ、自治省の原則的な姿勢をお示しいただきたい。これは大臣お願いします。

○加藤国務大臣 私、白書を丹念に各ページを読み尽くしておるわけではございませんけれども、ただいま御指摘ございました「地方財源の充

実強化」につきましてのこの章は、私もよく目を通しており、そして、御指摘のように、「第二は、地方交付税の安定確保の問題である。地方交付税は」云々ということ、きわめて重要であります。何を指摘をいたしておるのではありませんか。もと、何といたしまして、国税三税の三二%を占めます交付税が、地方の一般財源といたしましては地方税と並びまして大宗をなしておることは申すまでもないことでございます。そこで、片や地方税の増収を図ってまいりながら、交付税額をできるだけ多く確保しますことが地方財政にとりましてはきわめて重要なことでありますから、この安定確保がきわめて大切である、かような意味を含めての「第二」でありますことの御理解をお願いしたいと思います。

○細谷委員 大事であることはわかっておるからこう書いたのだという、総額確保と。財政局長、この文章には、あなたは関係あるのでしょうか。総額を安定的に確保する方向というのは、具体的に何ですか。私どもにもわかるような言葉で言ってください。

○山本(信)政府委員 交付税の総額の安定的確保、これが必要なことは申すまでもないことでございますが、いかなる方法をもつての安定が一番望ましいのかというのを言え、これは当然のことながら、国、地方を通ずる財源が増加をいたしまして、それによって交付税がふえる。あるいはそれでも足りない場合には、交付税そのものも考える。率あるいは対象の税目、いろいろな面で交付税というものがびつちりしたかっこうでふえていくということが一番望ましい姿であることは申すまでもないところでございまして、そういういた方向での地方財政というものが実現できること、それをこの白書といたしまして最も必要なこと、望ましいことということでここに挙げているものと私は存じております。

○細谷委員 ここに挙げておるものと思えます。と、もの、というのはなんですか。あなたは責任者でしょう。そして、注文をつけるわけじゃあり

ませんけれども、大臣の言葉と同じように抽象的ですよ。自治省の財政局長が、大臣と同じような、高等学校の社会科の答弁の内容のようなことじゃどうにもなりませんよ。この中に書いてあるような「交付税総額の安定的確保」というのは一体どういふことなのか。具体的に言ってもらわなければわかりませんよ。

○山本(信)政府委員 御案内のとおり、一定の国税にリンクいたしまして交付税は入ってくるわけでございます。それが地方財政にとりまして必要とされる額になるように、そういうふうなことに持っていくということがまさに安定的確保ということでございます。

なお、先ほど私が思われると申しました点は、失言でございまして、私どもが責任を持ちまして原案を書かしていただいたものであることはもちろんでございます。

○細谷委員 私の質問に対して全く答えておりませんので、残念なことでありまして、その辺の問題を中心にしてこれからひとつ質問をしてみたいと思うのです。

質問に入る前提として、「昭和五十三年地方財政計画」の十九ページに「歳出の増減事由」という、第九表といたのがございまして、これは、昭和五十三年に前年度と比べまして歳出額が五兆五千三百一十億円ふえる、こういうことであります。それをどういふふうに配分するかというものが「歳出の増減事由」という形で表になっておるわけでありまして、これを若干分析してみますと、昭和五十三年の増減事由は、給与関係経費が全体の増減の中の一・七%。五兆五千三百一十億円のうち一兆八百四十二億円というのは一・七%に当たります。公債費が九・二%になります。一般行政経費が二・三%である。投資的経費が四七・六%と、そういうような構成比になっております。試みに、列島改造をやったときの、公共事業がかなり重点的にとられたときの昭和四十八年、これは公共事業重点といいますが、五十三年度の公共事業重点と四十八年度の公共投資重点とは

そのターゲットが違いますけれども、試みに四十八年をとって見ますと、給与関係経費が一・五%であり、その場合の公債費は五・二%であります。白書が指摘しているように、驚くべきことは、五年前あるいは六年前の四十八年は五・二%の公債費でありましたけれども、今度は九・二%と、倍近くに増えております。一般行政経費は、四十八年は二・七%であり、投資的経費が四・八%あります。そのうち単独事業は、四十八年は一・六%に對して五十三年度は二・一%となつてゐるんですよ。これを見ますと、昭和五十三年の地方財政計画あるいは地方財政対策というものは、国も公共事業に三・四・五というふうな予算の伸びをやりましたけれども、相当なし寄せを地方に期待しておる、押しつけておる、こういうふうな理解していいと思うのであります。大臣、そういう理解は間違つてゐるでしょうか、いかがでしょう。

○加藤国務大臣 五十三年の地方財政計画の内容は、いま御指摘のあったとおりでございますし、また、四十八年度の資料は、私は手元に持っておりますけれども、まさにおっしゃったとおりでございます。ところで、五十三年度におきましては、国におきましても投資的経費を相当伸ばしておるのであります。ところが、地方におきましてもまたそうでございます。これは当面いたしなす最大の課題が、早期に景気の回復を図つていかなければならぬし、そのことがまた雇用不安の解消にもつながる、かような観点から、国の考え方と基調を同じくいたしまして、地方でも御努力をお願いしたい、かような考え方で地方財政計画を策定いたしておるのでございまして、御承知のように、公共事業も七〇%を超えますものが地方でいわゆる補助事業としてやってまいつておるのでありますと同時に、また、地方といたしましては、公共事業だけではきめの細かさが足りず、また、事業総量においても公共事業だけで満足し得べき状況ではございませんから、五兆円を超えようとする単独事業を予想いた

しておるようなことでございまして、そのことが、生活に關連いたしまするものが、地方でなし得ることにつながつてまいりますし、また、社会資本の充実に大いに役立ち、こういう考え方から策定いたしておるのでございます。計数につきましては、いま御指摘のとおりでございます。

○細谷委員 足立さん、いま私は、五十三年度の地方財政計画の策定の意図、こういうものをふえた方がどういふふうに分されたという観点から見なければいけません。いま申し上げたとおり、四十八年では一六・九であつたものが、単独事業が一・一と大きく地方の単独に期待されております。しわ寄せされております。もうちょっと洗つてみますと、地方財政計画に織り込まれておる投資的経費の内訳を見ますと、一般公共が五十三年度七三・二です。四十八年は七六・三です。国の方が一般公共についてはウェートを持っておつた。その他の公共——文教施設なりあるいは社会福祉施設等については五十三年度は二一・八という構成になつておるのです。四十八年は一四・一です。確かに文教施設とか公共施設についてウェートがとられておる、生活関連施設についてウェートがとられておる、こういうことは認めます。それでも四十八年の方が公共事業のウェートが大きじやないかというのです。このときは災害復旧が非常に多かったのです。災害復旧が九・六あるのです。五十三年度は五・五しかないのです。その差がさき申し上げたように起つておる。これは全く同じ構造ですよ。そういうことからいいますと、この投資的経費の内訳としては、単独が四十八年は三七・三であつたのですけれども、五十三年度は四〇・九となつております。ずいぶん単独に、しかも地方債という形で地方に事業をやらせようとしておる、地方の事業を期待しておる、こういうことは明らかであります。私の見方が誤つておるのか、あるいはそういう方向なのか、お答えいただきたいと思ひます。

○足立説明員 五十三年度の予算の編成に当たりましては、景氣の回復ということが一大眼目でございまして、そのためには補助事業、それからまた地方の単独事業、国、地方を通じて投資的な事業を重点的に行うということが必要であらうと考えたわけでございまして。したがひまして、地方財政計画の策定に当たりまして、そのような状況を踏まえまして、また、その単独事業をできるだけ国と同じように伸ばすというような地方サイドの要望もございまして、自治省とも相談しながらそのような投資的経費の充実に關する地方財政計画というものを策定いたしました。その結果、いま先生が言われましたような五十三年度の地方財政計画の姿というものができ上がった、このように考えております。

○細谷委員 そうすると、地方の単独事業に大変大きな期待を寄せておる。私の言葉からいいますと、地方に期待を寄せるということは、地方は借金でかなり大きなしわ寄せを食つておる、こういうふうに理解してよろしいですね。

○足立説明員 ただいま申し上げましたように、景氣の回復という観点からいたしまして、地方につきましても国の施策に沿つた投資的事業というものも十分やつていただきたいという期待をしたわけでございまして。

○細谷委員 財政局長、大蔵省は、地方の財政に景氣浮揚に大きな寄与をしてもらいたいという期待感を持つておるわけだね。それにこたへた地方財政計画である、こういうふうに確認してよろしいですか。

○山本(信)政府委員 御案内のとおり、国全体の景氣でございまして、国の財政におきましても、景氣浮揚のための公共投資というものの増加を図るということ、これに對しまして、地方財政におきましても歩調を合わせたかっこうで財政計画になつておることは御指摘のとおりでございまして、やはり地方団体の方におきまして景氣浮揚のための公共事業、投資事業の執行というものを大いにやつていただきたいという考え方が地方財政計画として入つておることは御指摘のとおりでございまして。

○細谷委員 財政局長、新聞によりますと、あなただけか知りませんが、とにかくもう景氣を浮揚することがいま一番至上命令だ、もう洗ひざらぬいづき込んで事業をやつちやえ、府県の財政担当者を集めた際にこういう演説をぶつたというその氣持がどうか。演説をぶつたと言われておるんです、だががぶつたか知りませんよ。

○加藤國務大臣 各都道府県の総務部長にお集まりいただきまして五十三年度の地方財政のことにつきましてもいろいろ懇談をいたしたのでございまして、局長や担当者はきめ細かに説明をいたしまして、いわゆる演説とは言えなかつたと思つたのでございまして、私が最初に壇に立ちまして、景氣の回復をいたします、いま国、地方を通じて努力を願わなければならぬし、そのことが雇用の安定確保につながつてくることでもあるし、また、七・五成長はせひなしに遂げなければならぬ、かような命題を背負つておる、皆さん、大変御苦労でございまして、けれどもどうぞよろしく、かような演説をぶちましたのは私でございまして。

○細谷委員 少しくどくなりますけれども、大臣がぶつたと言つたのですけれども、新聞によりますと、いや、そうじゃなくて、財政担当者がぶつた、こういうふうな報道されておるわけですね。それを受けてかどうか知りませんが、現実には、自治省が発表された昭和五十三年度の都道府県の予算の内容を見ましても、かなり思い切つた、かなり積極的な具体的な事業を通じて景氣浮揚に寄与しよう、景氣浮揚の支えになろうという意欲があらわれておる。私はそういうふうな理解をいたします。大臣、どうですか。

○加藤國務大臣 細谷議員も地方行政を長く御担当なさいけれども、事情を御承知のとおりでございまして、地方といたしましては、地域住民の皆さん方の要望を消化いたしますのが実は大変でございまして、あの道路も早く直したい、この河川改修もいたしたい、あるいは学校の改築もしなければならぬ、保育園や幼稚園もやつてい

う、あるいは下水道等の整備もやつていかなければならぬ、かような地域の皆さん方の御要望をいふは無限に背負つておる、かようにも言えようかと思つたのでございまして、そういう中におきまして毎年選択的に重要度の高いものから優先実施をいたしてまいつておるのでございまして、そのことが社会資本の充実に關しておると言われております。地方の体制を整えてまいりますことにもまたつながつてくるのでございまして。なるほど、そのために地方といたしましては大変な苦勞をいたしておりますが、そのことはよく承知をいたしておりますものの、反面またこういうときにやりたかつた仕事でことしはだめかなと思つたものも繰り上げて施行することができ、かように考えまして非常に意欲的に取り組んでくださつていらつしやる、これが地方の実情であらうかと思つたのでございまして。しかし、これはすべての市町村が全くそのとおりと、かように申しておるのではないのでございまして、ほとんどの市町村がそうであるということは言えようかと思つたのでございまして。ですから、地方といたしましては片や重荷を背負つたような氣持がなくてもございませぬでしようけれども、しかし内心ではこういう機会にいままでやりたかつた仕事をやらう、かような意欲を燃やして下さつていらつしやる、これは理解をいたしておるところであります。

○細谷委員 意欲を燃やしておるといふことをいま大臣は認めたわけですね。せんだつてのある新聞の社説にこういうことが書いてあります。「現在の生活関連社会資本充実のかけ声で進行している公共投資は、ローンでマイホームを建てるのと同じで、いずれ住民の負担になるのだ」といふことを、いまから徹底しておく必要がある。」現にローンでマイホームを建てて、新聞等に書いてありますように自殺者が起つておる。この新聞もローンでマイホームを建てたために自殺者が起つておる、ここ数年後の地方財政にそういう深刻な事態があらわれてくるということを警告しておるのじやないかと思つたのです。

そこで大蔵省足立主計官、そこまで大臣の旗振りかどうか知りませんよ。地方も社会資本の充実に非常に大きな期待をかけておる。そしてある意味では、もうあるものも何も一切合財かき集めて五十三年度の予算も組んだ。そうして先は、さつきも申し上げましたように、深刻な公債費の増というのには目に見えているわけです。そういうことで国の政策に協力し、国の期待にこたえようとしていくわけでありますが、大蔵省としてはそういう深刻な状況を踏まえながら、地方財政が動員されていっておるということをお認めになりますか。

○足立説明員 先ほど申しましたように、五十三年度の地方財政計画の策定に当たりまして投資的事業を大幅に充実いたしましたわけですが、いま言われましたような現下の地方財政の状況のもとにおきまして、財源不足額というものを完全に補てんするという措置をとりました。しかもその財源不足額の補てんにつきましては、五十一年度の場合には特例地方債というものを発行してその補てん措置をいたしましたわけですが、五十三年度につきましては三兆五百億円という非常に巨額の財源不足額が生じたけれども、それを特例地方債の発行によることなくすべて補てんする、こういう措置をとったものでございます。

○細谷委員 その辺をこれからちよつと掘り下げた議論をしたいわけです。具体的に一つずつ聞いていきます。

単独事業が五十三年度の地方財政計画の中でかつて経験したことのないような大変なウェイトを占めております。この単独事業については、交付税上どういう形で基準財政需要額に計入をしているのか、お尋ねします。

○山本(徳)政府委員 基準財政需要額におきましますところの投資的経費の算入のやり方、そのうち特に単独事業という御指摘の御質問であるわけでございますが、御案内のとおり、投資的経費に係る基準財政需要額の算定におきまして、単独事業費は人口、面積あるいは道路の延長、河川の延長等

といった客観的な指標を用いまして、総体として地方財政計画に計上されている必要額が措置されるように算入をする、かようなことを一番の基本の方針にいたしているわけでございます。他の公共事業といったようなものや人口と多少変えておきますのは、単独事業は、御案内のとおり、どこをどれだけやるかというこの決定権はすべて地方にある、かような考え方に基きまして、客観的な指標によつて需要の算入をすることが適当ではないかという考え方に立ちまして、ただいま申し上げましたような計算方法をとつていこうとております。

○細谷委員 少し不明確でありますので、もう一度確認いたします。

地方単独事業については、各地方公共団体の選択によつて行われるものであるから、各地方公共団体の実績を基準財政需要額に反映させるべきではない、けれども人口、面積、道路の延長及び河川の延長等の客観的な基準によつて一定水準は算入すべきである、こういうふうにあなたがいま言ったと理解してよろしいですか。

○山本(徳)政府委員 ほぼただいま御指摘になりましたような気持ちでいま御答弁を申し上げたと思ひます。

○細谷委員 ほぼじゃ困るんですよ。地方単独事業は、確かにどういふ事業をやるかという選択はそうですよ。選択はそうだけれども、現実にはいままで議論したように、景気浮揚というものを至上命令として地方財政が動員されていっているわけですし、あなたの方も旗を振っているわけでありまして、地方単独事業については、言ってみますと人口とか面積とか道路の延長及び河川の延長、こういう客観的な基準によつて一定額は、一定の水準だけのものは基準財政需要額に計入する、大臣、こういうふうな理解してよろしいですか。

○山本(徳)政府委員 ただいまお答え申し上げたのもそのことでございまして、単独事業につきましてはそういう事業費そのものをとらえるとい

うかつこうではございませんが、ただいま申し上げましたような客観的な指標によつて基準財政需要額の中に一定の団体の規模に応じ、そういうようなものの数値の増減に応じましての額を算入いたします。そしてもちろん個々の団体にによりまして事業の執行は、ただいま御指摘のとおり選択が自由なわけでございますから、それをより多くやる、あるいは多くはやらぬという政策をとる、いろいろの団体が出てまいらぬと思ひますが、交付税の計算といたしましては、一定のレベルの額は各団体に単独事業ができるようにというかつこうでの計算をする。さらにそれにより、もちろん起債の充当の問題もあるわけでございまして、起債の充当におきましてもそういう考え方を取り、あるいは起債の充当におきまして大きくやるというところについては、そういうものについて配慮をする、こういうことによつて総体的に各団体の単独事業の執行に支障がないように措置をしまいたいと思つております。

○細谷委員 大体大臣も確認したのであります。そこで、さらに一歩進んでお尋ねする。

五十三年度のように、地方単独事業が大きく期待されておる、ある意味ではヘビが卵をのんだように、波の頂上になつていっているわけです。ふくらんでいるわけです。そういう場合に、これをどうしますか。波の頂上になつていっているわけですから、一定の水準以上の単独事業を消化しなければならぬというわけですから、こういう場合には、私はそのものについては地方債でやるのはいと思ひます。しかし、その後で基準財政需要額に算入してやる、こういうことにしなければ地方は立つていかぬと思ひます。いかがですか。

○山本(徳)政府委員 御指摘のとおり、本年度の措置といたしましては、基準財政需要額には一定の指標で入る、それよりオーバーするものの相当額につきましては、地方財政計画上も地方債をもって充当せざるを得ない、そういう措置になろうと思ひます。地方債で充当した結果、当然将来元利償還金がかかるわけでございますが、その元

利償還金は、全体として見れば地方財政計画上また歳出の要因といたしまして計算されてくる。個々の団体ににおきましては単独事業の場合には、たとえば臨時道路といった単独事業も相当やつていたわけではございませんが、あつたものについて、たまたま御説明を申し上げておりますように、道路費に係る単位費用の増額、要するに道路費に係る基準財政需要額の増額という将来の方向によりまして、それに係る全体としての元利償還金が財政需要額に見合つてくるように、そういうような措置によつて随つていけるのではないかと思つております。

○細谷委員 主計官、いまの財政局長の答弁でよろしいですか。お答えいただきます。

言つてみますと、地方が単独事業は選択してやるけれども、これの一定水準だけのものは基準財政需要額に計入していくべきである、しかし、本年のように大きな波の頂上になつた場合には、これは国の政策に全面的に協力する立場でやっているわけですから、そういう場合、後年度基準財政需要額の算入を通じて調整をしていく、こういうことでよろしいですか。簡単に答えさせていただきます。

○足立説明員 お答えいたします。

大蔵省の立場から申し上げますと、五十三年度は非常に投資的事業にウェイトを置きまして地方財政計画を策定したわけでございます。したがいまして、その地方財政計画上の財源不足額を完全に補てんするところの財源措置が非常に重要であるのではないかと、そう考えまして、先ほど申し上げましたように、それを完全に補てんをいたしましたわけでございます。その財源不足額を含めまして地方交付税の総額、それをどのように配分するか、基準財政需要にどういふぐあいに入算していくかという問題は自治省の問題でございまして、私どもの方からそれに対してのコメントは差し控えていたかと思ひます。

○細谷委員 主計官が答えた言葉の中に、大前提に誤りがある。交付税の総額をどういふふうに分

けていくかということについては、これは自治省、自治大臣の権限でありますから、大蔵大臣がくちばしを入れることはおかしいのです。しかし、交付税の総額、いま言ったようなことが計入できるか計入できないか、算入するかできないか、これはかつて総額に關係してゐるわけですから、総額に關係してゐるわけでありまして、総額の決定は両大臣が決めるわけでありまして、配分のことについてはくちばしを入れる必要はありませんけれども、総額については責任があるわけですよ。私はいま総額一点にしようとして物を申しているわけでありまして、総額については責任を持つてですね。簡単でいいです。――首を振るだけでは記録に残らないから、どうなんですか。

○足立説明員 先ほど私、配分の問題という取り上げ方をいたしてお答えいたしました。確かに交付税の総額につきましては大蔵省も責任がございまして、地方財政計画の策定を通じて交付税総額確保ということとは図つたわけがございまして、

○細谷委員 いまの言葉はこういうふうを確認しておきたいと思ひます。地方財政計画の策定を通じて総額の確保を図つた、言葉をかえて言いますと、地方交付税上の総額は地方財政のそういうものをひくくするめつた、また決められるべきである、こういうふうな理解してよろしいのです。

○足立説明員 そのように考えております。○細谷委員 その次に、国庫補助対象事業、地方財政法十六条の奨励的補助金が交付される事業については、これを受け入れるか否かは地方団体の任意であり、その限りにおいては地方単独事業と変わりない、こういう意見があるのですけれども、大臣、そんなことですか。

○加藤国務大臣 国庫補助事業は強制されるべきものではございまして、地方団体が国とよく相談をいたしながら国の補助を得て事業を実施いたすものでございまして、地方単独事業は全く地方の判断によりましてなし得るものだし、国からの

助成がないのでございまして、性格的に全く同じだとは言いがたいと思ひます。

○細谷委員 そういう補助事業を受けるか受けないかというところは、最終的に確かに自治体が決めますよ。しかし、現実にはこの道路を補助事業としてやるかやらぬか、この河川をやるかやらぬか、奨励的な補助金と言ひますけれども、これはひもがついておるわけでありまして、補助事業でありますから、地方はそんなに勝手にできるものではありませんよ。私もかつて経験がありますけれども、財政事情が悪かつたので、ある事業を返上した、そういうことをやつた市を知つております。ところが、今度はめぐりに報復を食うわけですから、決めておる補助事業をやめるなんてけしからぬ、今後やらぬ、補助事業を認めぬ、こういうふうには必ず報復があつたのです、いまはないと思ひますが、これは簡単に大臣が言うように任意じゃないのです。

そこでお尋ねしたいわけでありまして、だとするならば、これは当然地方が自主的でありましてけれども、半義務的、半強制的にこれを消化していくということになりますと、基準財政需要額に反映しなければならぬと思ひますが、大臣、いかがですか。

○山本(信)政府委員 技術的な点を大臣の御答弁に先立ちましてお答えさせていただきます。御案内のとおり、地方財政法十六条の国庫補助金はいわゆる奨励補助と称せられてゐるものでございまして、ただいま御指摘のございました道路、河川といったようなものにつきましては、これは十條ないし十條の二に書いてございまして、その関係の負担金として公共事業の扱いになつてゐるわけがございまして。

そういう点で、十六条ということだけにしほつて御質問がございまして、やはり奨励的補助金につきましましては、単独事業と同様に国が強制するものではない、あるいは国の計画に従つて当然にやるものではない、こういうような考え方が成り立ち得るわけがございまして。ただ、いわゆる公共事業

業というふうなことになるまいと思ひますと、それはやはり關係がずいぶん違つてゐるわけがございまして、公共事業と国庫負担の対象になります事業につきましましては、需要の計算におきましていろいろな事業費補正その他の補正によりまして、ほぼ実績を基礎にいたしまして需要の計算をするというのが中心のやり方になつてゐるところでございまして、十六条とその違いというところは、補助金と負担金との違いというふうな意味におきまして取り扱ひの區別をしてゐるところでございまして。

ただ御案内のとおり、国庫負担事業というのがしかくはつきりしないというふうな点もあるわけがございまして、たとえば清掃といったものについてどうに考えるのだという議論がいろいろあるわけがございまして、そういう住民生活に不可欠と現在の状況におきまして考えられるようなものにつきましては、法律上は十六条だと言われております補助金の出てゐる分野につきましても、やはり一部国庫負担金制度のとられてゐる場合と同様な計算方法も取り入れてゐるというのが実態でございまして。

○細谷委員 十條の二はこの次に質問しますの

で、混同しないでください。

大臣、十六条の国庫補助事業というのは、地方

の単独事業のように一〇〇%地方の意思によつて

政需要額に反映されてもらわなければいかぬと思ひますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 ただいま御発言や御意見のございします点は、私は、単独事業の場合の基準財政需要額へ反映せしめる具体的な方法と若干の違いはございまして、第十六条のいわゆる補助事業につきましてもまた基準財政需要額に反映せしめておる、この理解をいたしておきます。

○細谷委員 反映せしめておる、こういうことでその次には国庫負担対象事業、地方財政法十一

条の二にはどういふことが書いてあるかというところ、第十條から第十條の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとす。ただし、第十條第八号の三、第十條の二第四号及び第十條の三第五号に掲げる経費については、いわゆる手数料等収入の若干あるものを除くと書いてある。

そこでお尋ねしたいのでありますが、これは大臣、十條の二は算入するものとすると書いてあるのですから、一〇〇%するのですか。

○山本(信)政府委員 御案内のとおり、十一條の二の規定も「地方交付税法の定めるところにより」といふことであるわけがございまして。御案内のとおり、この十條の二に属するいわゆる公共事業の地方負担額に對しますところの本年度の財政措置は、九五%まで建設地方債の増発によつて賄う。この額が一兆三千五百億であつたのは御案内のとおりでございまして。そういう措置によりまして財源措置がされてゐるわけがございまして、五十三年度の財政措置に對応いたしましての交付税上の措置といたしましては、やはり九五%は地方債をもつて充当され、残りの五%が一般財源、こういう計算をせざるを得ないわけがございまして。その意味では、一般財源を充当する必要があるものにつきましましては基準財政需要額に計算してゐる、かようなことになるかと思ひわけが

ざいます。そういったしますと、もちろん、増発いたしました地方債につきましての元利償還の問題がまた別途出てまいります。これらにつきましてはその償還年次におきまして必要な額というものを交付税上計算をしていく、こういうことによつて措置をする予定にいたしております。

○細谷委員 このいまの十一條の二を読みますと、基準財政需要額に算入するものとすると書いてあるのですから、これはどう見ても算入しなければならぬわけでしょう。ねばならぬと書いてありませぬけれども、算入するものとする。

石原審議官、ちよつとあなたに聞きたいのです。国庫負担対象事業については地方財政法第十一條の二の規定の趣旨からいっても、場合によつてはその地方負担額を直接基準財政需要額に算入することもやむを得ない、そういう文章をあなたも地方自治三十周年の厚い本の中に書いていますね。やむを得ないのですか、これは。法律の精神は、やむを得ないで書いてないですよ。どうなんですか、ちよつとあなたが書いているから聞いておく。

○石原(信)政府委員 地方財政法十一條の二の規定は、地方財政法十條から十條の三に掲げる経費、すなわち国と地方の負担区分に基づいて地方団体が負担する経費については、これを地方交付税法で定めるところによつて基準財政需要額に算入するものとするという形で、実質的に義務づけているものだと思います。

私が論文の中でやむを得ないと言つたのは、交付税の基本的な性格は、各地方公共団体の財政運営に對して交付税が中立的であるべきである、そういう意味で地方団体の財政需要の計算は、できるだけ客観的な資料に基づいて各ときどきの社会経済情勢に見合った標準的な行政水準を想定して必要な財源を確保する、保障する、こういう理念に基づいているものだと思います。そういう意味で、公共事業にいたしましてもその他の事業にいたしましても、交付税の基本的な理想からするな

らば、具体的実績を追いかけるといふことはできるだけ避けるべきであるという基本理念がありますので、本来はそうあるべきだ。しかし、国庫負担事業については、国、地方を通ずる一つの理想といひましようか、ナショナルミニマムといひましようか、そういったものを実現する手段として負担金制度があるわけでありまうから、これらについては個々の団体の負担実績が財政需要額の算定に反映しても、これは交付税の中立性との関係でやむを得ない。やむを得ないという表現がいいかどうか知りませぬけれども、実績が財政需要の算定に反映するという意味でそういう表現を用いたわけでありまう。特にその部分は、昭和三十年代末期に、いわゆる事業費補正を交付税に導入することに関連して、事業費補正の導入が交付税の補助金化につながるのじやないかというよう議論がありました。その点について、私は国庫負担事業についてはその負担額の一部を財政需要額の算定に反映させることもやむを得ないというふうに考へておりまして、その点がその表現になつたわけでありまう。

その意味は、全体としての地方団体の負担すべき部分を何らかの形で財政需要額の算定に反映させなければいけない。そのことはやむを得ないのではなしに、必要なことであります。やむを得ないという意味は、個々の団体の実績が財政需要額の算定に反映することが、交付税の基本的な性格との関係でいろいろ議論がありますけれども、やむを得ない、こういう意味で用いたわけでございます。

○細谷委員 どうも言葉が石原さんらしくなく、論理的でもないし合理性もないのですよ。あなたの論文にはこう書いてあるのです。非常に重要なところですから、ちよつと読みますよ。

「国庫負担対象事業については、地方財政法第十一條の二の規定の趣旨からいっても、場合によつてはその地方負担額を直接基準財政需要額に算入することも止むを得ない。」「算入するものとする。」「と書いてあるのを、わざわざやむを得ない

なんて、あなた書く必要はないじやないですか。その次に続けます。「しかし、道路整備事業、農業基盤整備事業等のように、毎年度継続的に一定量の事業が実施され、しかも、道路の延長及び面積、耕地面積等の客観的数値を基準として或る程度妥当な需要算定の可能なものについては、現在の算定方式を存続すべきである。」「言つてみまうと、あなたは十一條の二の改正の方向を考へているんじゃないか、こう思ひます。だからこういうことが出てくる。

その次を読みます。「港灣及び漁港整備事業、治山治水事業、小中学校及び高等学校の新増築ないし危険改築事業、都市計画事業、公共下水道建設事業、地下鉄建設事業に対する一般会計負担分等は、年度により、団体により金額の変動が大きき、客観的基準によつては的確な需要算定ができなかつたので従来主として事業費補正の適用によつて基準財政需要額の算定がなされてきた。これらの事業は国民全体の利益のために、或はナショナルミニマムを達成するために実施されるものであり、国庫補助負担対象事業の実績を需要算定に反映させても地方交付税制度の本質には反しないと考えられたからである。」「こう書いてあります。

その次が悪いのですよ。それがみごとにあなたの論理性を欠いている論文なのであります。大臣持つていられるようですから、よく見てください。「この系統に属する事業については、その地方負担額に對し当分の間、昭和五十一年、五十二年と同様五五〇程度の起債充當を認め、その元利償還金の大部分を基準財政需要額に算入する方式を継続すべきである。」「こう言つておるわけですね。言つてみますと、昭和五十一年、五十二年と同様借金でやつて、そしてその元利償還金の大部分を基準財政需要額に算入する方式だ、こういうことですね。

そういうことになりましたと、総額は一つも変わつてないのですよ。これではどかのコップの中のあらしのようになつてしまふのですよ。ですから

らあなたがこの十一條の二の規定について手直しをしようといふことを頭の中に描きながら書いたと思うのでありますが、大臣、この地方財政法十一條の二を改める考へといふのはあるのですか、どうですか。

○石原(信)政府委員 私の書いたものの考へ方につきまして、ちよつと説明させていただきます。

私自身は、現在の地方財政法十一條の二の規定は今後も堅持すべきものと思つております。ただ、その規定にも書いておりますように、十條から十條の三に掲げる負担対象事業については、その地方団体の負担すべき分を財政需要額に算入する場合に、地方交付税法の定めるところにより算入するものとする、具体的なやり方については交付税法の定めにゆだねております。その交付税法の定めは、従来は例外的に地方債を導入することとありますけれども、原則的には一般財源でこれを措置するという前提で、その法律はできたとして理解しております。

ただ、最近の経済情勢の中で、地方財源が飛躍的に増額できるというようなことは期待できない。とするならば、その十條、具体的には十條の二ないし十條の三に掲げる建設事業の財源については地方債を活用し、その地方債の元利償還金を財政需要額に算入するという形で実質的に地方財政法十一條の二の考へ方を実現していくということしかないのではないかと。私は望ましい姿としてそういう意見を持つていられるわけではありませんで、わが国の現状のもとでは、必要な公共投資の財源を直ちに一般財源で確保する、これは望ましいことには間違いないわけですが、これも、直ちにそれを実現することは困難ではないかと。そういう情勢判断を前提にするならば、地方債を活用してその償還費を算入することによつて実質的に十一條の二の考へ方を維持していく、確保していくということが必要ではないかといふのが私の意見であり、そのことを論文に書いた次第でございます。

○細谷委員 大臣、私は石原審議官を、この論文

をとって被告席に置いたようなかっこうになっておりますけれども、これは大要示に富む論文で、しかも、自治省編の地方自治三十年記念自治論文集の一文として厚い本の中に掲載されておりますので、これは自治省の公式見解である。現実に「石原信雄」と書いてあるのですし、その後自治省のお歴々が論文を書いておられるのですから、それを取り上げて、私もこの論文は大要勉強になりましたと言っているわけです。

そこで大臣、私はさう言いますと、この国庫負担対象事業について「算入するものとする」という法律の精神があるにかかわらず、「算入すること止むを得ない」という形で石原審議官が片づけて、そして昭和五十一年、五十二年と同様地方債で賄って、そして後は基準財政需要額にやれば足るんだというの、厳密に言うところ地方財政法十一條の二の精神に背いておる、こう言わざるを得ないのでありますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 御指摘のように、地方財政法十一條の二は国庫負担事業につきまして基準財政需要額に算入いたしますことを明文化しておるのでございませうけれども、十一條の二は今日のような財政状況を予測しないノーマルな状況で処置ができませんような場合には、当然交付税法の定めるところによりまして基準財政需要額に算入さるべきことを予定しておいた条文であると思うのでありますけれども、最近の地方財政状況は、御承知のように多額の起債に依存せざるを得なくなつてまいっております、それが残念ながら九五%に到達をいたしておる、かようなことでございませうから、これが元利償還は別個に基準財政需要額算定の際に算入をいたすことにいたしました、その他の五%については、ここに書いてありますとおり、交付税法の定めるところによりまして基準財政需要額に算入する、かような処置をとりまして、いわば基準財政需要額算定に当たりましては、二つに分かれておりますようなかっこうになつてしまつておりますけれども、これは現在の地

方財政下におきましてはやむを得ない処置であらう、かように理解をいたしておりますが、十一條の二の精神は、多額の起債額を予定をしない状況を頭に描いての規定ではないだろうか、かように私はいま読んでおるところであります。

○細谷委員 念のために、これからの議論になるものですから、大臣にお尋ねしておきます。いまはノーマルな状態じゃない。だから、やむを得ないのだということでありませうが、ノーマルの状態でない現実を踏まえていかなければならぬというの、そのとおりでありませうけれども、じゃノーマルな状態であれば、十一條の二の精神なんというの、もうたな上げしちゃって、つかみで処理してよろしいというお考えはないと思うのです。異常事態に対しては異常と言ひながら、あるべき姿を展望しながら、合理性のある、理論性がある、どなたも納得できるような筋道の立つた措置をしていかなければならぬと思うのですが、この考え方について大臣はいかがですか。

○加藤国務大臣 今日のような多額の地方財源不足が生じておる状況下におきましては、先ほど申し上げましたような処置をとらざるを得ないのでありますけれども、理想的な姿をいたしましては、やはりできるだけ起債の金額を少なくしなければならぬのでありますし、一般財源を確保することによって、国庫負担事業等の裏が賄ひ得ますような体制をとつてまいりますことが理想の姿であらうと思ひます。

○細谷委員 異常事態にあつても、ノーマルな状態に返すためにあらゆる努力を払うと同時に、ノーマルな状態へのアプローチの方向で対応していくということでしょう。

○加藤国務大臣 そうでございます。

○細谷委員 わかりました。

か、現在の広域市町村整備事業というものとどういふ連関をつけていくのか。高等学校の生徒急増というふうな問題、これは必然的に起こつた今日の社会現象、こういうものに對して、交付税は中立であるから、これは需要額で取り入れるべきじゃないという意見がありますが、これにくみしますか、くみしませんか。

○山本(信)政府委員 交付税の需要の算定というものが、単に実績の追跡だけでなく、中立的でなければならぬ、これは基本的にはやはりその考え方はとるべきことであらうと思ひます。しかしながら、ただいま御指摘になりましたような、たとえば高校急増あるいは人口急増あるいは急減といったような各種の問題を考へてまいりますと、それは個々の団体が自分の政策としてどうこう、あるいは自分の施策だけでどうこうという問題でございます。やはり客観的な日本の社会経済の中におきましての地位としてそういうものにどう対処するかということになつてまいるわけでございます。まして、さういふ社会全体の構造から出てきたために対処しなければならぬもの、こういうものにつきましましてはやはり必要な財政需要というものを算定する、その方向でなるべく的確に算定し、かつ、いろいろなそれに対応ができるような交付税上の計算をするということも必要なることではないか。そういった方向での検討というのは常にやつていかなければならぬことと思ひております。

○細谷委員 大臣、いま財政局長からお答えいただいた。やはり世の中は進歩発展していくとなれば、交付税基準財政需要額においても、静的じゃなくて動的にこれをとらえて、あるべき地方自治の姿、それに対応するあるべき財政需要額、こういう形で対応していかなければならぬ、こういうのが財政局長の考えと思ひますが、大臣、そのとおり確認してよろしいですか。

○加藤国務大臣 地方財政に對応いたします措置といたしましては、硬直化してはならぬのであります。地方の事情等は急速に変化がなされつつあ

る部門も多いのでありますから、さういふ部門に對應いたしまして柔軟に對処いたしますのが地方財政のあり方である、かように考えます。

○細谷委員 もう一つ、石原さんをまたやり玉に上げて大要恐縮ですが、あなた、どうしてこんなに消極的なんですか。ちよつと読んでみましよう。「三全総計画の決定により、今後住民の地方定住を促進するための施策が取り上げられることとならうが、それが全地方公共団体の住民の利益につながるものであるならば、地方交付税総額の増額に見合つて、それに要する経費を基準財政需要額に算入することも積極的に検討すべきである。」ということでありませうけれども、「交付税総額の増額に見合つて」ということになりませうと、交付税総額の増額はわかりませう、それは大蔵省と自治大臣の問題です。「見合つて」なんというこ

とになりませうと、いつまでたつてもこういうことは百年河清を待つに等しいです。地方自治を動機にとらえることはできません。社会資本の整備というものを住民のニーズにこたへる、ナショナルミニマムを守つていく、保障するといふ、そういうものに対応できません、これは。地方交付税総額の増額に見合つてやりましよう、見合ななければ、増額がなければだめです、こんなことではないのですか、大臣。私は消極的だと思ひます。本人が書いてあるから、ちよつと心境を聞かしてください。

○石原(信)政府委員 私がそこで「見合つて」と表現いたしましたのは、現在の交付税制度の中で、現在の総枠の中でそういう問題を取り上げることはいけない、言うならば具体的にどういふことになるか、これからの問題と思ひますけれども、三全総の計画に沿つて各地域の整備を進めようとする場合に、それに必要な財政需要といふものを、いい方法があるならば交付税の財政需要の算定に反映させていいていいのじゃないかと私は思つておりますけれども、その場合に、現在の交付税の総枠の中でこれを行うということになりますと、関係のない三全総の新たな整備計画のない

団体の交付税をそちらに移すという意味になりますから、これは避けるべきだ、そういう新しい政策を交付税に負わしていくのであるならば、それはそれに見合せて交付税総額を増額する措置が必要である、そういう意味で「見合せて」という表現を用いたわけでありまして、交付税の総額の増額の必要性を直接訴える論文でなかったものから、一つの投資的経費の算定方法論といえましょうか、そういう場での議論でありますから、交付税総額の議論をそこで行っていないわけでありまして、私の気持ちとしては、いまの枠の中でそういう新しい政策をやっているとはいえない、それは不公平になる、新しい政策を展開するのであれば総額をその分だけ広げてやらなければいけない、そういう意味でございます。

○細谷委員 もう一遍お尋ねします。

交付税総額に見合せてということでありまして、交付税総額が現実に見合わないから、あつちをふやしておいでこつちを減らす、そういうことを現にやっているのじゃないですか。やっていないのか、やっているのか。あなたはやっていないというようにことを言っていますが、どうなんですか。やりくり、調整しているでしょう、総額は一定しているのですから。それも相当の借金を抱えてやっているのですから。

たとえば、私学の高等学校の助成というものは、恐らく昭和五十三年では需要額算入が千五百億を越すでしょう。あるいは学校の先生方の人権法、その給与を上げました。その半分というのは需要額に見合っているわけですから、これも莫大な需要額になっているでしょう。交付税総額は三二%で変わらないうけでありますから、新しい需要について裏づけをしなければ、どこかが引込んでいくと私は思うのですよ。審議官はそんなやりくりはしていませんと云って、こういうものをやりくりはしていませんと云って、こういうものから、見合せてということ置いて自分の方向を示したのだと言うけれども、これはおかしいでしょう。大臣が答える前に、やりくりしているで

しょう、それを認めるか認めぬか。

○石原(信)政府委員 ただいま御指摘の点は、現在の交付税率三二%の当否の議論につながる問題だと思ひます。御承知のように、昭和四十一年度に交付税率が三二%に引き上げられましてから今日まで、いろいろな制度改正によって地方団体の財政負担がふえていることは事実であります。ただ、その後の税制改正等による新しい地方税あるいは譲与税制度の創設その他財源面の強化も同時に行われております。そういう意味では、いわゆる制度論として歳出要因と交付税の財源要因、地方税の内容、こういったものを見ますと、それなりの制度改正は行われてきていると思ひます。しかし、しからば現在の交付税が現在の地方団体が負担している財政需要に対して見合っているかという点、これははっきり申し上げて見合っていないと、足りないから、本年度も御審議いただいているようないろいろな特別措置をお願いしているわけでありまして、その足りない原因がどこにあるのか、この辺もまたいろいろ御議論があるかと思ひますけれども、基本的原因は、国税三税、リンク対象となつております所得税や法人税、酒税、こういった税そのものの自然増収額が従前に比べてはるかに落ちてきてしまった、そのことが最大の原因ではないかと私は理解しております。しかし、いずれにしても、現在の地方団体が負担し得る財政負担に対して、現在の地方税、地方交付税による一般財源では足りない事態は明らかであります。そうした事態に対処するため、投資的経費については極力地方債の活用によつて対処しようというのが現状であります。そういう意味で、投資的経費を地方債に振りかえた。そのことがやりくりしたという表現であるならば、それはやりくりしたと思ひますけれども、私がその論文で取り上げたのは、そういう総額は一応別にいたしまして、配分論として、新しい政策を取り上げるならば、それに見合つた交付税の増額措置が必要であるということをお述べたわけでありまして、現在の異常な事態のもとにおける投

資的経費に対する財源措置のいろいろな特別措置、これを否定するものではございません。

○細谷委員 あなたは新たな需要ということをつた。新たな需要じゃないのですよ。いままで需要額に算入しておつたものも削減して、新しく制度的に起こつた需要の方に回しているわけだ。やりくりしている、こういうことですよ。それは一に交付税総額の問題である、こういうことをあなたも認めました。

大臣、あなたの部下もずいぶん苦労しているのですよ。そして、地方財政法からいって、その趣旨に反するような結果を生んでおるのです。それは一にかかつて総額だ、こういうふうにも私も理解しますし、その論文についてのいまのお答えもそういうことだと思ふのですが、やはり総額の問題にある。だとするならば、その総額を確保しなければいかぬ。その確保するための現状はどういうものか、現状と確保というものをどう調整していくのか、対応していくのかということが問題の焦点だと私は思ふのですよ。大臣、そう思ひになりますか。

○加藤国務大臣 御承知のように、基準財政需要額の算定をいたします際には、前年度を一応の目安にはいたしますものの、しかしその年度その年度の政策的な意欲を加味いたしましたので地方財政計画の需要額の算定でありますことは、御承知のとおりでございます。

そこで、昨年十一月にいわゆる三全総なるものが明らかにされました、その中には定住構想なるものがありますことは、いま御指摘のとおりでございます。定住構想を理念といたしながら、従来自治省が進めてまいりました広域市町村圏構想を発展させていかなければならぬことは申すまでもないことでございますから、これもまた基準財政需要額に算入いたします政策意欲の一つだ、かように考えますのが当然のことであろうと思ふのでございます。

そこで、基準財政需要額を算定いたしましたして、基準財政収入額をカウントをいたしました結果、

三兆五百億円の不足額が生じた、かようなことでございます。そこで、細谷委員がいま御指摘になつておられますことは、交付税特会が国税三税の三二%のみ、かような場合にはまさに新たな政策の展開が困難である、かようなロジックに当然なるのでありますけれども、基準財政収入額をカウントいたしましたところ不足をいたします三兆五百億円、これは一部起債を充当せざるを得なかつたのでありますけれども、交付税特会におきまして一兆五千五百億円の借入れをいたしておるのでございます。そして基準財政需要額の算定と平仄を合わせた、かようなことでございます。したがって、政策的な意欲を盛り込んだ結果不足をいたしました財源は、一部借入れに依存せざるを得なかつた、かようなことでございますから、結果といたしましては、きわめて流動的に政策意欲を盛り込んだ基準財政需要額の算定であり、またこれに見合う体制をとつた、かように御判断がいただければありがたい、かように思ひます。

○細谷委員 大臣としては、後段の方はあやうざるを得なかつたのでしよう。ロジックが合わないです。しかし、やはり最終的には総額の問題である。私はやりくりしたということをおし上げました。総額が足りないために、基準財政収入額のカウントの問題があるといひますけれども、五十二年度に、総額の問題から私は思ふのです、基準財政収入額のカウントを減らしておる例があります。これはやりくりの一つの例でしよう。財政局長知つていますか。基準財政収入額のカウントを減らしているわけですよ。総額はなんですから、需要額の方は計入したけれども、基準財政収入額のカウントをふやせば、その総額の間にはさましてしまふのです。そんなことをやっているじゃないですか。今後やるんですか、やらぬですか、そんなことは。やらぬがいいですよ。

○石原(信)政府委員 ただいま御指摘の点は、恐らく五十二年度の基準財政収入額の算定に当たりまして賦産税の収入額のいわゆる算入率と申しましようか、一定のデータによつて算出される額の

地方財政全体からいっても困るのではない、こ
ういうような考え方に立っているわけではござい
ます、まず国庫補助事業の大幅な拡大を図るこ
とが先決、そしてそういう措置に伴いまして、地
方負担額が増加して走ってまいりますものにつ
きましては、地方債を充当して、それは当然十
年債になつてくる、こういうような考え方ある
システムによりましてこの問題を解決してまいら
なければ、本来の同対法の考え方にたつてこ
ないのではなからうか。国と地方とそれぞれ同
和对策事業につきまして責任があるわけでは
ございませう、それは同時に国庫補助事業とい
うか、それは同時に国庫補助事業といふこと
で解決してこそ本来の国としての責任を果た
せるものではないか。こういうふうな考え方から、
常に各省庁に對しまして私どもとしての意見を
申し上げておるところでございまして、この努力
はさらに一層続けなければならぬ、国の対象事
業が年々上つてきてしまつたこともやはりさう
いふことであらうかと思ひますが、まだまだ私
どもの努力が足りませんので、今後とも一層そ
ちの国庫補助対象を上げるという方につきて
努力を地方団体とともに重ねてまいりたいと思
つておるところでございませう。

○細谷委員 国庫補助事業、国庫補助対象事業、
国庫負担事業とか言つておりますけれども、十
条のどこに書いてあるのですか。「同和对策事
業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に
充てるため起した地方債で自治大臣が指定した
もの」、自治大臣の指定権は国庫補助対象事業に
限定するということになりますと、自治大臣の指
定権といふのはもう大幅に狭められておつて、自
動的に各省が認めるものについて指定するとい
うのですから、自治大臣の指定権といふのは自
主性がなくないですか。国庫補助事業といふのは
どこに書いてあるのですか。大臣、どうですか。
十條には書いてないですよ。

○加藤国務大臣 十條には制限規定はございませ
んけれども、指定をいたしておりますものは、公
營企業のものを除きまして、国庫補助事業を對

象にいたしましてその裏負担の起債を對象といた
す、かような根本の考え方ではございませう。いま
局長が答弁いたしましたように、やはり国が大幅な
助成をいたしますことが当面の大きな課題でござ
いますから、それを強めていくことによりまして
できるだけ地方負担を軽減していかねければなら
ぬ、こういうぐあいに考えておられます、今後
もそういう方向で努力をいたしてまいりたい、こ
ういふぐあいに考えておるところであります。

○細谷委員 私は、この同和对策事業として自治
大臣が許可した地方債全部を十條の指定にしろと
いふようなことをいま申し上げておられるわけ
ではないのです。地方債を許可する場合に、あなた
の部下の地方債課長が事業を選別してゐるわけ
ですから、その中でも、こういう問題とこういう問題
は補助事業ではないけれども、自治大臣として指
定してやるべきだ、それが本當の意味の十條の期
待する指定権ではないですか。国庫補助事業にの
み指定してゐるものというものは、みづから十條
の期待してゐる指定権を放棄してゐるものだと
言わざるを得ない。それはなるほど、努力して補
助事業の枠がふえてきてゐるというところは、努力
の結果が数字にあらわれておられますけれども、こ
れでも本當の十條の期待するものではないと思
ふのです。これは財源を大蔵省がつかないからと
いふことになるかもしれないけれども、もつと
積極的にこの十條は法の趣旨に基づいて生かすよ
うにすべきだと思ふのですが、大蔵省、どう思
ひますか。

○足立説明員 突然のお尋ねでございませうけ
れども、同和对策事業につきましても、できるだけ財
源の付与に努めておるところでございませう。

○細谷委員 大臣、積極的に取り組みますか。
○加藤国務大臣 地方の負担が大変であることは
承知しておりますが、できるだけ負担を軽減す
る立場からいたしまして、また、同和事業を推
進してまいります立場からいたしまして、当面
の大きな課題といたしましては、各省庁へよく依
頼をいたしまして、対象範囲を拡大いたしました

り、また補助単価を引き上げましたり、さうな
補助体制を十分にとつていきますことが当面の大
きな課題でございませう。そして、その裏負担の起
債は見ていく、かような考え方が当面の大筋の取
り運びであらうと思ひますから、今後ともさうい
う方向で努力をいたしてまいりたい、こういうぐ
あいに私は考えております。

○細谷委員 これは同対法の答申に基づいて特別
措置法ができ、そしてやがて来年の春十年の期限
が来るわけでありませう、いまの数字では、特
別措置法が期待する第十條の自治大臣の指定権と
いふものは、大蔵のサイドにおいても自治省のサ
イドにおいても不十分だと私は思ひますので、法
の趣旨にのつとめて積極的に努力をしていただき
たい、こう思ひます。

そこで、いままで基準財政需要額の算入につ
いて、ソフトの部分について議論をしてきたわけ
でありますけれども、今度はハードの部分の議論を
してみたいと思ひます。私は基準財政需要額の
ここ数年の動きを見てみました。この数字をちょ
っと申し上げますから、それが認められることが
できるかどうか、お答えいただきたいと思います。

昭和五十年度は、都道府県、市町村、それから
それを合わせた基準財政需要額を見ますと、
都道府県の場合は都道府県に計算された基準
財政需要額のうち投資的経費の需要額が二一・
一％であります。市町村は二七・四％であります。

都道府県、市町村突っ込みますと、合計は投資的
経費が五十年度は二兆六千三百七十七億圓
といふこと、二四％であります。ところが五十
一年度は例の包括算入を削除する、あるいは地方
の公共事業の裏負担分八千億圓を地方債に振りか
ける、こういうことでどういふことが起こつたか
と言ひますと、都道府県の投資的経費は五十一
年度は一三・四と急激に落ち込みました。市町村
は二二・八と、これも急激に落ち込みました。そ
して全体としては二一・九と、前年度と比べま
すと六％も構成比が落ち込んだわけですね。五十
二年度はやや回復いたしまして、全体として投資的

費が五十一年度の二一・九が五十二年度は二一・
八となりました。今度、私どもがいま審議して
いるこの五十三年度の全体計画ではどうなるかとい
いますと、これから配分しようとする交付税が二
一・一％であります。この構成比はお認めにな
りますか。違ふところがあるかどうか、あつたら
具体的に教えていただきたい。

○山本(信)政府委員 ただいま御指摘になりま
した数字、そのとおりと存じます。

○細谷委員 大臣、昭和五十一年度は大変な異常
事態でありませう、五十年と比べまして、投資
的経費は基準財政需要額の全体で二四であつた
ものが五十一年度が一七・九に落ち込んで、今
度の全体計画では二一・一％でありますから、五
十年の二四よりまだ三％落ち込んでゐるのです。
先ほど来石原論文を中心にして議論しました。そ
してお答えいただいたことからは、これでは問題
があるのじゃないかと私は思ひます。大臣の所見
をお聞かせ願ひいたします。

○山本(信)政府委員 その前にちよつと御説明さ
せていただきます。

御案内のとおり五十一年度、五十二年度、御
指摘のような投資的経費としての算入額でござ
います。五十三年度も含めましてこれらの年の地
方財政対策といたしましての財源不足額の補てん
措置といふのに、地方建設債を中心いたします
ところの地方債の増額によつて措置せざるを得
なかつたわけではございませう、その部分につ
きましては、御案内のとおり、やはり基準財政需
要額といたしましても見合ひの投資的経費といふ
ものを削減せざるを得ない、かような操作が行
われた結果、御指摘のような数字になつてゐる
ところ、ございまして、残念ながら五十三年度
におきまして三兆五百億圓といふ財源不足額も、
そのうち一兆三千五百億圓は公共事業の裏負
担に對しますところの地方債の増額といふこと
によつて措置をされたわけではございませう。
したがひまして、従前の平常時の姿といふもの
と対比をいたしますと、どう

しても交付税の計算といふものは投資的経費とい

うものの算入率が低くならざるを得ない、かような結果でございまして、その意味におきましては、やはり五十三年度の地方財政対策も地方債の活用ということによって平常の状況には至っていない、この姿勢がこういったときにも交付税上もあらわれてござるを得ないというように存じておるところでございます。

○細谷委員 足立さん、いま私が申し上げました五十三年度の七兆四百億円という交付税総額、それをいまだどう配分するかという法律案を審議しているわけですが、交付税の全体計画は依然として五十年の投資的経費についての需要額の算入率に至っておられない。構成比で三、数字で言いますと、三、七、二一で二千億円以上のものが五十年度の構成比に持っていくために必要になるのです。こういう状態になっております。もちろん、いま財政局長が言ったように借入金等でやっておりますが、これはまた今後この需要額でどう見ていくかということがもう一つの議論の焦点点なんですけれども、とにかく総額の問題として、あっさり言って投資的経費が五十年度と比べましてもおおよそ二千億円程度下回っておるといふ勘定にならざるを得ないのでありますけれども、足立さん認めますか。

○足立説明員 ただいま先生の御指摘になっておられる数字は構成比の問題でございまして、構成比におきましては確かに投資的経費の構成比が約三、五十年より低い、これはそのとおりでございまして、その理由というものは、いま自治省の財政局長がお答えになったとおりだと私も考えております。

○細谷委員 先ほど私は五十三年度の地方財政計画は公共事業を中心とした地方における単独事業を大きく加えまして、四十八年度の地方財政計画の構造とほぼ似ているということを確認したわけでありまして、四十八年度の経常経費の割合はどのようになっていますか、お答えいただけますか。

○石原(信)政府委員 四十八年度は道府県、市町村合わせまして、経常的経費の割合が六九・六％、

それから投資的経費の割合が二九・四％になっております。

○細谷委員 私の数字とびしゃっと合っているのです。電算機で計算したのだからさうだろう。

もう少し具体的に言いますと、都道府県の経常経費が四十八年は七一・九、投資的経費が二六・九、公債費その他が一・二、合計一〇〇、市町村は、経常経費が六七・〇、投資的経費が三二・一、公債費等が〇・九で、合計一〇〇。そして合計いたしましたものが、四十八年度では経常経費が六九・六、投資的経費が二九・四、公債費が一・〇。ところが五十三年度の財政計画は、都道府県の場合に経常経費が七九・三、経常経費の構成比が大幅に上回っております。投資的経費が一七・〇でありますから、都道府県の場合構成比がおおよそ一〇％へこんでおります。公債費等が驚くなれ三・七となっているのです。一・二％であったものが三・七％です。莫大な需要額の増になつていっているわけですね。そうして市町村の場合には、経常経費が七一・八、投資的経費が二五・三、公債費等が二・八％。そして、先ほど申し上げましたように突込みでは経常経費が七五・七でありますから、ちよつと六・一％経常経費が大きくなつておつて、逆に投資的経費は二九・四から二一・一でありますから八・三％落ちておる。そうして公債費は一・〇が三・三でありまして、二・三もふえていっているのです。

こういう公共事業をやれ、やれ、そして地方も積極的に協力しようというこの五十三年度において、やるにもやれないじゃないですか、投資的経費がこんなんで。数字が如実に示しておるのです。よう、この数字をあなた方認めておるのですから、やるにもやれないじゃないですか。やれるのですか。数字では飯は食えないというかも知れぬけれども、これははれつきとしたあなた方の実績、それを示したのです。財政白書に、交付税総額の安定確保を図るなんて言つても、事は、大変大臣失礼ですが、ちゃんちゃらおかしい、こう言わざるを得ないでしょう。五十年の段階にまで戻

つてないのですよ。ましてや同じような構造の四十八年の段階まで戻つておられないわけですから。どうしますか。

○山本(信)政府委員 御指摘になりました数字は、まさにそのとおりであるわけでございしますが、先ほどお答え申し上げましたように、やはり五十三年度の地方財政対策といたしましては、三兆五百億円という大幅な財源不足に對しまして、一兆三千五百億円は建設地方債の増額によつて賄う、こういうような財政計画になつたわけでございします。

また、単独事業等につきましても、やはり地方債計画に相当程度の地方債というものを充当する、こういう措置によつて収支のバランスを合わしているわけでございまして、五十三年度の地方財政の対策といたしましては、やはり地方債の活用という点を大幅に取り入れていかねければ、おっしゃるやうに非常に交付税としての基準財政需要といふゆる一般財源という見方では非常に窮屈なものである、このことはそのとおりでございしますが、地方債の弾力的なそういった運用によりまして、またその地方債の必要額というものを確保することによりまして、計画に予定したとおりましますところの公共事業あるいは単独事業といふものは執行していただけるのではないかと考えているところでございします。

○細谷委員 財政局長が石原審議官でいい。仮にあなた方の足りない三兆五百億円というのを二等分して、国と地方は同負担、同罪、こういうことから来ているわけですよ、その辺はもうちよつとこれから議論しますけれども、石原審議官、あなたは数字に詳しいからちよつとお尋ねする。仮に五十年度の基準財政需要額、その中における投資的経費を需要額で裏づけしたといった場合には、幾ら金を加えればいいのか。総額に幾ら金を加えれば、七兆四百億円に幾ら加えれば、四十八年とは申しませんが、五十年度になりますか、あるいは四十八年にするまでには幾ら金が足らぬのか、総額の金額を言ってください。

○石原(信)政府委員 仮に五十年度の構成比、すなわち二四・〇であります、こゝまで五十三年度のベースで投資的経費をふやすという想定に立ちました場合には、総額として五千七百八十八億ほど投資的経費を増額する必要がある、こういうふうに考えます。

○細谷委員 私の計算では、もつとも計算方法が違ふのかもしれませんが、私の計算では五十年度の構成比にするといつしますと、三千八百九十億円総額をふやせば五十年度の構成比になるのです。四十八年度の構成比にするためには、一兆三千五百八十億円加えればいいのです。そういう計算であります、あなたとちよつと違いがあるね。数字を確認しておきたいと思う。

○石原(信)政府委員 私、さつき差し引き申し上げましたが、トータルで申しますと三千八百五十六億ですか、になると思ひます。

○細谷委員 私は三千八百九十億、石原審議官は三千八百六十億ばかり、この数字のちよつと違いもあります。四十八年度の数字もちよつとお聞きしないでが……。

○石原(信)政府委員 失礼しました。公債費の關係が入つておりましたので、トータルで申しますと、五十年度の構成比に戻すためには、三千八百八十九億九千四百万円ふやす必要があるということになります。

○細谷委員 私の数字とびたり合いました。それで、いまちよつとお屋になりましたから、ここで休んでいただいて、もうちよつと午後後に時間をいただいて詰めていきたい。

○木村委員 本会議終了後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時五十分開議

○木村委員 休憩前に引き続き会議を開きます。地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とす。

とし、質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷委員 午前中の質問におきまして、昭和五十三年度の交付税総額を三千八百五十億圓、私の計算では九十億圓でございませうけれども、その程度総額をふやしますと、五十、五十一年度に投資的経費を切ったわけでありまして、その段階の構成比に返るといふ点では数字に一致を見ました。

そこでお尋ねしたい点は、公共事業のウェイトが非常に高い四十八年度の構造に持つていったとした場合にはどのくらいの総額の増加が必要か、それは現在の三税に対して、率にいたしますと交付税率をどのくらい引き上げればよいということになるのか、その数字がわかっておたらばお答えいただきたいと思います。

○関根説明員 昭和四十八年度の構成比に置き直しまして計算をいたしますと、一兆三千五百八十億ほどの交付税の増加が必要になるわけでございします。その場合には国税三税の収入見込み額に對します割合といたしましては五十三年度におきまして八・一％、そういう数字になります。ただし、これは国税三税のベースを年度所属区分の変更によりまして取り込み分を加えておりますので、もしそれがないといたしますと九・一％になります。

○細谷委員 年度区分の取り込み約二兆圓、こういうものがあるのです、それがないいたしますと普通のベースでは九・一、取り込み、いわゆる五十三年度の三税の額、これから見ますと八・一％、これだけの交付税率の引き上げ、金額で申し上げますと一兆三千五百八十億圓程度が総額として必要である、こういうことである。

それで午前中の私の質問で、五十年の構造に戻したといたしますと三千八百九十億圓、二・三％、四十八年度のベースに交付税を戻しますと八・一％、こういうことになります。私の計算と数字はほぼ一致いたします。

た覚書、いわゆる二分の方式、とにかく不足財源の半分を交付税の方に借り入れる。そしてそれを半分まで国が持つて、半分は地方が持つという二分の方式というものは、全く根拠のないやり方であつて、何らかの合理性——そして私が午前中申し上げましたように、交付税のあるべき姿へのアプローチをしていくとすれば、少なくとも五十年、五十一年度に大幅に変えたわけでありまして、五十年に度に戻していく、そして四十八年の方向にアプローチしていくという、そういうことでない、寄せて二で割るという、ただけんか両成敗あるいは折半負担の方式というものは理論的でないし、交付税のあるべき姿を追求するためには、私は残念ながら、両大臣の覚書がありますけれども、誤つておる。もつとやはり根拠を明確にして対応すべきである、こう思うのであります、いかがでございしますか。

○加藤国務大臣 覚書によりまして、いわゆる二分の一負担のルールを明確にいたして、それを法案といたしまして御審議願つておるのでありますけれども、御指摘がございましたように、必ずしも明確な理論的な割り切った結果の二分の一負担、かようなことではないのでございまして、今日のような過渡的な経済情勢下におきましては、やむを得ざる処置としてかような取り決めにいたしましたのでございしますけれども、ただ、アバウトな言い方をいたしますならば、国と地方との一般財源の対比をいたしてみますところ、おおよそ二対一、ファイブ・ファイブ、かようなことも二分の一負担の原則を決めました根拠の一つには数えられまじうけれども、いま御指摘がございましたように、厳密に計算をいたしました理論的なものではないのでございします。

○細谷委員 アバウトで税と交付税を突っ込んで、平均するとファイブ・ファイブ、ファイブ、こういうことでありますけれども、それはマクロという表現も当たらないですね。全く寄せて二で割る方式だろうと私は思うのです。私がどうして五十二年度の交付税における投資的経費の算入が

きわめて不十分であるということを申し上げるかといひますと、私は後ほどまたちよつと議論したいのでありますけれども、先ほど来全体としてのことを申し上げましたけれども、たとえば府県では余り大きな差はございませぬけれども、市町村といふことになりまして、三百万人に近い市もある、それから一万人を割るような村、町がある。そこで、交付税の計算といふものがずいぶん変わってくるわけです。

そこで私が心配しておるのは、先ほどは府県とあるいは市町村という仕分けで申し上げたわけでありまして、あなたの方で、自治省で計算する大都市、都市、町村というふうに基準財政需要額における経常経費と投資的経費の構造を見てみますと、財政の貧弱な町村のことをちよつと申し上げますが、五十二年度におきましては町村の場合には経常経費が七一・六、投資的経費が二五・四、その他が二・九という構成であります。ところが四十八年度を見ますと、町村の場合に経常経費が六五・三、投資的経費が三二・九、その他が一・八でありますから、投資的経費において大体構造的に七・五％の差があるわけですよ。大臣、もう町村の財政といふものは全く弾力性のないところですね。言ってみますと、交付税が一般財源としては大宗をなしておる、大黒柱をなしておるわけですよ。その交付税で生きておる町村が、経常経費はともかくとしてこの投資的経費において五十二年度が二五・四で、四十八年度と比べますと七・五％も構造的な差があるということになりますと、現実に対応できないのではないかと私は思うのですよ。いかに自治大臣が洗ひざらいやってこの景況浮揚に努力すると言つても、協力しようにも素手ではできないわけでありまして、それは借金さしてやる、こういうことであります。こんなような構造では、これは町村が協力しようとしてもできないといふことがこの数字を見ても——これは私は自治省が毎年出しておる交付税の計数表をはじめてみたわけでありまして、私が言っているこの町村の数字は間違いない

のか、これほどの差があるという事実をお認めになるかどうか、お答えいただけます。

○石原(信)政府委員 手元に資料がございませぬので、確認はできませんが、傾向的に恐らく先生御指摘のような数字になっていると思ひます。

○関根説明員 ただいまの数字に間違いはないと思ひます。

○細谷委員 大蔵省主計局、町村までやろうとしているのに、全く財政の貧弱な硬直しておる町村が交付税において——構造上この金額はどのくらいになるかといひますと、七、七低いのでありまして、町村の需要額は一兆九千三百三十億圓でありますから、二兆として一千四百億圓ぐらゐの差になりますね。これは大変な違いです。こういう形の交付税措置で、とてもじゃないが町村は政府の期待にこたへることは不可能だろうと私は思うのですよ。大臣、この数字をどうお思いですか。

○山本(徳)政府委員 確かに五十二年度におきましても、五十三年度におきましても、投資的経費に充て得べき一般財源のウェイトが非常に減少している、御指摘のとおりであると思ひます。しかしながら、それぞれの年度におきましてはやはり投資事業を行います財源といたしましては地方債の活用といふことも同時に図つてはいるわけでございまして、確かに地方債がいいのか、一般財源がいいのか、これは本質的に議論がございします、より一般財源をもつて投資的経費に充て得るといふことが望ましいことは御指摘のとおりでございしますけれども、当面の問題といたしまして、それだけの事業を執行するにつけては地方債の活用といふことによりまして対処できるのではないかと思つておるわけでございします。

○細谷委員 ことし、とにかく水準を超えて山の頂点になるような公共事業を借金してやるわけですよ。そこまで町村も踏み切らなければならぬ、こういう状況になつておるわけでありまして、けれども、それは借金でやれと、借金でやらなければならぬ

らぬでしよう。しかし、少なくとも私は午前中石原論文を中心にして、そういうものについても一定の水準に基づいて、あるときは大きく水準を超すかも知れぬけれども、そういうものについては調整として、基準財政需要額として、今後その借りたものについて対応してやっていくというのが筋であります。いますぐそれだけの金がないわけですから、みんなそうやっているわけでしょう。二分の二の方式もそうでしょう。そういうことが私は必要だろと思うのです。それでなければ新聞の社説にあつたように、これは大変です。二、三年したらパンクしてしまいます。パンクといつてももうすでにパンクしているわけですから、どうにもならないと思うのです。私がいま特に申し上げているのは、全体としてもそうでありませうけれども、財政の貧弱な都道府県、それから大都市、それから都市と、例を挙げて申し上げましょうか。大都市では昭和五十二年は二四・四です、それから都市は二三・八、町村が二五・四で、町村が一番投資的経費が見られております。四十八年はどうかといいますが、大都市は三〇・七、都市は三二・四、町村が三二・九です。財政の貧弱なところについては投資的経費はよい見えていっているような傾向があるわけですよ。ところが現実には四十八年と同じような仕事をやる、それ以上の単独事業をやるといのが五十三年度の計画であるにかかわらず、七・五%も投資的経費の需要額の算入が落ち込んでいます。これは、これは許せないと思うのです。実際は、大臣、そういうことです。ですから二分の二の方式ではどうにもならない、こういうことが数字上証明されておると思うのでありますが、いかがですか。

式、かようなことで御審議を願わざるを得ない、かようなことでございましたが、今後できます早い機会にやはり行政全般にわたります制度改正を行いまして、できるだけ地方の自主財源が多くなり、また努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○細谷委員 二分の二の方式、当分の間、こういうことではありますけれども、こういうことでは現実どうにもならない、筋も通ってないということでありませうから、大臣の言葉のとおりひとつ、来年と言わずことしからでもそういう方向で全努力を傾注していただきたい、こう思います。

この点はこれだけにいたしまして、もう一つ、私が五十三年度の交付税の全体計画を見て驚くことは、基準財政需要額の中で経常経費、投資的経費を問題にしてみましたけれども、その他の経費という中において公債費、いわゆる借金の返済の元利について一部交付税の需要額に算入してあるわけでありませうけれども、驚くべきことは、この公債費の基準財政需要額の計入がまさしく異常なふえ方をしておるということでありませう。そしてその異常なふえ方の原因は何かと申しますと、地方税減収補てん償還費と財源対策償還費にありませう。この公債費の伸び率をちょっと拾ってみますと、財源対策償還費というのは五十二年から設けられました。今度の改正法では五十三年度から設けられましたが、いわゆる基礎の数値がふえていくわけでありませうけれども、地方税減収補てん償もふえていっております。この公債費が毎年毎年八〇%、詳しく言いますと五十一年度は八五・三、五十二年度が八二・七と、ものすごい速度で伸びていっております。そして今度の全体計画を見ても、かなり大きなものがこの公債費の需要額の増としてあらわれてきておるわけです。これはゆゆしいことだと思つておるわけですが、財政局長、そう思いませんか。

○山本(梧)政府委員 御指摘のとおり、五十三年度の年度途中から国も地方も非常な税収減に見舞われたわけでありまして、そのための対策とい

たしまして一部に減収補てん償、それからまた建設地方債の増発ということで財源対策債といううなもの、それそれ措置をいたしまして今日に至っているわけでありませう。五十年、五十一年、五十二年、また五十二年もそれを予定いたしておるわけでありまして、その意味におきまして非常に大幅な地方債の増額になっている、このことは御指摘のとおりであると思つておる。また、そうしてそれにつきましては、それぞれの事情によりまして特別の措置をいたしましてとりまして地方債でございますから、その元利償還金の一定部分につきまして、基準財政需要額に算入することにより個々の団体が財政運営上支障を来さないような措置をいたしておるわけでありまして、ただいま御指摘になりましたようなことで、この五十三年度まで入れました四年間の分が次第に急激にふえていくというふうな事情にあることは御指摘のとおりでございます。やはり地方財政の問題をいたしましては非常に重要な問題点の一つであると思つております。

なお、御案内のとおり、これらの償還につきましては、地方財政計画上歳出に公債費として立てまして、各年度におきまして地方財政の運営に支障がないような措置というものを私どもとしてはとつていかなければならない責務があるわけでありまして、そういうふうなことで、総体としての地方財政としても各年度において財政運営ができないというふうなことがないように最大の努力をしようという所存でございます。個々の団体におきまして、需要額に算入することによりまして特段にそのために困難を来すというふうなことがないように処置してまいりたい、こう思つておるところでございます。

○細谷委員 私が自治省からいただいた資料によりますと、公債費にかかわる測定単位の数値を申し上げますと、県分測定単位の数値が七千三百五十九億、五十三年度県分が七千四百四十二億、市町村分が五十二年度が三千五百二十

五億、五十三年度の数値が六千八百十四億。財源対策債合計いたしまして県、市町村合わせますと、五十三年度は一兆八千二百五十六億という数値ですよ。これの元利を今後ずっと返していかなければならぬ。減収補てん償については五十三年度の数値が、県が六千五百七十億、市町村が千五百二十二億、合わせて八千九百二十億、減収補てん財源対策債を加えますと二兆六千億、元利膨大なものを今後公債費として見ていかなければならぬ、こういうことになりませう、この数値はそれとおりですか。

○石原(信)政府委員 そのとおりでございます。○細谷委員 そうしますと、財源対策債の償還費、それから減収補てん償の償還費、減収補てん償はこれまで七十五億の単位費用が五十三年度では百六十八億になるわけですね。自治省の資料によりますと、これが五十四年度、五十五年度とだんだんと単位費用を上げていかなければ、償還費についての基準財政需要額の繰り込みが続けることができない、こういうことになっておりますが、そのとおりですか。

○石原(信)政府委員 公債償還費の基準財政需要額の算入につきましては、ただいま先生御指摘のように、借り入れた地方債の総額を測定単位といたしまして各年度の理論償還額を単位費用に組んでいるわけでありまして、現時点では据え置き期間中でありませうから利子だけを算入する、それが資金の質によって償還期が違ひますけれども、やがて元金償還に入ってくる、それにつれて単位費用が上がっていくわけでありまして、その上が

る状態は先生ただいま御指摘のとおりでございます。○細谷委員 あなたの方が示しました五十三年度の交付税の全体計画、基準財政需要額の伸びを見ますと、いま申し上げましたように、需要額計算の測定単位の数値が二兆六千億、そしてこれがまたふえていくわけでありませうから、五十三年度の全体計画だけでも千七百七十五億という交付税がもう自動的に公債償還の方に需要額として組

○加藤国務大臣 投資的経費の占めるパーセンテージが高いことが好ましい財政上の姿でございますが、しかし、国の経済情勢も御承知のとおりでございます。そして地方といたしましてはまた最大の努力をいたしたのでございませうけれども、いま御審議いただいておりますような二分の一方

み入れられていってしまうわけですね。これはものすごく大きいですね。これ以上のものが毎年ふえていくというのですよ、借金返済の需要額の算入で。恐ろしいと思いませんか。

○山本(信)政府委員 御指摘のとおり、五十年からの対策をいたしまして地方債で措置いたしましたものにつきまして、次第に元利償還がふえていく、そのとおりでございます。まだ五十三年度あたりは元金部分というのが比較的少ない段階でございます。それでも相当の額がふえるわけでございまして、次第にそのピークの時点に達しますと、やはり相当な額がふえていくというところは御指摘のとおりで、これはそれぞれの年度におきまして算定をいたしまして、それも含めまして地方財政として措置ができる、回っていくような、財政運営に困難を来さないような措置ができるようにそれぞれ対策を立てていかなければならないと存じております。

○細谷委員 私計算では、五十三年度のあなたの方がつくった全体計画において、いわゆる公債費として需要額に入ってくる数字はことし千四百四十九億加わってきますから、合計いたしますと、四千億円というものがこれへ入ってくるんです。公債費その他の経費の需要額として入ってくるんです。四千億、来年はもっとふえてくるのですよ、ウナギ登ります。言ってみますと、借金をした、そして交付税を借りた、そしてタコが自分の足を食うように、交付税のちよつとくらしいのふえというのは、すぐこの公債費の償還という形で食われてしまうのですよ。こういう事態がありありとあなたの方の数字の中にあられておるじゃありませんか。大臣、これ御存じですか。

○加藤国務大臣 ここ数年の地方財政の状況でございまして、しかし地方をいたしましてはやっていかなければならぬ多くの仕事がございますまして、勢い起債にその財源を求める、かような傾向が強くなっておりまして、年々公債費が増加してまいりますことは残念な地方財政構造だ、かよう

に思っております。しかし、過渡的な段階といったしましてはやむを得ない措置でございます。そこで、地方では十年ものの短期のものを借りかえしているようなところもございまして、これも、これを国並みとはまいりませんが、できるだけ将来に延伸するような措置をとりまして、公債費が急速に大きくならないような努力をせひいたしますと同時に、また、近い機会に税負担の増加等も求めながら行財政の改正が必要だ、このことを痛感いたしております。

○細谷委員 この問題について私がちよつと気づいた問題を申し上げますと、自治省の資料によりますと、基準財政需要額に計入されました公債費のうち、減収補てん債のうち、ある県はゼロなんでしょう。ある県はゼロで、その他の方も、言ってみると減収補てん債という形で全部いっております。一つの県だけがゼロですよ。こういうことになりまして、これは交付税の中立的な配分ということを侵しております。一都一府二府四十三県あるところで、一つの県だけが需要額は計算されていなくて、どこですか。和歌山県です。いや、それは税を後で精算するからちよつと損にならぬよ、こういうことになりまして、これはそんなことの言いわけになりませんよ、交付税の配分というのは、四千億になんとなす莫大な金を公債費の償還費として交付税で需要額として配っているわけでありまして、和歌山県はゼロです。ほかの県ではどのくらいかといえますと、この地方税減収補てん債として四百五十一億円の需要額の増が見込まれているわけですよ。ところが和歌山県はゼロです。これで交付税の中立的性が守られていると言えますか。お答えいただけます。

○石原(信)政府委員 御案内のように、地方債のうちでも地方税減収補てん債は、法人関係税の基準財政収入額に對しまして、その年度の現実の収入額が落ち込んだ場合に、その落ち込み分を地方債の発行によって補てんする、その補てんされた地方債の元利償還金を次年度以降基準財政需要額

に算入するという方法で、言うなれば実質的に精算制度にかかわる措置を講じておるわけでありまして、もし交付税総額が非常にふえるような状態であるならば、従来のやり方でやりますと、そのような基準財政収入額の過大算定については、次年度以降精算措置を講ずるというたてまえになっております。しかし、五十年、五十一年度、五十二年におきましてはその交付税総額が確保できなかったという事情もありまして、精算措置にかえて減収補てん債の発行を認めたわけであります。

御指摘の和歌山県につきましては、たしか東亜燃料の關係だと思ひますが、ほかの県はみんな前年度に對して基準財政収入額を割り込んだわけですから、和歌山県だけは逆に増収が立ったわけでありまして、したがって、減収補てん債の発行を認める必要がなかった、該当がなかった、そのために元利償還も当然立ててないわけですよ。これはほかの投資的経費の財源振りかえなどと全く性格を異にするものでありまして、基準財政収入額の過大算定があつた場合に、その過大算定分について減収補てん債の発行を認め、その償還費を財政需要に算入することによって技術的に精算措置にかえておるといふ性格によるものでござい

ます。

○細谷委員 たまたま和歌山県というところがおつしやるように法人税が入ってきたから——どこも軒並みに五十年の後半で税の減収が起つたときに穴があいたのですよ、その穴があいたところは全部減収補てん債で埋めてやつたわけですよ、和歌山県だけが埋めてないわけですよ。そして、埋めてやつた県に對してはびしやつと財源対策として今度は償還期ににらみ合せて利子、元金と払っていつていけるわけですよ。これは交付税です。ですから当然ですね、そういうふうな決めてあるのですから。ところが、和歌山県一県だけがこの対象にならぬというところは、たまたま特殊な事情で和歌山県の予定の地方税の減収が起らなかったという形でこの制度が適用されないで、いやも

うちやんと精算したんだから損はないんだ、あるいは得がある、そういうことになりまして。これは、ところによつてはメリット、デメリットを計算してやりますと、交付税制度の中立的性がこういうところから——これはアリのすき間どころじゃないのですよ、かぎの穴どころじゃないのですよ、詳しく精査しておりませんけれども、こういう形になるのではないかと。何か交付税制度をうまくやつてごまかすなら別ですよ。しかし、どうせ税のやつは翌年度精算されるんだからという形でこういうことになってまいりますと、交付税そのものの権威、中立性ということにかかわりを持つてくるのではないかと。この点、恐らく各地方団体ごととに借りた金、穴を埋めた金、それが千円当たりについて幾ら、こういうことで需要額がはじかれるわけですよ。それには種別補正がひつかかるわけですよ。種別補正がひつかかるわけであ

りますから、必ずしも借りた償還費一〇〇%でなくて、一〇一%のところもあるだろうし九八%のところもあると思うのですよ。これは交付税制度のそういう補正から来る問題であります。和歌山県はゼロなんですから——一番収入の少ないと言われる島根県、鳥取県ではどのくらい減収補てんがあつたかといひますと、一億四千九百四十七万、鳥取が一億五千六百六十万、こういう減収補てん債があつていふのですよ。これは全部交付税の基準財政需要額に今後計入されていくわけですよ。これは問題だということの特に指摘しておきたいと思ひます。

ところで、すでに五十三年度において公債費の償還のために元利とも四千億円の交付税で配つていく、七兆四百億の中からは配つていく、こういう事柄を数字的に見て、特にこの公債費の中に、減収補てん債と財源対策債については、皆さん方出した法律の中でも毎年のように改正していくわけですね。毎年のようにこの法案の中でも改正する。来年もこの部分が改正されるわけですよ。年度がふえていくわけですよ、数値がふえていくわけですよ。こうなつてまいりますと、特殊な、五十年、

五十一年、五十二年度と起つた問題でありますから、これは大臣、臨時特例交付金という形で別枠で処理すべきだと私は思うのです。これを交際付税の決まつた総枠の中から出していくということとは問題があると思うのですよ。借金でありますから、たまたま大きなところの減収があつたところはよい地方債をもらう。それについて需要額を後年度ずつともらうということになりますから、問題があるのですよ。これを別枠で処理したらいかがか、臨時特例交付金で処理すべきだ、こう思うのですが、いかがですか。

○山本(情)政府委員 御指摘の点でございますが、先ほど来申し上げましたように、その各年度におきます必要とする交付税の額、この交付税の額というのが現在の状況におきましては借り入れ

をしなければならぬ状況であるわけでありましたが、そういった総体としての交付税の必要額というものを確保する、その際の計算基礎といたしましては、御案内のとおり、地方財政計画上これららの公債費の歳出というものは完全な形で歳出に計上をいたすわけでございます。そうしてそれを交付税の一環として配分をするということになっているわけでございますから、特段に別途の財源措

置というものを取り出してしなければ財政措置と
いうのができない、こういうようなかつこうには
いまの取り扱いからいってなっていないわけでご
ざいまして、交付税におきまして、その点につ
きましては各団体に對します財政措置が十分可能
ではないか、こう思っているわけでございまし
て、特段に別途のものにいま直ちにしなければな
らないというようには考えていないところでござ
います。

性といふことに大變大きなかわり合いを持つてくるのではないか。したがって、そういう公債費について——交付税で見てやる必要がないと言つてゐるのじやないですよ。見てやることはよろしい、見てやるべきである。その場合には三二%の別枠で臨時特例交付金として対応していくべきではないか。私は、自治省と大蔵省のベースで言うのならば、この問題については別枠で——二分の一方式というのを使うのならば、公債費については地方団体ではいかんともしがたい經濟の推移の中から生まれてきた減収でありますから、これは國の方も責任を持ちましょう、与えられた交付税の枠内でやつていきなさいというタコ足食いのようなことはやめるべきだというのが私の意見ですよ。私の意見、間違つておりますか、大臣。

○山本(信)政府委員 別建てでということも確かに一つの考え方であると思うわけでございますが、ただいまのように総体として交付税の必要額というものを確保する、そのやり方の中におきましても、所要額というものは完全に計算されるわけでございます、ただいまとっております方法をもってしても十分対応できている、かように思っているところでございます。

○細谷委員 そんな認識じゃ困るのですよ。いまのような交付税に算入していくやり方については、大筋として賛成である。しかし交付税の需要額に織り込んだ原資というものは別枠でやるべきだ、こういうことです。私はさっき言ったように、五十年なり四十八年を一つの基礎として、それだけの投資的経費を見てやらなければ国の期待にこたえることができませんよという議論をしました。いま大臣も大體大方のその方向を是認された。

まずよ、あなたの方の資料でも明らかであります。これはその方法はいけれども、原資の方は別枠で臨時特例交付金というようなもので対応していかなければならぬということを申し上げているわけです。大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣　御意見はよく理解ができました。できませんでしたけれども、ただいまとっておりますような処置を恒久的な処置と考えておるのではございませんで、あくまで当分の間といたしまし
ての処置をとっておりまことが一点でございま
すことと、そして兩建ての臨時特別交付金のよう
な制度をとるといたしましても、問題はやはり財
源であらうかと思うのでございますから、財源的
に抜本体制がとられなければ兩建ての意義が薄ら
いでしまふのでございまして、別会計にして別建
てという御意見はよくわかるのでございますけれ
ども、しかし当分の間の処置としていまやってお
りますことを継続していく以外には道がなく、
別建ての意義がそう大きく広く展開される、かよ
うに理解をいたしておらないところでございま
す。

○細谷委員　そうは言うけれども、大臣、元の借りた数値、それは二兆四千億円ばかりということとでありまして、全年度としての需要額は、財源対策債としては五十三年度は千三百六十億円で、減収補てん債としては千三百四十億円で、合せて三千億円ばかりです。三千億円のばかりというのは、五十三年度に需要額の中で交際付税として配ってやらなければいかぬ数字でありますから、この程度のものは別枠で見えてやっていますか、こういうことを申し上げておるわけです。何兆円のことを言っているわけじやない

ことを言っている。お答えいただきたい。
○加藤國務大臣 財源不足の絶対量が決まっておることでございますし、また交付税特会におきます借入額も、不足財源を補つてまいりますためにはやむを得ざる措置として借りておるのでございまして、そこで資金の絶対量が増減がない限り、別建てをいたしましたために大きく地方財政に寄与するものがあるとは考えておらないのでございまして、別建てをいたします意義は、なるほど区分いたします点ではそれなりのメリットはあろうかと思うのでございますけれども、やはり交付税特会で一元的に処理いたします方がベターだ、こういう感じを強く持っております。

○細谷委員　まあここでははっきり答えられない、一元的に処理することはベター、私もそれを認めている。ただ原資はいけませんよ。交付税の枠内から出すということはいけませんよ、原資は臨時特別なものとして処理していくべきである、これが私の主張でありますから、よくひとつつ御検討をいただいて善処していただきたい。

時間があつたから、単位費用のいろいろな問題あるいは補正のあり方、こういうものについて若干お尋ねをしておきたいのであります。

まずお尋ねいたしたいことは、交付税に基づくこの補正額、いろいろな補正に基づく基準財政需費要額の増加額というのは五十二年度でどのくらいになっているか、お答えいただきたい。

○石原(信)政府委員 五十二年度の基準財政需要額の算定実績で申しまして、いわゆる補正による加算部分だけでございますが、加算による額が九千四百五十五億円になります。

○細谷委員　九千四百五十五億円。私が試算いたしましたところが、都道府県分が二千二百五十五億円、市町村分が七千百九十五億円、合計いたしまして九千四百五十億円でありますから、ほぼあ

○石原(信)政府委員 この九千四百五十億円を五年度の交付税の何%に相当いたしますか。

○石原(信)政府委員　この九千四百五十億円を五

十二年度の普通交付税で割り返しますと、一七・六％に相当いたします。

○細谷委員 普通交付税に割り返しますと一七・五％、交付税総額で割り返しますと一六・六％、そういうことですね。この数字も一致いたします。

ところで財政局長、あなたの方で出しておる地方財政要覧とかなか見ても、九千四百五十億円という数字はありませんよ。あなたの方の数字は五千七百五十七億円のほうですよ。要覧を見てください。

○柳説明員 お答え申し上げます。

要覧の中では主な補正による増加需要額という数字を示していますが、それには総合計額の数字が出ておりませんので、ちよつと確かめてみなければなりませんけれども、恐らく先生おっしゃった数字のとおりだろうと思ひます。その理由をいたしましては、従来からのいきさつによりまして要覧の中では全部の補正の数字が挙がっておりませんで、一部この表の中に挙げてない補正がございますので、そういう違いが出てくるものでございます。

○細谷委員 あなたの方の書いた沿革史を読んで見てちよつと数字を合わせなさい。それは五十一年度までしか出ておりませんから、あなたの方の資料によりますと、五十一年度は、九千四百五十億円と石原審議官が答えたところには七千七百九十六億円というのが対応するのですよ。その沿革史にはその数字は出ておりませんよ。なぜ、自治省が出しているいわゆる計数表と沿革史と要覧の数字が一々違うのですか。どれが本当なのかわからぬ。一般に公表されておらないあなたの方の計数表だけには書いてありますけれども、九千四百五十億円というのは出ておりますけれども、金を取って売っているのです。こんな資料を出して金を取って売っているのです。あきれますよ。どういふことなんでしょうか。

○石原(信)政府委員 要覧や沿革史で挙げました補正による加算額は、その主要なものを取り出したわけでございます。それからなお、計数資料では補正による増加要因をすべて洗いざらい掲げてある、どういふ基準で主要なものを選ぶかという点についてはいろいろ御意見があるかと思ひますが、私どもとしては各団体の関心のある項目の主要なものを選んで要覧並びに沿革史に掲げたというだけの理由でございます。

○細谷委員 要覧は、主な財政需要の増加額と書いてある。その沿革史には、特別な補正による財政需要額の増と書いてある。そこで主なものというところで逃げておられるのです。それを言うならば、五十一年度の丙地補正九億九千七百万というのが要覧に入っているでしょう。そして、投資補正というのを落としておられるのです。何が主なものであつて、一千九百億というのは主なものじゃないのですか。恐らく、この投資補正なんというのをい出しておると国会からやましく言われるから、補正が恣意的であるという指摘を受けるといふかぬからそういう資料を隠して出したのでしよう。

大臣、こういうことで、数字をきちんと出していただかなければいかぬ、そして自治省から出る資料はみんな同じような資料でなくてはいかぬと私は思ひます。金を取るわけですから——金を取つても結構ですよ、結構ですが、出てくる数字は、自治大臣のものと省から出るわけですから、みんな同じものにしていただきたいのですよ。私は気づきました。しかし、金出して買っている一般の人は気づかないかもしれせんよ。これが本態だと思ふのですよ。これはいけません。いかがでしょう。

○石原(信)政府委員 先ほど申し上げましたように、補正による加算需要額をどういふ基準で表示するかということでございます。投資補正を主とするか、地域地域によって差が出てくる要因、たとへば寒冷補正でありますとか人口急増補正でありますとか、こういういたる各地域の違いによって財政需要額を上乗せする、こういう要素はそれらの該当の団体にとって非常に関心のある事項でございますから、こういったものは金額が少なくても、たとえば丙地補正のように金額が少なくても拾い上げたわけでありまして、それから、投資補正はすべて単位費用の増額その他の形で算入されるものと考へ方として似た傾向がある。算定の技術として補正という方法で上乗せしておりますけれども、そういう補正を適用する特殊性といひますか、こういった見地から片方は主要なものに例示しなかつた、片方は例示したという考へ方です。

この辺はいろいろ御意見がありましようけれども、要覧その他で挙げております特殊な補正あるいは主な補正といったのは、そういう地域によつて差のある分を特に掲げたという考へ方でございます。まして、特に隠すという意味は全くございません。

○細谷委員 またそう答えるならば、あなたの方で出している密度補正というものは要覧にはゼロですよ。沿革史の方にはちゃんと出ているのです。そして広く一般には出してない計数表の中にはこういうものはずらつと出ております。そして、合算したものがあなたの方の九千四百五十億になつておられるのです。そんなけじめをつけやうぬで、特別何か知りませんけれども、とにかく補正というものを、あなたが言った数字になつておればそれは密度補正も入っている。ところが、密度補正は要覧にはないが沿革史の方にあるなどというのはおかしいでしょう。大臣、言えば幾らでも出てくるのですが、もう時間がないから、ずばりこんなことをやめていただきたい。

○加藤國務大臣 自治省が出しております書類がいろいろございます。いま御指摘のございました沿革史でありますとか年表でありますとか、あるいは白書でありますとか諸計画でありますとか、いろいろあるわけでございますけれども、細谷委員

員のような専門家はかりではございませんので、したがつて、その数字もなるべくわかりやすいような表現をしていかなければならぬのでございます。またこの年表に使われている数字とこの要覧とが違つておりますようなことがございますと混乱が起きますのでございまして、できるだけ整合性を保たせるような、また整合性を保ち得ないような性格のものがあるといひます。ならば、注書きなんかで丁寧にそのことを十分御理解願うような方法を今後とはつてまいりますように努めていかなければならぬ、かように感じておるところであります。

○細谷委員 このことについて私はしばしば、自治省から出るものはどういふ形の資料にいたしましても常に数字は同じものであつてほしい、数字は丁寧に扱つてほしいということを申し上げてきたわけですが、今度またはからずもそういうことが出ました。これは十分気がつけていただきたいと思います。そこで、私の持ち時間があと二分になりましたが、単位費用の決定の問題、それからその単位費用にいろいろな補正をしていく場合に、都道府県よりも、特に大都市と都市と町村という、人口十万人を標準としてやつておられるいろいろな補正の問題なりが出ておりますが、私が集計いたしました単位費用を算出するための経費総額、そういうことからどういふ一見矛盾と思はれるような点が起つておられるのかということについての一覧表を、こういう点に問題がある、そのよつて来る原因を知らせろということと交付税課にプリントしてやつておられます。それを私がチェックした部分についてきちんと具体的に数字でお答えをいただきたい、これを約束していただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本(信)政府委員 御要請のありました資料は、十分検討いたしまして御提出できるようにいたします。

○細谷委員 終わります。

○木村委員長 斎藤実君。

○斎藤(実)委員 私は、地方交付税法等の一部を

改正する法律案に關連いたしましたして、きわめて重要な問題でございますので、基本的な問題について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

御承知のように、五十三年度の地方財政は、三十四兆円余りの膨大な財政規模になっているわけでございます。この五十三年度の地方財源の不足は、三兆五百億圓となつております。この不足分は、一千五百億圓の臨時特例交付金以外は交付税會計の借金と地方債の増発というように、ほとんどが借金で措置をされておるわけでございます。五十三年度で連続して四年の財源不足を生じているわけでございますが、地方財政はますます深刻化をしているわけです。大臣としても現在の地方財政の現状をどのように認識をされているのか、まずこの点からお尋ねをいたしたい。

○加藤國務大臣 御指摘がございましたように、ここ数年來地方財政は多額の財源不足を生じておりました。ことに五十三年度におきましては、御承知のとおり、早期に景氣の回復をやつてのけなければならぬ。そのことが結果としては労働不安を解消する道につながつておる。かつまた、地方といたしましては、社会資本を充実いたしてまいらなければならぬために、いろいろやりたい仕事も多い。かようなことで基準財政需要額を算定いたし、同時に収入額を算定いたしましたところ、その結果といたしまして、不足財源が生じた、かようなことでございます。

不足財源は、たてまえといたしまして交付税を中心にしていくべきが筋でございますけれども、残念ながら交付税率の引き上げはかような流動期では困難だ、かようなことに相なつてまいりましたので、交付税特会で一兆五千五百億圓の借り入れをしなければならぬ、さようなことに相なつたのでございますが、しかし特会で借り放しではにっちもさっちもいかぬ状況が生まれることが明らかになつてまいりましたので、五十年度にさかのほりまして実質上二分の一を國が負担をする、かような措置をとらざるを得なかつたのでございますが、あくまでこれは当分の間の処置でございます。

まいりまして、これが地方財政につきましての恒常的な恒久的な体制だとは考へておりませんが、なるべく早い機会に行政兩面にわたる制度の改革を行うことによりまして対処してまいりますのが今後の大きな課題である、かように承知をいたしております。

○斎藤（実）委員 大臣からいま答弁がございました。地方自治体の財源不足については深刻に受けとめているというお話がございました。

そこで、御承知のように地方財源が連続して不足を生じた場合には、交付税法で交付税率の引き上げあるいは制度の改革を行うことを規定してあるわけでございます。これはもう何回も何回もこの委員会でも論議をされました。私は、この今日の地方財源の事態というものは、この法律の趣旨に沿つて当然これは交付税率を引き上げるべきではないか、当然そうでなくてはならぬと私は思ふ。自、自治大臣、私は特別にお願いを申し上げたいのは、交付税率の引き上げを行わないで安易な借金政策を続けていくわけですが、明確に簡単にこの交付税率を引き上げない理由を再度お尋ねをしたいと思います。

○加藤國務大臣 交付税率を引き上げますのがオソドックスな取り運びであると信じておりますけれども、しかし、交付税法のいま御指摘になりました六条の三の二は、二つの場合を選択的になすべし、かような法の精神だと考へておるのであります。交付税率の引き上げが行い得なかつた場合には制度改正を行いなさい、かようなことでございます。

そこで、どうして引き上げなかつたのか端的に答へよ、かような御指摘でございますが、國の財政状況も御承知のようなことでございます。いまは経済的にきわめて流動的な段階でまだ安定成長の段階には到達いたしておらず、かような流動的な時期に恒久的な交付税率の引き上げは困難であつた。そのほかに幾つか理由がございますけれども、いま申し上げましたようなことがその主たるものでございました。

○斎藤（実）委員 そこで大臣、私はお尋ねをしますが、大臣も交付税を引き上げることがこれがもうオソドックスな行き方だ、当然そう考へていらっしゃることは私も理解をいたします。

これは大蔵省との関連もありまして、引き上げについてはいろいろ問題があつたと私も思ひます。結果として交付税會計の借金の返済は、二分の一は國が見る、二分の一は地方が負担をするというところで落ちついたのですが、それで昨年の十二月の大蔵・自治兩大臣の覚書では「昭和五十三年度以降、地方財政が好転し、あるいは地方税財政制度の基本的改正が行われるまでの間」とあるわけですが、地方財政が好転したということは、現行の制度で地方財政が財源不足を生じないという意味にとつてよろしいのかどうか、いかがですか。

○加藤國務大臣 結論から申しますと、現行税制のもとにおきまして、あるいは現行交付税率のもとにおきまして、一般財源が飛躍的に増加いたしますことはなかなか困難であらうと思ひます。かつてのようにながら國經濟の高度成長の段階は再び来るべくもないと思ひますし、安定成長の段階で、いまの税制のもとにおいて飛躍的に國稅三税が多くなるともなかなか思ひがたいのであります。また、地方税もいまの税制のもとにおいてそう大きく伸びることが期待し得ますようなことは困難であらうと思ひます。したがつて、この中にございます「地方財政が好転し」と申しますのは、いまの制度のもとにおいてはなかなかには好転しがたい、かように受け取っております。

○斎藤（実）委員 私もそのように理解をするわけでございますが、さて、この地方財政収支試算を見ますと、現行制度のまま続けるケース、私はこれでは当分財源不足が続くだろうと思ふ。また増税を行えばの場合のケース、すなわち、あるいは増税とそれから支出の切り詰める場合のケース、この二つでなければ財源不足の解消にならないと考へるのか。私は、いま大臣の答弁では、

現行のままでは財源不足が解消をされるとはなかなか考へられないという御答弁がございましたが、この点についていかがですか。

○加藤國務大臣 國の場合と同様に、地方におきましても試算をいたしたことは御承知のとおりでございます。ただいま御指摘のございました地方財政試算のケースは、國の財政試算のケースCに対応いたすものでございまして、ケースCの場合は、國の場合昭和五十七年度までに十兆三千三百億圓の増税を仕組まなければならぬことを前提に計算いたしております。これとの整合性を持たせた意味での地方財政収支試算のケースは四兆円を超えますような増税を見込むといひますか、織り込むといひますか、さような試算をいたしておるのでございます。ただ、かような試算をいたしましたものの、直ちに四兆円を超えますような増税をやろうという政策的な意圖や意欲を感ぜたものではないのでございまして、將來にわたりまするめどを立てましたりいたしますような政策的な意圖ではないの御理解をいたされたいのであります。しかし、まさに論議さるべき条項であることは申すまでもないことでございまして、結論といたしましては、政府がケースCとして試算をしておりましたからそれに対応するものとしてのケースIを試算いたした、かような御理解をいただければありがたいと思ひます。

○斎藤（実）委員 大臣も地方財政が現状のままではなかなか好転がでないという御認識でございますし、私は一時的な財政措置ではこの地方財政の好転といふことは必ずしも思ひがたいと思ひます。したがつて、地方財政を再建するために早急に地方税財政制度の基本的な改革以外には私はないと思ふわけですが、早急にこれに取り組みむ意圖があるかどうか、大臣の決意を伺いたいと思ひます。

○加藤國務大臣 地方制度調査会や税制調査会の議論を拝聴いたしました。地方財政の抜本体制をとりましますことが先に延びれば延びるほど問題の解決をむずかしくしておる、なるべく早く取り組まなければならぬ、かような考へ方の御指摘がござ

ざいまして、私もまた同様に考えておるのでありまして、なるべく早い機会に基本的な改正と取り組んでいかなければならぬ、このことを痛感をいたしております。

○斎藤実委員 大臣から抜本的な改革に取り組んでいかなければならぬという決意が表明されました。

そこで、先ほど私が御質問いたしましたように、両大臣の覚書では、基本的制度改革が行われるまでの間、交付税会計の借金返済の二分の一を国が負担する、このことをいまの交付税法の改正案に盛り込んでいくわけでございますが、私はそれまでの間は交付税率の引き上げを断念をしたというふうに理解をしてよろしいかどうか伺いた

○加藤国務大臣 交付税率の改正を断念いたしているわけではございませんでして、先ほど申しましたように、なるべく早い機会に制度の基本的な改正を行ってまいりたい。制度の基本的な改正は、たとえば法人事業税の外形標準課税を導入いたしますような具体方法もございまして、また、事交付税と関連をいたしますならば、国税において新税が創設されます機会に国税三税を国税四税あるいは国税五税、かようにエクスパンドしてまいりますことも一つの方法でございまして、交付税率の引き上げは、さような新しい税源を確保いたしましたり、また交付税対象を拡大いたす問題との関連において交付税率の引き上げの問題を考えて対処すべきだ、かように考えておりますので、したがって交付税率の引き上げを断念いたしているわけではございませんで、当分の間とは言いながら、相当期間このままの状況は続くのではないかと、かような見方も一部にはあるようでありまして、私もいたしましてはなるべく早い機会に改正を行っていくべきだ、こういう考え方で対処してまいろうと思っております。

○斎藤実委員 大臣、地方税財政制度の抜本的な改革は早急にやりたいという御答弁でございまして、これは前々から、もう何年も何年も自治

大臣がこの場で、取り組みたいあるいは早急にやりたいという答弁がずいぶんありました。こういう時代になりまして、やはり地方自治体、あるいは国もそうですが、ここで早急に抜本的な改正をやりたいたいという大臣の答弁でございまして、いつ取り組むのか、いつごろをめどにおやりになるのか、五十三年度にそれをあらあら案を提示するのか。これはもう毎回毎回同じような答弁をされてまいりました。加藤国務大臣は地方行政のベテランでございまして、ここでひとつの程度の日程で取り組むのか、あるいは試案なり何なりを発表されるつもりがあるのか、再度お尋ねいたします。

○加藤国務大臣 実は五十三年度の予算編成に当たりましては私なりの努力をいたしたつもりでございまして、結果としては実ることが困難でございまして、五十三年度に対処する考え方の基本的なものといたしましては、やはり交付税も六・五％程度は引き上げるべきだ、かような主張を持ったのであります。また新たに石油税が創設され、それが一般財源として使われるならば交付税対象にも加えていくべきだ、こういう考え方も持ったのであります。また法人事業税の外形標準課税の導入もいたしたい、かようなことであり、ことに外形標準課税導入につきましては、都道府県知事会等から非常に強い要望がございまして、ぜひ実現をしたい、かような意欲で取り組んでまいりましたのでありますけれども、結果といたしましては、いま御審議願っておりますような処置をとらざるを得なかったようなことでございまして、そこで具体的にプログラムを持って、かような御指摘でございまして、私どもは税制調査会や地方制度調査会とよく相談をいたしながら、なるべく早く実現いたしますような方向で取り組んでまいり、ことに外形標準課税の導入につきましても、知事会といたしまして五十三年度に見送ったことは非常に残念だ、どうしても五十四年度では実現すべきだ、かような強い意欲でございまして、自治省といたしましてまた同様の考え方を持っ

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号 昭和五十三年四月十一日

ておるのでございまして、ただ、国の段階において新たに考えられることが予想されます。税との関連などがございまして、五十四年どんぴしやりと実現をいたします、かようなことがなかなか明言できないのでありますけれども、なるべく早く実現するように努力をいたしてまいりたい、かような決意でございまして。

○斎藤実委員 この二月二十八日の当委員会では、五十二年度に引き続き予想される財源不足はこれを完全に補てんをする、そうして地方財源の確保を図ると述べているわけでございまして、しかし、五十三年度の地方財政対策を見る限りにおきましては、完全に補てんしたとはとうてい言えないと私は思うわけでございまして。五十三年度の対策はいわば借金を押しつけただけでありまして、完全に補てんするということならこの借金は国が全額持つべきと私は思うわけでございまして、いかがですか、大臣。

○加藤国務大臣 私が完全に補てんをいたしました、かように申しましたのは、五十三年度におきまして三兆五百億円の財源不足が生じてまいりました。そしてそのうち一兆三千五百億円は起債に財源を求めるとにいたしまして、そしてなお不足をいたします一兆七千億円につきましては一部臨時特がございすけれども、しかし交付税特会に借り入れまして、その借り入れも、直ちに償還しなければならぬものではございまして、無利息の金を五年据え置きまして、六年目から十年で返す、そしてこの返す分については国が半分を實質上見てまいりましょう、かようなことでございすから、中身のことにありますと、交付税率を引き上げて一兆七千億円を埋めればよかったではないかという議論もあるかと思うのでございまして、諸般の事情を勘案いたしましてそのことができなかったものであります、少なくとも不足をいたします三兆五百億円については、これを完全に埋めることができたという意味で申しましたので、さように御理解いただきたいと思います。

○斎藤実委員 交付税会計の借金については国

が半分、地方が半分、これは当然借金であるわけですが……。

そこで、財源不足のために増発した地方債の元利償還部分は八〇％だというふうに見られるわけですが、この地方債の件については交付税の基準財政需要額に算入すると言っているわけでございす、が、こういう措置をとるのではなくて、たとえば国の補給金等で財源措置を講ずべきではないか。これは各方面からの強い要請があるわけでございす。そうしなければ、大臣が述べたように完全に補てんしたということにならないと私は思うわけですが、この地方自治体の財政難を考えれば、こういうような措置をとってもよいのではないかとと思うわけですが、大臣いかがですか。

○加藤国務大臣 理想的には地方団体も借金をせずにはやってまいることでございますけれども、しかし、国の財政状況も御承知のとおりでございまして、多額の特例公債を発行しなければやていけないという状況でございす。地方あつての国であると同時に、また国あつての地方であつて、両者相まってわが国経済の発展、また国民の幸せ増進のためにやていかなければならぬ、私はいづもかような考え方でございす。そういう状況下でございまして、理屈的な形ではございせんけれども、起債はやむを得なかった措置でございまして、ことに五十三年度におきましては早期に景気の回復を図っていかねばならぬ、私はいづもか、かつた、そのことが労働不安の解消にもつながってきまして、これは申すまでもないことでございす。それから、それから地方では社会資本の充実に非常な立ちおくれがございまして、地方団体におきましては、あの仕事もやりたいこの仕事もやりたいという仕事はいっぱいあるのでございすから、極端な言い方をいたしますと、縮小均衡の体制をとれば借金なしに、あるいはわずかの借金でやっていけるというとも言えまじょうけれども、しかしそれを許さない状況でございすので、相当の起債をいたさざるを得なかったことも、これまた現段階においてはやむを得なかったこととの

御理解をぜひいただきたい、かように思う次第であります。

○斎藤(実)委員 政府は地方債の資金の充実に努めておられるわけでございます。政府資金については見ますと、構成比では前年の三六・六%から三九・三%、わずかに上回っているわけですが、国債の大量発行に加えて民間資金需要の創出を考えると、地方債の消化は地方団体の財政運営上大きな課題だといふふうに考えられるわけでございますが、繰上債の消化の見通しについて局長答弁してください。

○山本(信)政府委員 御指摘のとおり、明年度の地方財政計画におきましては相当に地方債の増発を予定いたし、地方債計画もそれに対応して六兆を超えるような規模のものを策定いたしたところでございます。ただ、その際なるべくは政府資金といふような良質の資金をより多く充当したいという考えから、従来に比べますと政府資金の率というものが相当程度増しているような次第でございます。ただ、それは申しまして、これは通常ベース、要するに国の財政、地方財政がともにこういう状況になる以前のベースまではとてもまだ達していないということでございまして、そういう意味ではまだまだでございますけれども、なるべく政府資金を多く充当する、しかも財政力の弱い一般市町村については地方債資金の場合にはなるべく政府資金を充てる、こういう方針でございます。また同時に、一般市町村の例の財源対策債というようなものはほとんど全部政府資金で充てられる、こういうのもついているわけでございます。また同時に、例の地方団体から非常に要望の強かった公営企業金融公庫の実質改組によりまして、単独事業のうちの三事業について普通会計債に公庫が融資をするという道も今回の法律改正の中に含めてお願いを申しているわけでございます。そういう点もやはりよりよき資金の獲得のための措置と御理解を賜りたいわけでございます。

こういう現在の金融情勢でございますから、公

定歩合の引き下げに伴いまして市中金利も相当下がってまいっておりますし、現在のところ各地方団体、一般市町村においても個別に繰上債の資金化が非常に困難であるというところは特段には聞いていないわけでございますが、そういう事態が個々の団体において出てきた場合には、それぞれ大蔵省とも協議いたしまして、個別の指導もいたしまして、各団体が資金の獲得に困難を来すことがないように手当てをいたしたいと思っておりますところでございます。

○斎藤(実)委員 次は、国と地方との財政秩序の確立の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほど来の議論の中でも明らかなように、国も地方も四年続きの財政危機に直面をしているわけでございます。したがって、自治体もみずから行政事務あるいは事業の見直し、財政健全化の努力を今日まで行ってきたわけでございます。わが国の地方自治発展の経過から見ても、現在の地方自治体は依然として国の下請機関だといふ感じがするのではないかと。また見方によりましては、国の言うことでは何でも聞かなければいかぬという気分もあるのではないかと。私はこういうようなことは地方自治の原則から見てもことに残念なことだと思つておられるわけですが、昭和五十三年度の地方財政計画の策定方針においても財源の重点的配分と節度ある財政運営を行うことを基本としているわけでございます。その一環として今回の交付税改正案においても、人件費の高騰、物価の上昇等コストの増加に応じて風俗営業等取締法の初め十二の法律に規定している手数料の限度額の引き上げを行う予定にしております。受益者負担の適正化を図ることとしておられるわけでございますが、このように手数料まで引き上げようとしている中で、私は手数料を引き上げる以前に国と地方との行政、財政の秩序を正すべきである、また正さなければならぬ問題が数多くあることを指摘せざるを得ません。国と地方との行政財政秩序の維持というところはきわめて大事なことでございまして、

自治大臣の基本的な見解をお伺いしたいと思ひます。

○加藤(実)大臣 地方は財政的に非常な苦勞をいたしております。そういう中において負担の増加を求めざるを得ない状況でございますけれども、いま斎藤議員から御指摘がございましたように、財政秩序を正してまいりませんことにはなかなか地域住民の皆さん方が納得がたないのでございます。また、自治省といたしましては、各地方団体に對しまして、なすべきことをまず先にいたしておるわけでございまして、たといば行政機構にいたしましても、わが国経済の高度成長を遂げてまいりましたその当時の拡大された機構そのまゝを維持する必要のない部門等もずいぶんあるものでございます。また、そういう点を改めたりいたしましたり、また、相当年数が経過しておる事業なんかで、もう継続していく必要のないもの等もございまして、そういう事業の見直しをしてもらなければならぬのであります。また、人員の定数管理等につきましてもいろいろ創意や工夫をなしていくべきもの、そして経費の節約を図っていくべきものが多いのでございまして、そういうことを地方団体にも求めながら秩序を正してまいりますものと、また、いわゆる税制上の特別措置などもございまして、これが既得権化いたしましたり、マンネリ化してはならないのでございまして、ですから、そういうことは正していかなければなりませんので、この国会におきまして御審議をいただきましたように、八件四品目、合わせて十二のことにつきまして特別措置を廃止いたす、かような措置もとってまいっております。かような措置もとってまいりながら財政秩序を確立していかねければならぬ。

また、中央が地方に對しまして筋の通らない負担を求めているものもあるものでありますから、そういうものにも對しまして、この点はよろしくありませぬよということを地方といたしましては勇政に強く中央に申しまして、ため直していかねばならぬ、さようなことを総合的に取り運んでまいりまして財政秩序の確立に努めてまいりたい、かように考えているところでございます。

○斎藤(実)委員 大臣から行政財政の秩序を確立していかなければならないという決意のほどを承りましたが、特に、地方財政法第二条第二項にも明確にうたっているわけですが、国が地方財政の自律性を損ない、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならないということが明確に義務づけられておる。そこで、国の施設、構造物あるいは土地で地方公共団体が当然使用料をもらわなければならぬ性質のものを、国が無償で、長いのは四十年、五十年、十年、二十年はざらです。長期間にわたつて国が押しついたり、手続がめんどうだから所要の手続をしなかつたり、これはもう大変な事例があるわけですが、この問題については各方面からいろいろ指摘をされてまいりましたが、いまだに是正をされておらない。自治大臣、いままでどういう措置、対策を講じてきたのか、まずその点から伺いたいと思ひます。

○山本(信)政府委員 御指摘のような事例が間々見受けられたわけでございます。これまで自治省といたしましては、国の各省庁に對しまして、このような適当でない事例を早急に是正することを次官名をもちまして申し入れを重ねてきたところでございます。数年間にわたりましてそういった申し入れをいたしましたし、特に必要のあるものにつきましては、具体的に施設等を指摘いたしました。各省にその是正方をお願いするということを重ねてまいりました。その結果でございますが、最近になりまして次第に是正方の措置というものをとられるところも見受けられるようになってまいっているわけでございます。その点はそれなりに前進といえますが、そういうものが残されているとは思つておられるわけでございますが、なお全体としてはそれに漏れておるというものもあり得べしと思われるわけでありまして、なお一層各省庁に對しまして、法令の規定に違背するような事象のないように強硬に申し入れて

まいりたい、こう思っておるところでございます。

○審議委員 自治体から無償で借りている用地、施設につきまして、局長は間々見受けられたと言いますけれども、これは間々見受けられたという問題じゃないです。私が調べたところによりますと、文部省、通産省、農林省、運輸省、建設省、北海道開発庁、件数は、ことしの一月で二万九千六百八件ある。これは用地です。施設は五十五件。用地の面積は七百四十八万四千四百九十一平方メートルというのです。これはもう大変な広い面積をただ使っておるわけです。この一年や二年というのじゃなくて、長年にわたって使用している。これは法の秩序といえますか、確かに地方自治団体に對しては、自治省は厳しい規定や、あるいは指導をやつてます、法律を守りなさい。しかし、当然法を守るべき国が法に違反をしてい

るということは許されるべきことではない。法を守るべき国がみずから法を破っているということとは一体どういうことなんでしょう。

聞くとところによりますと、自治省は、過去、事務次官通達あるいは財政局長名で、あるいは指導課長の名前で何度も各省に通達を出しておるらしいです。あるいは、都道府県知事にも、これは違法だ、しかるべき要求をしなさいという指導もしているようですが、なぜ、こういうふうにいままでも何遍も指摘をされていながらこの実態が改まっていけないか。私は、所管は自治省だと思ふし、間々見受けられるというような答弁をしてもらつては困る。どういふ予算措置をしたのがどれくらいで、予算措置をしないのがどれくらいだという有償、無償の実態の調査をすべきだし、自治省として全貌を把握すべきだと思うのですが、いままでもやつたことがあるのですか。

○山本信行 政府委員 全地方団体を通じての国に對します施設の提供の全調査というのは、残念ながら、私もまだいたしたことはございません。ただ、ただいま御指摘になりました各省庁等につきましても、それぞれいろいろな点から問題

点が出てまいります。そういったものにつきましては、各省なり地方団体側と連絡をとりまして、そういったものの実態の把握には努めてまいつたところでございます。

○審議委員 自治体から無償で借り上げている用地、施設につきまして、地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項では、国及び公社等が設置する施設に對して地方公共団体が経費を負担することを禁止している、こういう趣旨であると思ふのですが、国が自治体から用地、施設等の無償貸与あるいは減免措置を受けていることは違法だというふうに私は考えるわけですが、法制局長官、御答弁をお願いしたい。

○真田政府委員 お答え申し上げます。

地方財政再建促進特別措置法第二十四条の解釈についてのお尋ねだと思ひますが、この点につきましては、御記憶だろうと思ひますが、実は、昨年の三月十八日に当院の予算委員会でお答えしておりました、また、同じ趣旨のことを、四月十一日に、やはり公明党の矢追委員に對しても私からお答えを申し上げております。その趣旨は、もともと地方財政法の四條の五自体に、国が地方公共団体に對して間接的であらうと直接的であらうと強制的な寄付金の割り当てをしてはならないというのが書いてあるわけでございます。これは条文にあるとおり國の方のサイドから強制的な寄付金の割り当てをしてはいけない、こういう規定でございますが、先ほどの特別措置法の二十四條二項は、これは今度は逆に地方の方のサイドから、地方は自分の間國なり公社、公団その他の特殊法人に對して、一定の場合には別として、原則としては寄付をしてはならない、こう書いてあるわけでございます。この寄付というのを文字どおり読みますと、金銭の寄付が普通でございますけれども、この立法の趣旨は、申し上げるまでもなく地方財政の確立を保つ、それから國と地方の間の財政調整を図るという趣旨から出ておるわけでございますから、実質的に寄付に該当すると思はれるような行為、たとえばいまおっしゃ

いましたような地方公共団体の土地なり建築物を無償で國が借りる、公社が借りる、特殊法人が借りるというようなことはこの二十四條二項の趣旨に違反する、とても違法とは言えませんというふうには実はお答えしたわけでございます。

ただ、いまちょっと申し上げましたように例外がございまして。例外にまた二種類ございまして、法律自身の附則にこの制度ができたときより前から契約が結ばれておつて、その契約に基づいて行われるものはよろしい、それからもう一つは政令にゆだねてありまして、その政令に幾つか例外的な事項がありまして、それに該当する場合であつて、しかもあらかじめ自治大臣の承認を得た場合にはよろしい、かようなことになっているわけでございますので、そういう例外、つまり許容事項に当たらない場合には違法とは言いがたいという趣旨のことを申し上げた次第でございます。

○審議委員 いま法制局長官から特例以外は適法と言いがたいという答弁がありましたが、適法と認めたいということは、私は違法だというふうに理解をしてよろしいのではないかと、こういうふうに思ひます。

そこで、文部省にお尋ねをいたしますが、自治省のいままでの通達をどのように認識をしていらっしゃるのか伺いたいと思ふ。

五十三年度予算にどのように反映をされたのか、また五十三年度で措置をされていないのはどういふものがあるのか示していただきたい。

○神山説明員 お答えいたします。

自治省事務次官通達につきましては、文部省といたしましてはその趣旨を踏まえて改善を要するものについてはその改善の措置を講じ、各般の施策を取り進めているところでございます。

二番目の五十三年度予算で反映されたものはどのようなものがあるかという先生の御質問でございますけれども、新設医科大学等の土地建物借料の予算につきましては年々その増額に努力しているところでございます。五十三年度におきましては対前年度四億六千三百万円増の十五億四千七

百万円を計上しております。それからまた国立婦人教育会館の用地につきましては、五十二年十月に開所したこともありまして一部を無償で借りておりましたが、五十三年度からは全面積を有償で借りることとしたしております。それからまた、これは秋田大学の医学部敷地についてでございますけれども、五十二年度中に国有財産との交換を完了いたしました。それから浜松医科大学の敷地につきましても、五十三年度中に交換すべく現在手続を進めているところでございます。

それからなお残余のものについてでございますけれども、その他のものは大学の実習研究施設が大半を占めておりまして、これらはその所在する地域の学術文化とかあるいは産業及び生活環境の向上等に貢献するという地方自治体の理解によりまして、それぞれ地元の積極的な協力もありまして、地方自治体議会の議決等に基づきまして無償で借りているものでございますが、先ほど先生が御指摘されました地方財政再建促進特別措置法の趣旨を踏まえまして、それぞれについて従来の経緯等も十分考慮の上、自治省、財政当局も含めまして文部省としても検討を重ねてまいりたい、かように思つております。

○審議委員 地元の議会の同意あるいは条例というものは問題にならない。現在も処置をされてない大きなものは、国立大学の土地が四十三校、百三十四万二千七百七十七平方メートル、建物九校、九千七百九十八平方メートル、京都国立近代美術館あるいは国立科学博物館、国立婦人教育会館等大変な面積をまだそのまま処置されてないわけですね。そのほか国立遺伝学研究所、文化庁、国立西洋美術館、国立特殊教育総合研究所など、これはまだ無償になっておるわけですが、これはどうして処置されなかったのですか。再度お聞きします。

○神山説明員 先生御指摘のいまの大学あるいは試験研究機関の研究用地につきましては、文部省といたしましては新設医科大学等あるいはまた地方自治体にいろいろ御迷惑をかけた緊急に措置す

るものがございます。その方の財政的な措置を先行いたしまして、いまのようなものにつきましては今後漸次財政当局あるいは自治省と御協議の上処理する予定でありましたもので、若干その措置がとれておるところでございます。

○斎藤(実)委員 これは早急に措置をしてもらいたいと思うわけです。

それから、自治省は毎年財政運営通達を地方公共団体に発行しているわけですが、特に無償の根拠規定とされているこれらの条例や議決を当然廃止されるべきだろうと私は思うのです。というのは、先ほど申し上げましたように、再建法二十四条二項ではこれは明確に違反だという規定をされておるわけですが、こういう国の機関に対して無償で貸与するという条例や決議はもう無効だろうと私は思うのです。これに対して自治省としてはどういう処置をとられるのか伺いたいと思います。

○山本(信)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、各地方団体に次官名をもちまして財政運営通達を出しておるわけですが、その中におきまして、五十二年分で申し上げても「国・公社等の政府機関との間における経費負担関係についても、例えば施設用地の無償提供等法の趣旨に照らして遺憾な例がなお見受けられる。当省としてもこのような事例については、関係各省庁にその是正方を申し入れる等その改善に努力する所存であるが、このような事例の中には、地方団体の財政運営の姿勢に起因するところもあるもので、法の趣旨に反することのないよう対処すること。」という注意を喚起いたしているところでございます。地方団体側におかれましては、このような財政運営通達というものの趣旨を十分理解をいただいて、安易に従来議決があったからというようにもって処理をされないように私どもとしても一層注意を喚起してまいりたい、こう思っております。

○斎藤(実)委員 局長、確かに地方自治体に対して次官名で八回の通達を出している。しかし、当然国が負担をしなければならないものについて、いまだに三千件もあるのです。先ほど申し上げましたように、当然地方自治体に支払われなければならない借りてある面積は七百六十万平方メートルくらいある。いまの答弁を聞いていますと、通達を出している、出しているということも何回も聞いておるわけです。では、これだけの通達を出して、いまだにこういうものが残っているというの、一体どういうことなんでしょうか。これはもう具体的に是正させるという対策を強力にとるべきだと私は思うわけですが、大臣、いかがですか。法を守るべき国が違法を行っているということについては、地方自治体あるいは国民だとして、これは納得しません。

○加藤(実)大臣 国の施設等を誘致いたします段階では、地方では少々の負担があっても、たとえば国立の大学でありますとか施設でありますとか、かようなことを国が決断していただけることがありがたいことだ、かような甘い考え方で対処いたしましたことが今日のこのような状況を生んでおるのでございます。

そこで、自治省といたしましてもたびたび通達を出しておりますけれども、一片の通達によって事が解決すべきようなものではございませんで、相当広範で、かつ、根が深いものがあるのでございます。ですから、自治省といたしましては、各省庁に對しまして今後とも強力に是正方を求めてまいりますと同時に、地方に對しましてもおのおの国の出先機関等があるわけでありまして、さような向きに對しまして強力に主張いたしまして、早期に是正いたしますように努めてまいりたい、かように考えます。

○斎藤(実)委員 これは強力にやっていたかた先ほど述べた国立の施設は、文部省から提出をいただいた資料によりますと、府県条例や市町村条例によって無償でよいという根拠としてここにでておるわけですが、憲法九十四条では「法

律の範囲内で條例を制定することができる。」と規定しているわけですし、また地方自治法第十四条では、法令に違反しない限りにおいて、條例を制定することができると規定されているわけですね。このことに照らしてみても、これらの條例は地方財政再建法との関係から私は違法であると思ふし、また地方財政法第二十四条のただし書きを持ち出して、議会の同意を得たから違法ではない、こういう考え方について非常に問題があるわけですが、このことについて法制局と自治省の見解を伺いたい。

○眞田政府委員 地方財政法の二十四条と地方財政再建促進特別措置法の二十四条二項との関係にわたるわけですが、地方財政再建促進特別措置法の方は、これは「当分の間」の措置として書いてありますので、この特別措置法の二十四条の二項があるからといって、地方財政法二十四条のただし書きの條例が根拠から直ちに無効になつてしまふという関係ではないというふうに私は思っています。その点はおわかりだろうかと思ひます。

それから、もう一つお尋ねの、地方財政法二十四条のただし書きの同意があったから適法に提供できるんだというふうには、実は私どもの目から見ればならないのであって、地方財政再建促進特別措置法二十四条のただし書きの政令事項に当たり、かつ、あらかじめ自治大臣の承認があれば、いまの再建促進特別措置法の要件は満たすけれども、その上に、さらに個別的な寄附等に該当する行為をするためには、地方財政法二十四条のただし書きの同意が必要、そういうふうに解釈すべきであらうと私は思ひます。

○斎藤(実)委員 自治省にお伺いします。昭和四十八年七月、五十二年七月に事務次官通達で「地方財政措置について」ということで文部省、厚生省、労働省三省には個別事項で具体的に申し入れを行っているわけですが、他の省庁に對してはどうして個別事項で取り上げなかったのか、また、指摘できなかった理由はほかにあ

るのかどうか、伺いたいと思ひます。

○山本(信)政府委員 個別の省庁に對しまして個別に申し上げましたのは、これらの省庁が関係省庁として非常に大きい問題を抱えている、こういう趣旨からでございます。他の分は目をつむったという趣旨では毛頭ないわけでございます。他の各省庁におかれましては、たてまゝとして実際問題としても、同じ考え方でも処理をしていただかなければならないと思ひます。

○斎藤(実)委員 確かに、自治省は掌握をすることだけだろうと私は思うのですが、各省に對する調査の権限は私はないと思うのです。大臣、これはぜひ閣議で、こういう趣旨のことについて厳重にこれを守つてもらいたいし、財政措置をすべきだというふうに大臣から御発言を願いたいと思うのですが、いかがですか。

○加藤(実)大臣 いま直ちに発言する方がよろしいか、あるいは、この夏には予算編成に当たりまして概算要求等をする時期がありますから、さような時期を選びますか、とにかく閣議等で発言をいたしまして、この問題解決に当たつてまいりたい、かように考えます。

○斎藤(実)委員 私の資料によりますと、自治省は各省に通達を出したり、あるいは地方自治体に對して一生懸命やつていらつしやるわけですが、それでなかなか改善の兆しが見えない。そこで、農林省に伺いたいのですが、五十三年度予算で処置をしたもの、処置をしなかったものの概況を示していただきたいと思ひます。

○江上(幸)政府委員 お答え申し上げます。農林省関係で地方公共団体から土地あるいは施設について無償あるいは減額ということでお借りしているものは、先先生に提出しました資料の土地三千平米以上、施設千平米以上のものは件数で三十九件、それから土地の面積が約二百九十八ヘクタール、施設の面積は全部で二千六百三十九平米ということになっております。そのほか土地の三千平米未満のもの、それから施設の一千平米未満のもの全部入れますと、件数で百二件、それから

土地の面積にしまして三百二ヘクタール、施設の面積で三千九百六十一平米ということになっております。

百二件のものにつきましてどういう実施状況かと言いますと、五十三年度の予算措置をしたものが十件で、そのほか五十三年度の実行でこれを措置するもの、これが四十二件ということで、合計五十二につきまして五十三年で措置したいというふうに考えております。それから、そのほか十一件のものにつきまして五十三年度あるいは近い将来において返還するという措置を講じてまいりたいと考えております。

残りましてものにつきましては、法の附則によりまして従前のままでいいものもあるわけですが、そのほか林道等につきましては、たとえば上物につきましては地方公共団体に譲与するような措置を講ずるか、あるいは共用林道にするとかといった措置を講じてまいりたいと思っております。

そのほかのものにつきましては、十七件ぐらいになるかと思いますが、五十四年度で予算措置をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○斎藤(実)委員 次に通産省、どうですか。

○田口説明員 お答えいたします。

通産省の関係といたしましては、地方公共団体等から土地等を借用している件数として七件でございます。そのうち五十三年度予算としてすでに計上してございますのが三件、してございませぬのが四件でございますが、この四件的大部分は実は工業技術院の研究所、試験所の関係で、土地を地方公共団体から無償で借りしているというところでございます。経緯から申しますと、従来県側がきわめて好意的であった等々の経緯がございますけれども、現状に立ちまして地方財政の再建という観点から見ますと、私どもとしても早急に対応策を講ずる必要があると考えています。

具体的には五十三年度予算の実行におきまして

既定経費の節約等を通じて、極力前向きに処理したいというふうに現在考えております。

なお、五十四年度の予算要求につきましては、当然のことながら所要の土地賃料等を計上して予算要求を行いたいと私どもは考えております。

○斎藤(実)委員 次に運輸省はどうですか。

○西村政府委員 運輸省関係におきまして地方公共団体から無償で借り上げております用地等の実施につきましては、用地関係で三千平米以上、施設につきましては千平米以上のものにつきましてこの二月末現在の状況を取りまとめしております。それによりまして、用地は百二十五件、約二百七十八万平米でございます。そのうち主なものは、地方航空局関係及び港湾建設局関係でございます。それから、施設の方では六件、約四万平米でございます。これは港湾建設局関係でございます。用地、施設合わせまして百三十一件、無償で貸していただいているという状況でございます。

これにつきまして、五十三年度予算の上でとりました措置を御説明申し上げますと、無償から有償に変えるべく新たに予算措置をいたしますものは二十件でございます。その二十件のうち二件は、航空関係で釧路のVORの用地及び海上保安庁の用地で神津島の灯台用地でございます。これらの用地につきましては用地を買い上げる。残りの十八件につきましては無償借り上げから有償借り上げに変更することといたしております。

なお、そのほか五十三年度中に別途の土地を手当てをいたしまして、現在お借りしている土地を地方公共団体にお返し申し上げる予定のものとして二件はかにかにございます。これは北海道の室蘭の車検場の用地、それから海上保安庁の函館の航空基地関係の用地でございます。

○斎藤(実)委員 これは運輸省、いまだ百二十五件残っている。しかも三千平米以上の用地が二百七十六万四千平方メートル、施設が四万平方メートル、大変な膨大な件数がまだ残っているわけですが、運輸省にお尋ねをしますが、これだけの膨

大なものが無償で使用されているわけです。これは自治省の通達あるいは概算要求で毎年大蔵に要求するわけですが、これだけ残っているというところは、いまだ概算要求しなかったのか、あるいは自治省の事務次官通達を知らなかったのか、どうなんですか。

○西村政府委員 自治省の次官名での要請文等、私どもでもいただいております。

具体的に、昨年の五月それから十月に自治省の財政局の指導課長名で私、運輸省の会計課長あての要請文をいただいております。そういうものをいただきました。私どもの方でも予算の上でございしますが、何分私どもの予算関係の事情も非常に苦しいございまして、先ほど申し上げましたような状況にとどまっております。今後は、いまだ無償で貸していただいているような事情につきましてはいろいろの経緯があったように私どもも聞いておりまして、そのような経緯等を踏まえ、地方公共団体と私どもの関係の部局等が十分な協議を行った上で適切な措置を順次講じてまいりたいと考えております。

○斎藤(実)委員 いろいろな経緯があった、あるいは議会の同意あるいは条例ということ、これは理由にならないわけですか、各省とも嚴重に姿勢を正していただきたい、こう思うわけでございます。

また運輸省にお尋ねをいたします。特に早期に改善をする必要があるし、また指摘をしなければならぬのは地方空港用地でございますが、代表的なものは、いま答弁ありましたように北海道の稚内空港あるいは釧路空港、函館空港、広島島の広島空港でございます。保安施設用地が東京都の八丈島、長崎空港など二十七カ所あるわけですが、運輸省にお尋ねをする前に自治省にお尋ねをしますが、いま申し上げましたような稚内、釧路、函館、広島空港、この四空港用地の使用料を払うとすれば年間どれくらいになるのか伺いたい

と思います。

○山本(信)政府委員 ただいま御指摘でございますが、これらの四空港の使用料は推定したかどうか、ちょっと計算をいたしていないわけでございますが、直接のお答えにならないかと存じますが、いまの四空港につきましては、その地方公共団体所有地に係る地価を県を通じて聞きましたところ、稚内市は三億一千二百萬、釧路市一億五千七百萬、函館市二億三千二百萬、広島県五十九億四千万、こういう返事が返ってきているところでございます。したがって、これは県有地、市有地でございますから固定資産の評価というものでございまして、どの程度になるか、通常で言いますと評価額の四割ぐらいが普通の意味の使用料ではなからうかと思いますが、的確にはちょっとお答えを申しかねるところでございます。

○斎藤(実)委員 私がなぜこういうことを申し上げるかといいますと、地方財政の逼迫といいますが、これはもう大変なものであるわけですが、ですから、国はどうしても強権発動といいますが、無理押し、ごり押しという形になるし、また地方自治体は国にお世話になるということで言いたいことも言えない、こういう関係だろうと私は思うのですが、一つは国の姿勢を正すということ、あるいは国は適当な使用料を払うことによって、地方自治体としてもまた一つの法律を守るといふことにもなるし、また財源を幾らでも充当できるわけですから、これはぜひとも毅然とした姿勢で自治省は取り組んでいただきたいと思うし、各省庁に対してもぜひとも是正を要望したいところでございます。

そこで、御承知と思いますが、函館市や広島市などは空港にある市有地を売却して空港周辺整備事業の財源に充てたいという強い要望を持っているわけですが、これは私は当然だろうと思うのですが、運輸省に対しても、ぜひこれは買い取ってもらいたいし、そういう財源にしたいのだ、こういうふうに行っているわけですが、いま函館空港あ

るいは広島空港について、この土地を買い取った場合の金額はどれくらいになるのか。運輸省。

○佐野説明員 お答え申し上げます。

用地価格につきましては、いま自治省の方で答えなされた公示価格以外の資料がちょっと手元にごさいませんので、一応それが参考になるのではないかと思います。

○斎藤(実)委員 運輸省にお尋ねしますが、函館市あるいは広島市が、具体的に数字を挙げて運輸省にぜひ買い取ってもらいたいというふうに言うてきているというふうに聞いているのですが、その辺についてはいかがですか。

○佐野説明員 お答え申し上げます。

函館市の方から、市有地で空港に使っている部分を用地買収してくれという御要望は何つております。ただ、価格等の点とか、いろいろほかの関係、空港の整備、実はこの空港は現在二千メートルございしますが、ぜひ二千五百にしたいというふうな、これもいろいろな財政事情がございまして、まだはつきりというふうにするか、これから市の方ともよく相談したい、それで適切な処置をしたいというふうに考えております。

○斎藤(実)委員 私は、空港はその役割からいまして国の施設であるべきが本来の姿であろうと思うわけですが、地方財政の危機の解消という意味からも、広島市あるいは函館市の要求に対してはぜひひとつ善処していただきたい、こう思うわけでございます。

次に、農林省にお尋ねをいたします。

私の調査では、三千平方メートル以上の用地が三十六件、二百五十七万四千平方メートルというふうに、膨大な面積がまだ処置をされてないわけですが、農林省関係では、農業試験場、水産試験場、林業試験場あるいは多くの出先機関が地方に点在をしているわけです。これらの実態をまず明確に把握をして、財政秩序を正すために全施設に対して早急に処置をすべきだと考えるわけですが、一体この実態はどうなっているのか、伺いたい。

○江上(幸)政府委員 おっしゃいましたように、全部で三千平米以上のもので、いろいろあります。無償または減額で借りておるものが、土地の関係だけで言いますと、おっしゃるとおり三十六件、面積で約二百九十八ヘクタールあるわけですが、これからつきましては、先ほど申しましたように、約半分につきましては、五十三年度にのみまして予算措置を講ずるなり実行措置を講ずるなりということに対して対処いたすわけでございます。残りにつきましては、必要あるものにつきましては五十四年度に予算措置をするということにしておるわけでございます。

以上のようなことでございます。

○斎藤(実)委員 農林省が九州農業試験場、熊本ですが、明治四十二年以来熊本県から十二万九千七百四十一平方メートル、膨大な土地を無償で借用しておるわけですが、この件についてはどういう処置をおるわけですか。

○江上(幸)政府委員 おっしゃいましたように、熊本県から農業試験場用地として全部で百数十ヘクタール借りているわけでございます。これにつきましては、明治四十二年以来ずっと継続して借りているわけでございます。これにつきましては、法律の附則の規定によりまして、従前のとおりでよいのではないかとこのように私どもは考えております。

○斎藤(実)委員 建設省からの資料によりまして、有償になかった理由というのが出ています。けですが、手続が非常に複雑だということと有償にできなかった、それから建設省から要請をしてこれは無償にしてもらったとか、きわめて常識では考えられないような理由で無償になっている。これは私は各省庁にあるのじゃないかと思うのですが、建設省、これらの問題についてどう考えているのか。

○加瀬政府委員 私どもの関係で地方公共団体から無償借り上げをいたしております土地につきましては、工事事務所が二十四件、五万一千八百九十一平米、宿舍敷地十三件、一万六千五百二十七

平米、三角点、水準点等、これは件数にいたしますと二万八千九百八十七件、これは御承知のように道路とか公園とか墓地とか、あるいは原野、牧場、山林等で一カ所当たりが〇・五ないし一平米程度のものでございます。そういう非常に零細なものでございます。それが二万八千九百八十七件でございます。それから雨量観測所、水位観測所あるいはテレメーター等の施設、これが百五十件で一万八千七百七平米、全部で件数にいたしますと二万九千七百七十四件、面積が八万六千五百二十七平米でございます。

なお、建物につきましては、工事事務所が赤川ダム調査事務所というのが一件、七百五十平米でございます。それから試験場三件、これは二十三平米ですが、合わせまして七百七十三平米でございます。これらのうち、工事事務所、宿舍について河川工事あるいは道路工事等の工事、調査期間に必要な一時的な事務所等の敷地がございまして、早くやつてくれというような地元の御要望で無償で借り上げているというのが実態かと思えます。

それから、三角点とか水準点等につきましては、先ほども申し上げましたように、ある場所が道路とか公園とか墓地とか原野、牧場、山林等で、しかも一つの点でございしますので、財産的価値についてどう評価したらいいか、あるいは地方公共団体等からの御要請もないというようなこともございまして、無償借り上げ、これは沿革的に大分長いことやっております。

それから洪水予知等のために設置されております雨量観測所等につきましては、これも学校敷地とか公園とか山林とか、公有地の一部を使用しているものでございまして、これらの観測データにつきましては、学校教材あるいは地方団体の河川管理のための資料としても提供されております。ともございまして、あるいは提供面積が小さいという扱いがされているかと思えます。それから、このほかに道路敷地等がござい

が、道路敷地等につきましては、これは御承知のように、道路というのは全体でネットワークとして機能しております関係上、たとえば国道バイパスをつくるもとの道路が地方道になるとか、あるいは逆に現在地方道であった土地が国道に昇格をした場合には国が借り上げざるを得なくなる、そういう関係が非常に複雑錯綜しております。これらは道路法の精神からいまして相互に無償使用しておる。無償使用の関係は国の場合にはむしろきわめて例外的でございまして、地方団体が無償貸し付けを受けているというのが大部分でございます。そういう関係もございまして、面積については数字ははつきりしておりませんが、現状道路敷地について有償で借りておるものはない、こういうことでございます。

○斎藤(実)委員 建設省は一番件数が多いですね、約三万件近い数がある。これは役所の性質上、道路や土地の問題で地方自治体との間にいろいろ複雑な問題があることは私もよく理解しております。

ところで、お尋ねをいたしますが、建設省の土木研究所では京都、横須賀、名古屋、新井市などに実験施設を設置しているわけですが、これが無償になっている。この理由は一体何ですか。

○加瀬政府委員 土木研究所が借りております施設で、いま御指摘のございました、たとえば新潟県の場合は、地すべり防止のための地域的な特性もありまして、その地元の御要望を踏まえての研究を行っている関係で、無償で借り上げて、その研究成果は地元と共同で成果をいただいております。というような関係でございまして、それから京都の鳥羽の処理場敷地内におきまして、構、窒素、有機物除去を対象にしました三次処理場の実験のための関係施設を無償で借り上げておる事例がございしますが、これは下水道部の担当課長が来ておりますので、それから御答弁申し上げたいと思っております。

○高橋説明員 お答えいたします。御指摘のように下水道関係で土木研究所の実験

を対象にした三次処理実験でございますが、二百平米、それから名古屋市の西山処理場、これも敷地内でございますが、有機物、燐除去を対象にしました三次処理実験のため二百三十平方メートル、それぞれ無償で借り上げております。これらにつきましては、それぞれ市独自で施設をほかに設置いたしましたり、それから職員を配置いたしましたりしまして、実質的には調査はいわば共同研究という体制で運用されておるわけでございます。

下水道につきましては、流入下水の性質によりましていろいろその処理の仕方が異なるわけでございます。これらの研究はもちろん全国にもいろいろ参考になるわけでございますが、特にその地元の当該処理場の水質改善のために非常に有益になるわけでございまして、それぞれの都市におきましてそういった三次処理のニーズがございまして、そういうことにも非常に有益なものである、こういう関係がございまして、こういったことがありまして、地方公共団体との間でそれぞれ無償使用について合意に達している、こういうふうにごえておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 最後に北海道開発庁からお願い
します。

○吉岡 多 政府委員 北海道開発局関係の事務所、事業所等の用地として地方公共団体から借り上げているものは百二十八件ありますが、そのうち百二十四件、二十八万三千七百四十五平米は有償で借り上げております。借り上げ料として五十三年度二千九百万円を予算に計上しております。残りの四件、三万四千五百十五平米が無償で借り上げておるわけでございます。この無償の四件はいずれも港湾建設事務所関係の用地でございます。従来、のいきさつから無償で借り上げてきているわけですが、港湾法の規定等との関係もありますので、今後関係機関と十分協議の

○斎藤（委員） いままで具体的に数字を挙げ、あるいは名称を挙げて質問をしてまいりました。が、いずれも各省庁とも膨大な件数あるいは面積がいまだに無償で使用されていることが明らかでありまして、これは再建法違反だということは明確でございますので、地方財政の健全化、あるいは財源不足という意味からも、ぜひとも各省庁におきましては姿勢を正していただいで早急にこの処置をしていただきたい。

と同時に、私は委員長にお願いがあるのです

が、私が調査をした限りでは、建物は千平米あるいは用地は三千平米というふうに限度を決めて調査をしたわけですが、各省庁におきましてはまだ相当なものと私は思うのですね。これは地方行財政の立場からもきわめて重要な問題でございまして、各省庁から構造物、建物、土地についての全資料をこの委員会に提出をしていただくように委員長からお取り計らいをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○木村委員長 善処します。

○斎藤實(委員) それから自治大臣にお尋ねをいたしますが、いま各省庁からの報告でおわかりのように、まだ膨大な土地あるいは構造物が無償で使われていることが明確になりました。ぜひとも国務大臣という立場の上からこの問題についてしるべく善処をしていただきたいし、早急に対策を講じていただきたいと思いますが、大臣から御答弁をいただきたい。

○加藤国務大臣　いま各省庁の報告を伺っており

まして、こんなにも多くあるものか、かような感
を深ういたしました。これが是正に關しまして最
大の努力をいたしたい、かように考えます。

○斎藤実委員　大臣から早急に対策を講ずるといふ答弁がございました。この委員会でも、地方自治体の超過負担の問題とか、あるいは財源的に非常に苦しい地方団体の立場に立ってたびたび

○木村委員長 中井治君。
○中井委員 大臣にお尋ねをいたします。

今回の地方財政の財源不足に対する処置といた

しまして、過日私がお尋ねをいたしましたときにも、あるいは当委員会のほかの議員の皆さんの御質問に対して答えられても、いわゆる交付税率あるいは地方行財政の改革というものを行わなかったのは法律違反ではないかという質問に対して、交付税率はいじらなかつたけれども、行財政というか財政の改革を覚書のような形、今回の法案のような形で、十全ではないけれどもまあまあやったからいいのだ、こういうお答えをいただいたたわ

けでございます。そうしますと、この覚書あるい

は今度の法律の文章に、当分の間どういった制度を維持する、しかも、その当分の間あるいは地方税財政制度の改革というものが行われるまでこういう覚書のことをやるんだ、こういうことが書かれているわけであります。私はこのところはちよつとわからない。こだわるようで悪いのであります。交付税法の六条の三の二に書かれております地方行財政の改革あるいは交付税率の改定、こういうものと、この当分の間あるいは地方税

財政制度の改革、こういうものとは一緒なんです

か、それとも違うものですか、どういふふうにお考えですか。

○加藤國務大臣　私が御質問を取り違えておるかもしれませんから、もしそうでしたら御勘弁を願ひたいのでありますけれども、私は地方交付税法六条の三の二は選択的な規定であるという理解をいたしておりまして、交付税率の引き上げを行いますのがオーソドックスな取り運びであることは法の精神からいたしまして当然でございます。

○中井委員 そのとおりなんです。そう言って選
択的に制度の改革を行う、そしてこの法案あるい

はこの財源対策を出された。その中に、「地方税財

政制度の基本的改正が行われるまで」こういった形で償還をしていく、こういったことが書いてあるわけです。そうしますと、えらいへ理屈を言うように悪いのですが、交付税のアップがあるいは行財政の改革かという二つの選択的なものの中で、行財政の改革という方をとれたのだったら、わざわざもう一度「地方税財政制度の基本的改正が行われるまで」こういうことをするのだというような、二重になるような形の出さず

に、これで十分行財政の改革は行われております

と胸を張って言えるようなものをなせお出しにならなかつたのか、こういうことをお尋ねしておるわけであります。

○加藤国務大臣　選択的とは申しましたものの、しかし、組み合わせ方式だつて考えられないことはございせん。そこで、五十三年度の予算編成に当たりましては、最初は六・五%の交付税率のアップを行い、なおかつ不足するものにつきましたは臨特等の処置をいたしながら、やむを得ず五

十二年度のような借り入れもしなければならぬか

な、かような考え方で臨んだのでありますけれども、結果といたしましては、御審議をいただいておりますようなルール化を行うことに相なったのであります。これはあくまで当分の間の措置でございまして、このことをもって十全な行財政制度の改正とは考えておらないのでございますけれども、当分の間はこの措置で対処いたしますが、なるべく早く基本的な行財政の改革をやつてまいりたい、かように考えておりますので、い

ば御審議いただいておりますものは最終的、恒久的なものではございませんで、表現どおり当分の対応処置、かように御理解いただければありがたいと思ひます。

○中井委員 そうしますと、いわゆる基本的改正の中に交付税率のアップということも含まれると私も解釈していいわけでありませうか。

○加藤国務大臣 そのことが当然含まれるとは言いがたいのでありますけれども、しかし、交付税率のアップをもあわせて解決をいたしたい。と申しますのは、端的な言い方をいたしますならば、国税三税の三二％ということでございますけれども、仮に対象税目を拡大することが可能でありましますならば、税率はそのままでございます。交付税率の絶対額が大きくなることは御承知のとおりでございます。したがって、将来的には税負担の増を求めなければならぬと思つておりますから、税負担の今後のあり方でありませうか、それから国の段階において新税を創設なさる等の場合、あるいは既存の税に交付税率をかけることができるような制度改正を行なうような、さうなことを総合いたしまして交付税率の問題にも決着をつけるべきだ、かように考えておる次第であります。

○中井委員 そうしますと、交付税法六条の三の二の交付税率の改定あるいは行財政の改革、こういつた言葉にかえて「地方税財政制度の基本的改正が行われるまで」あるいは「地方財政が好転するまで」という言葉が出てきておる。しかも、まあまあ言へば、自治省の考えておるのは制度とかさういうことではなしに、額的に、たとえば先ほどの大臣の御答弁で、交付税率そのものでなくていい、あるいは交付税率をいじらなくてもいいじゃないかというお考えであるということ、いわゆる総額的に地方財源が確保できればいいというふうにお考えになつておるわけですか。

○加藤国務大臣 そういふ措置がとればそれでいいではないかという一見しな気持でおるわけ

ではないのでございまして、先ほど私が申しましたような総合的な措置をとることによって地方財源の不足額が生じないような体制をとつていこうということでございます。終局の目的は、地方が地方団体としてやっていかなければならぬ仕事は円滑に遂行し得ますような一般財源を確保いたすことがねらいでございます。交付税率の引き上げのパーセンテージにこだわつておるわけではございませんで、さうな案を早く顕現いたしたいという気持ちであります。

○中井委員 重ねてお尋ねをいたしますが、そうしますと、こういう改正案あるいは大蔵省との間の確認事項といったものもありながら、依然として自治省としては今後地方財源を確保していくために交付税率のアップというものを求めていくという方針には変わりはないと思はれませんか。

○加藤国務大臣 交付税率一本というシンプルな形ではございませんで、先ほど申しましたように、総合的に解決をいたしてまいります中において交付税率のアップの問題をもあわせて取り進めていくということでありませう。

○中井委員 ことし自治省は、地方財源の確保のために、交付税率のアップだけじゃなしに、先ほどからお話にもございまして四つのことを柱に要求なさつた、こういうことはわかるわけでありませう。しかし、今度の大蔵省、あるいは今度こういつた形で出てきた処理の中で、たとえば公営企業金融公庫の問題等はこれから出さないとはいへない。さういふ点で、私どもが心配をいたしますのは、こういつた当分の処理がされたことによつて、交付税率というものはいまのままで置いておくのだ、いじらないのだ、総額さえ保障すればいいのだといった考えが出てくるのじゃないかという点であります。私も自體としては、この当分の間の交付税率制度が続く限り、やはり交付税率のアップというものを求めていかなければならぬと考へておるわけですが、それを全く根本的に抜いてしまったというふうな形にならないかというのを心配しているわけでありませう。重ねて

御答弁をいただきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 交付税率の三二％がいまのままです。事足りておるといふ考え方は持つておらないのでございませう。ただ、制度改正即ち交付税率の引き上げという短絡的な考え方ではございませんで、たとえば三二％ではございませんで、国税三税を国税四税なり何税なりに拡大することができまことをも努力をいたしてまいります。片や地方財源の充実もあわせて考へてまいりますので、さうな措置と相まってこの問題の解決を図つていこう。ですから、決して交付税率の引き上げをあきらめておるのではございませんで、総合的に解決をしていこうという基本的考え方でおる次第でございます。

○中井委員 大変御丁寧な御答弁であります。ニュアンスを聞いておりますと、何か少し交付税率という問題から総合的な財源確保といったところへ移つていっているのじゃないか、今度の法改正そのものもさういふ方向へ動いているのじゃないかという感じが私にはするわけでございます。もしさういふことで動かれているならば、私が前の委員会でも申し上げたように、思い切つて交付税率制度というものを全体を見直した議論をすればいいし、改革案を出しにしなければいけないわけでありませう。国、地方とも大変な財源難であるというところはわかります。いつまでも小手先というところにはわかりませう。いつまでも小手先というところにはわかりませう。しかも金額だけが確保できればいいという考えにこだわらずに、思い切つた改革案あるいは地方財源確保のための抜本的な改正、こういつたものを先ほどの公明党の斎藤先生と同じくお考えになる、あるいは国会の議論の場へお出しになる、こういつたことを私はやつてほしいと思つておるわけでありませう。

次の質問に移りますが、先ほどのお話にもございましてことしの財源対策として、自治省は当初交付税率のアップ六・五％、あるいは石油新税というものを地方財政へ回す、あるいは外形標準課税、こういつたものをお考えになつて御要求をな

すつたようであります。そしてそれらがそれぞれ全部認められずに、こういつた形で総額が確保された案が出てまいつたわけでありませう。当初の自治省のその三つ、四つを中心とした改革案でこの三兆五百億に及ぶ財源不足がみんなカバーされておつたわけでございますか、その点についてお尋ねをいたします。

○山本(信)政府委員 お答え申し上げます。確かに御指摘のとおり、自治省といたしましては交付税率の六・五％アップあるいは石油新税が一般財源化された場合にはこれを交付税対象にしたい、さういつた各種の要求をいたしたわけでございます。三兆五百億という非常に大きな財源不足額は交付税率の六・五％アップといたして石油新税を交付税対象にするということだけではやはり賄い切れない額であつたと思ひます。さういふ状況を考へますと、今回とりましたような建設地方債の活用なり交付税会計における借り入れなりとしては残つてござるを得なかつたのではないかと、かような感じもいたします。

○中井委員 そうしますと、当初交付税率の六・五％アップ、石油新税の繰り入れ、こういつたことでどれくらい財源が確保できるとお考えになつておつたわけですか。それと足りない分をどういう形で処理しようとお考えになつておつたのか、お聞かせをいただきたい。

○山本(信)政府委員 ちょっとと数字を持つておりませんが、六・五％の交付税率のアップを要求いたしました基礎は、五十二年の場合に要求をいたしましたとはほぼ同様に例の中期試算をもとにいたしました。その際に一般財源として足らなくなる額を交付税で割り返すというふうなやつで六・五というものを一応想定して、その当時は国税三税が幾らになるかわかつていない状況でございます。粗っぽくさういふ数字で要求したわけでございますので、三兆五百億という大きな財源不足額を全部それだけでもつて埋めるといふわけにはまいらない。したがつてその場合には、交付税率がアップされましてもなお残る部分につ

いては、やはり三兆五百億という財源不足は何らかのかつこうです。穴が埋まりませんと五十三年度の地方財政自体の運営がつかなくなるわけでございますので、そのためには地方債の増発も必要であるし、場合によっては交付税会計の借り入れもなほ一部残さざるを得ない、こういうようなことは頭に置いていたところでございます。

○中井委員 そうしますと、六・五%を要求をした基本的な理念とか哲学とかそういうことなしに、ただ中期財政計画から逆に足りない分を割り戻してやった、これだけでございませうか。

○山本(徳)政府委員 ただいま申し上げましたように、予想される三兆を超える——当時まだ五百億まで決まっていたかどうかは別でございますが、三兆になるであろうと思われるような大幅な財源不足額を交付税の増というこでもってのみ措置することはきわめて困難ではないか、これは大変大きな率になってしまふのではないか、かような想定は気持ちとして持っております。

○中井委員 そうすると、自治省が六・五と要求された計算の基礎は何でございませうか。

○関根説明員 当時予想いたしておりました国税三税の対象額を十六兆五千億程度と見ておりまして、交付税率を六・五%引き上げますと一兆七千億程度の交付税の増になる、こういう計算をいたしたわけでございます。

なお、六・五%そのものがなぜ出てきたかというところにつきましては、先ほど局長が答弁したとおりでございます。

○中井委員 先ほどの御討議もいろいろあったわけですが、その答弁の中で、なぜ思い切った財政改革というものをやらなかったのかという点に対して、あるいはまた、こういう改正案を出してこれらという点に關して、大臣は、経済が非常に流動的である、あるいは国の財政が困難である、この二つのことを考え自治省のいわゆる要求というものを取り下げたような形で、こういった妥協案を十全ではないけれども出した、こう理解するわけですが、経済の安定

を待つて改革をするというお考え、あるいは交付税率の問題をいじるというお考えのようでありますが、四年経ていこういう経済状態であるというところは、もう当分こういつた状態を覚悟しなければならぬ、私はこう考えるわけであります。そのときにいつまでもこういつた暫定的な赤字続きの地方財政というものであつていいのかどうかというところを心配せざるを得ないわけであります。

大臣のおっしゃるいわゆる経済の安定というのはどういふ状態を言われるのか、あるいはどういふ状態であれば経済が安定したと考えられ、行財政あるいは地方財政の改革というものに乗り出されるのか、その点をお尋ねいたします。

○加藤国務大臣 経済企画庁がいわゆる暫定試算なるものを示しておりますけれども、この暫定試算によりまして、GNPの伸びがおおむね一二%前後毎年伸びるのである、そして経済成長率も六%ないし七%と、かような数字を示しておりますけれども、五十三年度が山場でありまして、五十四年度からはいわゆる安定成長段階に入つてまいらうか、かように思つておるのであります。それから、当分の間と申しましても、そう長い先のことではない、私はこういつた理解をいたしております。

○中井委員 そうしますと、いわゆる経済成長の面だけで大体七%前後あるいは名目の一二%、こういつた形で二、三年落ちつければ安定した、このようにお考えになるということでございますか。

○加藤国務大臣 順調に推移いたしますと、五十四年度くらいからは安定した状況が生まれてくるのではないかと、私はかように考えております。

○中井委員 しかしそれは、安定をすると言つても地方財源が不足を生じる、生じない、こういつたことではないわけですか。いまのままでいけば、たとえば過日の中期試算でもずっと財源不足が続くわけでございます。そういつたときに本當にこのような形で総額を確保すればいい、そして利子がついてないので五年据え置き十年返還ですか、返す分は半分返すのだ、こういうことでありますが、こういう不規則な状態というものをいつ

まで繰り広げるのか。私も、去年も不規則な形、これはその不規則なものを国が返す分をちよつとふやして法律化した、しかも当分の間という一定の期間を決めたということを非常に心配しているわけであります。このことによって行財政の改革も行われぬ、交付税率の変更も行われぬ、そして毎年地方財源不足は生じる、こういつたことで本當にいいのかどうか、そのことを心配しているわけであります。したがつて、こういつた措置は措置として、自治省は自治省なりに思つた切った地方財源確保のためのいろいろなお考えというものを打ち出して、つくつていく、こういふおつもりはございませうか。

○加藤国務大臣 経済が安定的に成長する段階に入ることができたといつたとしても、従来のような高度成長の姿は期待すべくもないのでございませうから、したがつて、税収が毎年自然増が大幅に増加する、かような状況はむしろ悪いと思つております。依然といたしまして地方財政が非常に逼迫した状況下に置かれておる、このことは明らかであらうかと思つております。

そこで、先ほど答弁いたしましたように、税調の議論にいたしましてもあるいは地方制度調査会の議論にいたしまして、なるべく早く抜本的な体制をとらなければ、その解決が早くおくれればおくれほど次第にむづかしくなつてくる、かような指摘をございませうし、私もまたそういう考え方を持っております。私どももまたそういう考え方を持つておるようなことでございませうから、当分の間いままのようなルール化を行おうとはいはして、おろしきけれども、このことで硬直状態になつてしまふことは、地方といたしましては好むところではないのでございませうから、なるべく早い時期に行財政の基本的な改正を行ふべきだ、こういう姿勢で取り組んでまいらうと思つてございませう。

○中井委員 私はその中で一つだけお願いをしたことがございませう。先ほどの御答弁にもございましたし、いまもあつたわけですが、たとえば税制調査会がある

いは地方制度調査会といったところへ諮問をする、あるいはこういつたところの考え方はこうだ、あるいは他の委員会におきまして、いろいろな制度調査の委員会といったものの答申を待つてから、こういう答弁が返ってくることは私非常に多いような気がするわけであります。私は一年生議員で大変生意気なやうであります。私は一年国会というものは、こういつたことを責任を持って審議すべきだ、議論すべきだ、このように考えるわけでありませう。したがつて、私も、国がこういつた状態で大変であるといふことであるならば、過日も申し上げましたように、ある条件をつけて増税といふことに向かつて議論をするのもやぶさかではないと思つてございませう。ひとつ恐れずに、さういつた調査会も——それは大変学識豊かな人も多いわけでありませう。しかし、何か官公庁あるいは政府の隠れみのみたいな形で、国会で議論がなされないといふことは非常に残念であると思つてございませう。大変な危機であるのは各党あるいはすべての人が認識をしております。これをどう打開していくかということについて積極的な議論が行われる、皆さん方もたまたま台を幾つもお出しなれば、このやうに考えているわけでございませう。

ひとつ大臣、ここ数カ月の御答弁を聞いていますと、非常に誠実な御答弁をいただいているわけでございませう。私は自治省のたまたま台でいいと思つて、それをみんな議論をしていくといふのが地方財政に対する私どもの一つの役目だと考えるわけでございませう。ぜひとも早急におつくりをいただいて国会へお出しをいただくと、試案でも何でも結構、お出しをいただくと議論の対象にしたい、こういつたことをお願いしたいわけでありませう。どうございませうか。

○加藤国務大臣 審議会等を隠れみのにいたしますやうなつもりは、私も、いませう。税制調査会にいたしまして、いまおっしゃいましたように学識経験豊かな方に御就任願つておりますのと、地方制度調査会には各政党の代表も参

加してくださっておりますのでございますし、かつまた、総理の諮問機関で権威のあるものでございますから、この方々の御意見は尊重していかねばなりません。同時にまた、国会の論議を通じて、私どもも非常にいい勉強になり、また示唆に富む御提言等もずいぶんあるのでありますから、そういうことをしっかりと踏まえてまいらなければならぬと思うのであります。ただ、たたき台を出せとおっしゃいます。国会でたかれ放しでは本当に困るのでございます。しかし、できるだけの誠意を尽くしてやっております。かようなつもりでございます。

○中井委員 では、もう一つこの法案についてお尋ねをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる借りたお金を五年据え置き、十年で返していく、こういうことである。これが非常に後年に負担をもたらすのではないかと心配をいたしております。来年もしこういうことになれば、また借りていって返していく、こういうことである。そうしますと、四年か五年の間は返還がないわけでありますからいいわけであります。こう言っては悪いですが、前にお並びになっておられる方は大体役所をおやめになっておられる。議員の中にもおやめになっておられる方がいるかもしれない。私はせいぜい長いこと当選してこようと思っておりますから、またそのときにどうするかという処理をしなければならぬ。そういったことは将来十数年後負担にならない自信が十分ありでございますか。

○山本(悟)政府委員 交付税会計におきます借入れも非常に多額になっているのは御指摘のとおりでございます。従来のように二年据え置き八年償還、これは五十二年までそれであったわけでございますけれども、そのやり方でありましては非常に急激に償還財源がふえてくる。そういった事態に対応いたしますために、御指摘のとおり、五年据え置き十年償還というぐあいに延長を大蔵省と折衝して認めさせたわけでございます。

す。

それにいたしましたも、やはりふえていくじゃないか、これはまさにそのとおりでございます。ただ、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、こういったような体制でいかなければならぬ状況というのが五年間も続くという状況では、国も地方も財政としてはもうやっていけないような状況になるのではないかと私も思うわけでございます。この点は、例の中期試算におきまして、五十七年を目途にいたしまして、そのときは、国の方は特例公債がなくなる、地方の方も財源不足額がなくなる、要調整額がなくなる、こういうような想定のもとに経済運営というのも行われるということが考えられているわけでございます。まして、そういう意味では、非常に長い期間同じようなことが繰り返されるということではどうにもならないことではなからうかというように存じているところでございます。

○中井委員 もっと議論したいわけでありますが、私も皆さんと一緒にこういった状態が長く続かないことを祈るということでこの問題を終えたいと思うのですが、もう一つだけ聞かしていただきたいのです。

いわゆる返す分について、国と地方自治体とが半分ずつである。この根拠は何かという数回の論議において、国と地方自治体は車の両輪である、こういうお答えがたびたびあったわけであります。私はこれが納得できないのであります。交付税三三〇、これは地方自治体に回さぬで、返す分だけ半分ずつ。端的に言うたらいろいろあります。返す分だけは地方自治体は半分ずつというものは、ちょっと私は納得できない。この半分に対する明確な法的論拠あるいは理念というものを聞かせたいかと思っております。

○山本(悟)政府委員 国税、地方税といたしまして国民の方から税として納めていただいておりますもの、その中をさらに分けまして、国税といたしましては地方団体に對して交付税あるいは譲与税というかこうで一般財源として支出いたして

おるわけでございます。それらの国税、地方税を通じての全体としての一般財源を交付税、譲与税というものを操作をいたしました結果で配分し直して見ますと、国と地方との割合がほぼ五〇、五〇。正確に申し上げますと、五十年ないし五十二年あたりでは地方の方が五一・九とか、その程度の率でございます。ちよつと地方の方が多いという程度でございますが、大まかに見ますれば、一般財源の分け方、使い方というのは、交付税制度、譲与税制度を通じての結果としましては五〇対五〇である。したがって、その配分比率というものを要しないので、負担というもののついて、一般財源が足りないのだからその一般財源の足りない分を持つていこうということが、この二分の一といたしましたところの根拠でございます。単純にばさつと半分というだけのものではないことは御理解賜りたいと存じます。

○中井委員 税全体の使用の配分が大体五〇、五〇である、こういったことも私も承知をしておるわけであります。そういうことであるならば、将来の財政制度の改革のときに、ぜひ地方自治体では自分のところで五〇%きちんと確保できるように改正しようものを目指していただきたい。取るのは余り取る権利はない。この委員会ではいろいろな法案を決めてそして取る。国税のうち三三%しか来ない。借金は二分の一ずつ分ける。そして、理由は何かといえば、使っているのは半分ずつじゃないか。これは地方自治体が気の毒だと私は思うのです。こういった状態を繰り返していくならば、いつそのこと、先ほども難談で話しておいたわけでありますが、あるいはまた私去年初めの質問のときに地方税みたいなのは全部税務署に取ってもらったらどうだという質問をしたわけですが、全部国で取ってもらって半分ばんと分けてもらった方が、よほど地方自治体はあつさりしていい。私は暴論でありますけれどもそういったふうにも考えるわけであります。今日の地方制度ができてもう三十一年であります。地方制度というものはそろそろ実情にうんと合わない面が出てき

た。あるいは地方交付税制度自体がこういったごまかしをしなければならぬといった状態、事実上崩壊をしていると言つてもいい状態であるということを考え、繰り返すようでありますけれども、思い切った行政の改革というものにお取り組みをいただきたいと思ひます。

もう一つ。先ほど、ことしの予算あるいは財政というものはうまいこといくように折る、このように申し上げたわけでありましたが、何ぼ折つても不安なものではないかとございまして、去年と同じく税収の落ち込みというものがあらわれたらどうするのか、こういった点について簡単に尋ねをいたします。この地方財政計画の中で、収入の見込みというものが大体予定どおりいきそうか、あるいはひどく落ち込みそうか、こういったものがいつごろになったらわかりますか。

○山本(悟)政府委員 本年度の地方財政計画におきます税収見込み、特にそのうちで景気の変動を受けやすい法人関係諸税、これらにつきましては、経済計画といたしましては七%成長を目指しているわけでございますが、当然タイムラグがあるということ念頭に置きまして、昨年度とほぼ横ばいというような程度の収入見込みしか立てていない、こういったような状況でございます。で、現時点におきましては、もちろん財政計画計上額が確保されるものとわれわれは想定をいたしているところでございます。ただし、もしもされない状況というのがあるのかの時期にわかつていうようなことになった場合には、過去の数年の例もあるわけでございますが、地方財政に支障がないように、私も地方財政を担当いたしますものとしては、措置することにつきまして万全の対策を講じなければならぬ、このように存じます。

○中井委員 万全の措置を講じていただくのは大変ありがたいのですが、質問は、いつごろになったら大体見通しがつきますか。七月ぐらいですか。

○山本(悟)政府委員 上期の決算というか中間決

おりますが、もとより制約がありまして、法的な制約としては少年は発表してはならないというように法律で決まっておりますし、その他の問題につきましてもそういう制約はありせんけれども、捜査上の制約がありまして、身元はわかったけれども本人の居宅あるいは関連のところを捜索しなければならぬ、こういうものがまだ終わっておらない者につきましては、それが終わるまではまだしばらく名前の発表は差し控えておる、こういうことでございますので、わかった数よりも氏名を発表しておる方が少ないという時間的ずれはございます。

○中井委員 そうしますと、いま逮捕された中でわかつておる東大阪市の二名の地方公務員の方、この方に対する東大阪市の行政処分というものはどういふものであるか、お聞き及びでございますか。

○三井政府委員 結論から申しますと、処分の内容はまだ聞いておりません。ただ、御存じのように、本人に逮捕前歴がありますとすぐにわかるのですけれども、それがない人の場合には、職場の上司等を中心によく面割りその他いたしますので、事実上は職場の上司は知っておるということになるのですが、その後のことはまだこの二人については聞いておりません。

○中井委員 自治省も聞いておられませんか。

○塩田政府委員 私どもの承知しているところを申し上げますと、四月六日に警察を通じて二人の名前がわかりまして、四月八日に直属の上司である職員部長と人事課の係長が現地に行きまして本人を確認しております。そして、四月十日以降、内部で現在どういふ処理をするか協議をしておるという段階で、まだ処分をしたようには聞いておりません。

○中井委員 こういった処分に關して、何か地方公共団体の統一性のあるものがあるのですか。それとも各地方公共団体ばらばらに任されているわけでありませんか。

○塩田政府委員 どういう場合にどういふふう

な統一したものは別にございません。ただ、過去のいろいろな事例を私も承知しておりますから、いろいろな照会があったときに、こういうふうな場合にはこういふことがあるというふうなことはいたしておりましても、統一したものはございせん。

○中井委員 私は、こういう地方公務員の方というのは、どういふ法律があるかははっきり知りませんが、地方公務員法の精神とかそういうことにのっとつても、もう即刻首である、これはあたりまえだと思ふのでありますが、いまだに処分されてないというのではどういふことであるか。

○塩田政府委員 先ほど内部で協議をしておるというふうな申し上げましたが、警察からいただいた情報で二人わかりましたけれども、具体的にどういふ行為をしたかがまだわかつておりません。いま、そこを調べておるという段階でございます。

○中井委員 警察にお尋ねをいたします。この逮捕された二人の東大阪の職員は、過激派の中の何という団体に所属をしておるのであるか。

○三井政府委員 赤いヘルメットをかぶつておまして、赤はセクトが幾つにも分かれますので、逮捕前歴がございませんので、ちよつといまのところわかりかねております。

○中井委員 成田闘争のあの空港事件のときに、いわゆるセクトに所属をしない一般の人たちがヘルメットをかぶつて出てくるなんというところはあり得ないわけでしょうか。どうですか。

○三井政府委員 すべてセクトに所属するか、それに同調する人たちと考へております。

○中井委員 私は、これは地方行政委員会だから、地方公務員の方二人だけについて処分のことをお尋ねしているわけでありまして、議会制民主主義をいわゆる暴力で、革命で破壊しよう、という団体は所属をしております。私は、そういう考えを持つ人が公務員であつて悪いとは申しま

せん。考えを持つておつた方がいいわけですから、公務員たるもの、あるいは公社職員たるものは、どういふ考えを持つておらうと、法律にのつとつて、国の法律あるいは地方の法律で決めたことを実行していくのが務めである、このように考えるわけでありまして。国あるいは地方公共団体の決めたことを、そこに勤める方々が実力で、暴力でもつてぶち壊していく、あるいは武力革命を目指して行動される、こんな人はいないに必要はさらさらないんだと考えるわけでありまして。皮肉な言い方をすれば、名譽ある革命の戦士に何もわざわざ月給を出すことはないわけでありまして。やめてもらえばいいのであり、また、彼らも本心に革命を目指すならば、堂々とやめればいいんだというふうな思ふわけでありまして。ひとつ毅然たる処分をとつていただくように、自治省の御見解をいただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 地方公務員法の第十六条に公務員としての欠格事項がございまして、その第五号に、いまお話のございましたような暴力団体に入つた場合、あるいはこれを結成した場合は欠格事項であるという規定がございまして、したがひまして、そういう関係がはつきりすれば、もちろんこれはもう当然に欠格になりますし、一般的にこういう違法行為に對しまして厳正な処分をするように強く指導してまいりたいと思ひます。

○中井委員 それと、もう一つわからないことがありますので、自治省にお尋ねいたします。

この二人の方が東大阪の職員じゃないかということがわかつた段階で、新聞を見ますと、東大阪の市役所の方が、当人たちの年次休暇が三十日ぐらゐまで出ておる、その後出てこなかったら家族の者が年次休暇を延ばした、したがつて何かで休んでおると思つておつたのにつかまつたのでびっくりしているというふうな談話があらつたわけでありまして。

大体、地方自治体あるいは国家公務員あるいは公社等の――そまでお答えいただく必要はないのでありますが、地方公共団体の年次休暇という

のは、家族が申請をすれば何ばでも延ばして、範圍内ならとれるのであります。その点をお尋ねいたします。

○塩田政府委員 年次休暇をとります場合に本人が出すことは、これはもう当然でございます。ただ、いろんな、たとえば病氣でありますとかいふこともございまして、例外がないとは言へませんが、原則として本人が出すべきものであるというところは申し上げるまでもございせん。

ただ、今回の場合、いまお話のございましたように、家族が出しておる。初めは本人が出したのですけれども、延期につきまして家族が出しておるという事情は、そのとおりでございます。

○中井委員 ひとつ自治省も地方公務員の方の規律、こういうものに關して毅然たる態度で指導というものをしたい。このことを重ねて要求をしておきます。

あともう一点、警察にお尋ねをいたしますが、過日の空港事件のときに、管制塔へ三十人の方が侵入をした。それに対して管制塔に二十人の方が守つておられたというが警備をされておつたというふうな承つておるわけでありまして、この二十人の方は機動隊員でございまして。

○三井政府委員 事実関係はちよつと違つてもしませんが、マンホールから出てきた犯人が二十人、警察官側が三十人……(中井委員「警察の方が多かつたのですか」と呼ぶ)多いわけでございます。あちこち守つておりましたから、三十人が分かれて管制塔の中、外を。これは、空港署員が二百何名おりますが、そのうち三十名一個小隊を当日の警備部隊として編成したものでござい

ます。

○中井委員 そうしますと、空港署員でありますからピストルを持つておつたわけでありまして。どうして威嚇射撃をしなかつたのであります。

○三井政府委員 結論を申し上げますと、空港署員、この三十名の中で十四発威嚇射撃をしております。もう一人、パトカーに乗つておつた空港署員、これはこの部隊と別ですが、これが四発、十

八発あの周辺で撃つておるわけでございます。

○中井委員 そうしますと、何人数を忘れたですけれども、入り口で五人ほどつかまえて、エレベーターの段階で五人ほどつかまえた、あと残りはエレベーターへ逃げられた、それを階段で追っかけていった、こういうことであります。そのエレベーターが、何か途中で乗るかえるのですか、七階くらいで。それをあれだけども、ずっと十六階まで追っかけていった。十六階まで行ったらだれもいなかった。どうして一階と七階で、何階でエレベーターがとまるか見ていなかったのですか。犯人が何階でおりるかを一階か七階でどうして見ていなかったのですか。エレベーターは表示がつくでしょう。

○三井政府委員 一階はエレベーターのありますフロアでございますから、ここで十五名が侵入したときに五名を逮捕いたしました、十名は、ちょうどエレベーターが着いておりましたので、それに乗って上へ逃げたということでございます。当時全体として、いまお話しした七階とかその他の階にはガードマンと警察官の遊動警戒はありましたが、七階で彼らがおりましたときにはその階にはちょうどおりませんでした。したがって、そこから乗るかえて十三階まで行き、十三階から先は階段で連中は上がったということでございます。

○中井委員 私が言ってますのは、七階で乗るかえるのでしよう、乗るかえたわけでは、結局何階でおりたかわからぬわけでは、お巡りさんだれか一人ちょっと機転をきかして、何階でおりるかエレベーターの表示を見ておたらわかったやないかと言うのです。エレベーターのとまった階数は見てなかったのではありません。

○三井政府委員 エレベーターは一階から十六階まで直通のものと、それからあとは一階から七階まででそれから乗るかえるものとあるわけ、直通のものはとめて動かしておりませんでした、いまのは七階しか行かないやつを七階で乗る

かえた、こういう趣旨でございます。

○中井委員 私がきょうここでお尋ねしていますのは、成田空港の事件について私は政府にも文句を言いたいこともたくさんあります、運輸省にも言いたいことがあります、公団にも言いたいことがいっぱいあるわけがあります。しかし、これは地方行政の委員会でありまして、警察の警備にも少し手落ちがあったのじゃないか、あるいはのんき過ぎたのじゃないか、心臓部を守っているのに。今度五月二十日に開港するのではありませんか。今度五月二十日に開港するのではありませんか。問題はいろいろあると、警備を任せたらきちっと警備をやってもらわぬと困るわけがあります。したがって、そういったことで何であんなことをやられたのかわけがわからぬ。警察もそういったミスをした理由というものはきちっと、ここでこういうミスをしたじゃないか、こういうミスをしたじゃないかというのをやはり一つの事件ごとと確かめて、次の警備あるいは次のいろいろな捜査のときに生かしていくということなければならぬと思うのであります。私、自己宣伝して悪いのですが、推理小説同好会というのに大学時代ずっと入ってまして、推理小説や警察やそんなのばかり読んでいた時期がございます。そういうことを非常に細かく聞いて恐縮なんですけれども、要するにエレベーターで犯人が行ったときに何階でとまるかだれも見てなかった、こういうことですね、追っかけるばかりで。

○三井政府委員 そういう意味では、とまるのをじっと一階で見ておらなかつた、直ちに駆け上がついていったということでございます。

○中井委員 テレビの探偵小説を見てると、エレベーターで逃げられたら必ず見ますよ。それから、このごろは犯人の方が賢くなつて、自分のおりの階数より一階か二階上か下でおりて歩いていたりするところまでいっているわけでありまして。それぐらいの機転をひとつきかしていただきたかと思ひます。

それからもう一つは、エレベーターで管制塔へ上つていかれたときに、現場の責任者から本部へ

どういう連絡があったのか、あるいはいつ本部へ現場の責任者から過激派が侵入したという連絡があったのか、そのところをお尋ねいたします。

○三井政府委員 管制塔のありますビルには十五名が入りましたので、一階で五名を逮捕しましたというところで、この段階では警に連絡はいつております。五名を追尾したのはマンホールのところから追尾してきた警察官と、それから署の方におつた警察官が中を通過して管制塔に来ますからこつちへ来ました。この両方で協力して逮捕いたしましたので、上に上がったということは直ちにわかりました。ただ、お尋ねの上へ上がった十人が十六階の狭い意味の管制室に入つて壊しておるといふ時期はもうちょっと後でございます。つまり、三十名が追いかけていって、見たけれどもいなかったというものがあつて、また下におりてくるというようなことがありましたので、十六階に入つた時期の警備本部への通報の時期はもうちょっと後でございます。

○中井委員 私はちょっと違ふことでお尋ねをしておるのであります。管制塔で警備をしていた警の責任者は次長さんだったそうであります。次長さんと本部との連絡というのが十分とれておつたのかということをお尋ねしているわけでありまして。過日の山本議員の質問のときにも私らそばで聞いておつてどうしてもわからなかつたのは、テレビで映り飛行機が見つけているにもかかわらず、警察隊がそこへ行ってなかつたというのは何が管制塔の警備の方と本部との連絡というものが少し悪かつたのじゃないか、あるいは管制塔を守つておられた三十名の方が自分たちの責任でつかまえるのだということに応援部隊等を呼ぶのが少し遅かつたのじゃないか、そんな気がするのではありませんか、そういうことはございませんか。

○三井政府委員 次長を長とする空港警備員三十名がこの十五名を追いかけたのはもう非常に早い時期でございます。したがって、空港署長以下はこのことは、同じ建物の中におるわけでございますから、知つておりました。それで、警備本部がこ

の状況を知り部隊を手当てするといひますか、他におる部隊を転進させてさらに増強するという時期はそれより後になっておりますので、時間的に申しますと二十分かかるいは三十分ぐらい遅い時期ではないかと考えております。

○中井委員 そうしますと、管制塔を襲撃されたときに直ちに連絡がいかなくなつた、これをひとつお答えをいただきたい。

それともう一つ、三機飛んでおつたという機動隊並びに千葉県警のヘリコプター、ここへの連絡がどの時点でいったのか、この二つをお尋ねします。

○三井政府委員 管制塔に入つたのを見た近くにおつた機動隊の部隊は、その状況を見て直ちに応援に駆けつけました。したがって、十六階のデッキに出た中には警員と機動隊員の一部が含まれております、服装が違いますから、写真のとおりでございます。

それから、ヘリは三機使つておりましたが、そのとき一機は給油のためにちょうどその時間帯はおつておりましたので、二機が飛んでおりました。そのうちの二機が、他の一機はデモ隊、それからゲリラ集団の行動がありますので、これをずっと偵察しておりました。ここでは一機管制塔の周辺を飛んでおりましたが、これがその状況を入れました。屋上に出ておる管制官の救出をしつつ状況を入れるということでございます、この状況をヘリから受けると警備本部ではほとんど同時に、他の部隊に対してもこちらに転進を命令しております。この部隊はその命令を受けて、それから二十分後に到着をいたしております、それが大体午後二時でございます。連中が管制室に入りましたのは午後一時四十分ごろとわれわれ見ておりますので、二十分後に機動隊が管理棟に到着をした、それからだんだん上上がついていくというふうになるわけでございます。

○中井委員 そうしますと、管制室へ入つたのを見つけたのはヘリコプターですか。

○三井政府委員 いまはつきりしておりますのは

二つございます。一つはヘリ、一つは空港署員。空港署員は伝令としてすぐ飛び降りまして、警備本部に報告しております。ヘリからもほとんど同時に入っております。

○中井委員 そのヘリあるいは署員から連絡が入って、管制室へ逮捕あるいは排除に向くまで何分時間がかかっておりますか。

○三井政府委員 管制室に到着するまでに一時間余りかかっております。これは二時にあの建物、管理棟に到着をいたしまして、それから上に上がって行くわけですが、その前に署員を中心として、最初管制室の入り口へ行って、入り口があかない、それからまた今度は別のところから十六階のデッキに上がって、中には特に異状はないというので検索をしながらおこなうわけですが、これと後から増強で駆けつけた機動隊がぶつかりまして、十四階で一緒にいるわけです。それから、今度は下へ行くのと上へ行くのと分かれましてやっただけでございますが、十六階の管制室に犯人たちが入ったという通報を受けておりますから、機動隊はすぐ管制室に上がっていったわけですが、管制室の入り口の電子ロックをエンジンカッターその他で壊しにかかったわけでございますけれども、これがなかなか壊れないというように、こと十四階に戻りまして、ここから犯人が上がったとは別のアンテナの支柱から上へ上がったいくわけですが、これは前に署員が一巡上がつたコースでございますが、これを上がつていきまして、今度はガラスを割ったり、それからデッキを回ったりというような行動をするわけでございますが、これをレンジャー部隊でやるということでは、レンジャー部隊の手配、それからガラスの壊し方、こういうことに手間取ったということで、この時間のかかり方がわれわれとしては反省、検討事項であると考えております。

○中井委員 そうしますと、とにかく犯人が管制室へ入ったというのがわかってから、結局一時間二十分か一時間かかってやっただけだということと、そういうことですね。それならそれで、たと

えばいまちょっとわからなかったのではありませんけれども、機動隊の方が塔へ駆けつけるのに二十分かかったわけですか。襲撃されたのを聞いて二十分かかった。二十分かかって行ったときにはまだ管制室にいたというのはいささか遅いように思われます。それから一緒に探し始めて途中でわかつた。それからさらに室へ入るのに一時間ぐらいかかっておる。これがどう考えてもわからない。私は早速直に警察が責めを負うべき事件である、こう思うのであります。もちろん私もあの行為、過激派の行動というものについては激しい憤りを感じております。先ほど申し上げましたように、十数年間空港問題をほったらかしに政府というものが、非常に非常に憤りを感じております。

しかし、それと警備の方々の責任というものは別であるというように考えるわけでありまして。いままだこれから開港をするという時点でありまして、あえて声を荒らげ責任云々ということとを言いたくありませんけれども、そういうミス、一万四千おったわけでありまして、指揮系統の乱れあるいは混乱、いろいろあったと思えます。それから思ひもかけないところをつかれたというふうな混乱等もあったと思うのであります。そういうことには十分いざとなれば対処できるといふふだんからの体制、あるいは機動隊の方、警察職員の方、事件が勃発した、いろいろな思わぬことが起きたときに柔軟に動ける、思考できる体制というものを、おつくりいただかなければ、私どもは国民の生命の安全、あるいは国家全体が警察にずいぶんおんぶしているこの安全というものを、守っていかないと考えるわけでありまして。

私は今度の事件のそれが悪かったというところをあら探ししているわけじゃない。ひとと警察の警備の手抜きというものを十分科学的に判断をしていただいて、そういうことのないように努めていただきたいと考えるわけでございます。どうぞございませう。

○三井政府委員 御指摘のように、私たちといた

しましては今回の事件を十分に検討いたしましたし、それから教訓を引き出し、今後には入ること、いま御指摘のような点もその中には入っております。ございまして、そういう点を含めて十分に今後には生かしていきたいと考えております。

○中井委員 終わります。ありがとうございます。

○木村委員長 この際、細谷治嘉君外六名提出に係る地方公営交通事業特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。小川省吾君。

地方公営交通事業特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○小川(省)議員 私は、日本社会党を代表し、たゞいま議題となりました地方公営交通事業特別措置法案につきまして、その提案理由と概要を御説明申し上げます。

地方公営交通事業は、昭和四十八年の第二次財政再建以来、依然として赤字を重ね、昭和五十一年度の不良債務は、実に二千二十五億円となっております。こうした財政状況は、地方公営交通事業経営健全化促進法制定時において、すでに十分予測されていたことであり、旧態依然の再建策を自治体に強要している政府・自民党の態度は、無責任きわまりないと言わなければなりません。

公営交通の財政悪化の原因は、第一に高度成長下でもたらされた都市環境、なかんずく交通環境の悪化が何ら改善されことなく放置されているためであり、加えて地方財政はもとより公営交通においても十分な財源を保障されず、もっぱら企業主義の合理化を押しつけられていることも第二の原因として指摘しておかなければなりません。不況が深刻化し、そのため地方財政も一段と危

機状況に立ち至っている実態のもとで、公営交通が住民の足として十分その機能を発揮するためには、これまで政府・自民党が進めてきた企業主義的経営政策をやめるとともに、道路整備中心の交通政策を大量大衆輸送機関中心に改め、地下鉄、バス等交通整備のための国、自治体の責任と負担区分を確立する必要があります。

日本社会党は、こうした認識のもとに地下鉄、バス等の建設、整備に対する国、自治体の責任を定め、住民生活に不可欠なバス路線の維持存続を図るための補助制度の確立を図るとともに膨大な不良債務の解消と自治体の交通整備のための財源を保障する必要があるとの立場から本法律案を提案をいたしたわけでありまして。

次に、法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、目的及び国、自治体の責務であります。が、ともすれば事業の効率性のみが追求されがちな公営交通事業について、住民の福祉向上を目的とし、国はそのために必要な財政上の措置並びに交通環境の整備に努め、自治体においても同様の責務を負うことを重ねて明らかにいたしているわけでありまして。

第二は、交通事業健全化計画についてであります。昭和五十四年三月三十一日現在の不良債務について、経営の健全化を行おうとする自治体は、経営の健全化の基本方針等と内容とする交通事業健全化計画を議会の議を経て策定し、自治大臣に届け出ることといたしております。

第三は、交通事業健全化債の発行についてであります。交通事業健全化団体は、前記の不良債務の範囲内において交通事業健全化債を発行することができるとし、地方公営交通事業経営健全化促進法に基づいて発行された交通事業再建債も含め、その償還については一般会計から繰り入れることといたしております。なお公営企業金融公庫は、交通事業健全化債について、その全額を引き受けることといたしております。

第四は、国の補助についてであります。国は、地下高速度交通事業または地方鉄道事業を経

営する団体に對しその施設の建設または改良等に要する費用の四分の三を補助することとし、バス事業を行うすべての団体に對しバス購入費及び身体障害者の利用のためのバスの改造に要する費用の十分の八を補助することとしたしております。

第五は、生活必需路線に對する補助制度の創設であります。住民生活の利便のため維持するバス路線で営業係数が一三〇以上の路線を生活必需路線とし、具体的には、①乗車密度が二十人以上の路線②当該バス路線の最混雑時間帯と最閑散時間帯の輸送人員の比率が当該事業の平均乗客率の二倍を超える路線③当該バス路線の表定速度が当該事業の全路線の平均表定速度の九〇％以下の路線④官公署、学校、病院その他自治省令で定める重要な公共施設の利用のため必要な路線⑤三百戸以上かつ千二百人以上の規模の住宅用地の新設に伴い開設された路線で開設後五年を経過していない路線⑥その他政令で定める路線のどれか一つに該当する路線を生活必需路線としてその赤字額の三分の二を國は補助することとしたしております。

第六は、一般会計の補助及び地方交付税の基準財政需要額の算入措置についてであります。地下高速鉄道建設費等に対しては四分の一、バス購入費については十分の二、生活必需路線については、その赤字額の三分の一をそれぞれ一般会計から補助するとともに、交通事業健全化債及び再建債償還費、地下高速鉄道建設費等に対する一般会計の繰り入れ及び補助については七割を、またバス購入費及び生活必需路線の赤字額に対する一般会計の補助については全額を、それぞれ地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたしております。

第七は、地方道路税の配分割合の引き上げと交通事業健全化債の償還等に対する充當についてであります。前述のように公営交通整備のための財源を保障することなくして公営交通の確立はあり得ないとの立場から、現行一キロリットル当たり六千六百円の地方道路税を倍増し、交通事業健全

化債と再建債の償還並びに本法律案で定める一般会計の補助及び交通環境の整備に充てることができるといたしております。この措置によつて公営交通を有しない自治体においても、交通環境整備の財源を保障されることがなり住民の足の確保は大きく前進するものと考えられます。なお勤労国民の税負担の増大を抑制するとの立場から地方道路税の引き上げ額と同額を揮発油税においては引き下げることとしたしておりますことを申し添えておきたいと存じます。

以上が本法律案の提案理由及びその概要であります。慎重御審議の上、速やかに御可決あらんとをお願い申し上げます。（拍手）

○木村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る十三日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

地方公営交通事業特別措置法案

地方公営交通事業特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する交通事業について国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、当該事業の経営の健全化及び当該地域における交通環境の整備の推進に必要な措置を定め、もつて住民福祉の向上と当該地域における交通の確保に資することを目的とする。

（国の責務）

第二条 国は、地方公共団体の経営する交通事業の健全な経営の確保に資するため、当該地方公共団体に對し必要な財政上の措置を講ずるとともに、当該事業がその機能を十分に発揮することができるよう交通施設の整備、道路使用の適正化等当該地域における交通環境の整備の推進に努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第三条 地方公共団体は、当該地方公共団体の経営する交通事業が住民福祉の向上と当該地域における交通の確保に資することができるよう当該事業の経営の健全化に努めるとともに、当該地域における交通施設の整備、道路使用の適正化等交通環境の整備に努めなければならない。（交通事業健全化計画）

第四条 地方公共団体の経営する軌道事業、地方

鉄道事業（地下高速鉄道交通事業に限る。）及び自動車運送事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和五十四年三月三十一日において不良債務（政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額を超える場合において、その超える額をいう。以下同じ。）を有するもの（以下「赤字公営交通事業」という。）について、この法律によつて経営の健全化を行おうとする地方公共団体は、同年四月一日現在により、当該赤字公営交通事業の経営の健全化に関する計画（以下「交通事業健全化計画」という。）を定めなければならない。

2 交通事業健全化計画は、当該赤字公営交通事業の経営の状況に応じ、経営の健全性を確立するように次の事項について定めるものとする。

一 経営の健全化の基本方針

二 経営の健全化に関する措置の大綱

三 第七条の規定による地方債の各年度ごとの元金償還額及び利子支払額その他各年度の収支の見込みに関する事項で政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、経営の健全化に關し必要な事項

3 交通事業健全化計画は、当該赤字公営交通事業に従事する職員の給与その他の労働条件の向上について十分に配慮したものでなければならない。

第五条 交通事業健全化計画は、地方公共団体の長が当該赤字公営交通事業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議

会の議決を経て定める。

2 地方公共団体の長は、交通事業健全化計画を作成するに当たつては、あらかじめ、当該赤字公営交通事業に従事する職員を代表する者と協議するものとする。

3 第一項の規定により交通事業健全化計画を定めたときは、当該地方公共団体の長は、速やかに、これを自治大臣に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、交通事業健全化計画を変更する場合について準用する。

第六条 交通事業健全化計画を定めた地方公共団体（以下「交通事業健全化団体」という。）の長は、交通事業健全化計画に従つて予算を調製しなければならない。

2 赤字公営交通事業の管理者は、当該赤字公営交通事業に係る交通事業健全化計画に従つて当該事業の業務を執行しなければならない。（交通事業健全化債）

第七条 交通事業健全化団体は、昭和五十四年三月三十一日における不良債務の範囲内における一時借入金、償還及び未払金の支払に充てるため、昭和五十四年度内において地方債を起すことができる。

（交通事業健全化債の引受け等）

第八条 公営企業金融公庫は、交通事業健全化団体が前条の規定により起す地方債（以下「交通事業健全化債」という。）について、その全額を引き受けるものとする。

2 公営企業金融公庫は、資金事情の許す限り、交通事業健全化計画が定められていた赤字公営交通事業（以下「健全化事業」という。）に係る一時借入金の資金の貸付けについては、特別の配慮をするものとする。

（地方公共団体の一般会計の交通事業健全化債に係る補助）

第九条 交通事業健全化団体は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十七条の三の規定にかかわらず、毎年度、交通事業健全

化債の当該年度の元金償還額及び利子支払額に相当する額を一般会計から健全化事業の特別会計に補助するものとする。

(準用規定)

第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)第十八条及び第十九条の規定は、健全化事業の経営の健全化について準用する。

(地下高速度鉄道建設費等補助)

第十一条 国は、地下高速度交通事業である軌道事業又は地方鉄道事業を経営する地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、当該事業に係る施設の建設又は改良及び当該事業の用に供する車両の購入に要する経費(以下次項において「地下高速度鉄道建設費等経費」という。)の四分の三に相当する額を補助するものとする。

2 地下高速度交通事業である軌道事業又は地方鉄道事業を經營する地方公共団体は、地方公營企業法第十七条の三の規定にかかわらず、地下高速度鉄道建設費等経費の四分の一に相当する額を一般会計から当該事業の特別会計に補助するものとする。

(バス購入費補助)

第十二条 国は、自動車運送事業を經營する地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、当該事業の用に供するバスの購入(身体障害者の利用のための改造を含む。以下次項において同じ。)に要する経費の十分の八に相当する額を補助するものとする。

2 自動車運送事業を經營する地方公共団体は、地方公營企業法第十七条の三の規定にかかわらず、当該事業の用に供するバスの購入に要する経費の十分の二に相当する額を一般会計から当該事業の特別会計に補助するものとする。

(生活必需路線補助)

第十三条 国は、自動車運送事業を經營する地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、生活必需路線の運行に伴う欠損額(以下次項において「生活必需路線欠損額」という。)の三分の

二に相当する額を補助するものとする。

2 自動車運送事業を經營する地方公共団体は、地方公營企業法第十七条の三の規定にかかわらず、生活必需路線欠損額の三分の一に相当する額を一般会計から当該事業の特別会計に補助するものとする。

3 第一項の生活必需路線とは、自動車運送事業を經營する地方公共団体が地域住民の生活の利便のため維持するバス路線で次の各号の一の該当するもののうち当該バス路線に係る営業係数が百三十以上のものをいう。

一 乗車密度が二十人以上であるバス路線
二 当該バス路線の最混雑時間帯と最閑散時間帯の輸送人員の比率(以下この号において「繁閑率」という。)が当該事業の平均繁閑率の二倍を超えるバス路線
三 当該バス路線の表定速度が当該事業の全路線の平均表定速度の九十パーセント以下であるバス路線
四 官公署、学校、病院その他の自治省令で定める重要な公共的施設の利用のため必要なバス路線

五 三百戸以上かつ千二百人以上の規模の住宅団地の新設に伴い開設されたバス路線で開設後五年を経過しないもの
六 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるバス路線
(政令への委任)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第十二条までの規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 第十一条の規定は昭和五十三年度分の事業として実施される地下高速度鉄道建設事業に係る補助金から、第十二条の規定は同年度における

バスの購入に係る補助金から、第十三条の規定は同年度における生活必需路線欠損額に係る補助金から適用する。

(地方公營交通事業の經營の健全化の促進に關する法律の一部改正)

第二条 地方公營交通事業の經營の健全化の促進に關する法律(昭和四十八年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七條 削除

第八条中「交通事業再建債」を「第六條第一項及び第二項の規定による地方債(以下「交通事業再建債」という。))に改め、「前条の規定による利子補給金に相当する額を控除した額」を削る。

第九条第二項及び第三項を削る。

第三条 昭和五十三年度分以前の交通事業再建債の利子補給については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「地方道路譲与税及び」を「地方道路譲与税の収入見込額の百分の八十の額、当該道府県の「一、地方道路譲与税、自動車重量譲与税」を「の収入見込額、当該市町村の地方道路譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車重量譲与税」を「の収入見込額、当該市町村の地方道路譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の石油ガス譲与税」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(公營企業特別会計への補助金に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第十五条 当分の間、地方公共団体に対して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
一 交通事業再建債償還補助費	交通事業再建債に係る元利償還金に充てられた公營交通事業の特別会計に補助する補助金	千円につき七〇〇〇〇円
二 交通事業健全化償還補助費	交通事業健全化債に係る元利償還金に充てられた公營交通事業の特別会計に補助する補助金	千円につき七〇〇〇〇円
三 地下高速度鉄道建設費等補助費	地下高速度交通事業の施設建設費等につき一般会計から当該事業の特別会計に補助する補助金	千円につき七〇〇〇〇円
四 公營バス購入費補助費	自動車運送事業に係るバス購入費につき一般会計から当該事業に係る特別会計に補助する補助金	千円につき一、〇〇〇〇〇円
五 生活必需路線補助費	自動車運送事業の生活必需路線に係る欠損額につき一般会計から当該事業の特別会計に補助する補助金	千円につき一、〇〇〇〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示

単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一 交通事業再建債に係る元利償還金に充てるため公営交通事業の特別会計に補助する補助金	交通事業再建債に係る元利償還金に充てるため地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律（昭和四十八年法律第五十九号）第八条の規定により一般会計から公営交通事業の特別会計に補助する当該年度における補助金	千円
二 交通事業健全化債に係る元利償還金に充てるため公営交通事業の特別会計に補助する補助金	交通事業健全化債に係る元利償還金に充てるため地方公営交通事業特別措置法（昭和五十三年法律第九号）第九条の規定により一般会計から公営交通事業の特別会計に補助する当該年度における補助金	千円
三 地下高速度交通事業の施設建設費等につき一般会計から当該事業の特別会計に補助する補助金	地下高速度交通事業の施設建設費等につき地方公営交通事業特別措置法第十一条第二項の規定により一般会計から当該事業の特別会計に補助する当該年度における補助金	千円
四 自動車運送事業に係るバス購入費につき一般会計から当該事業に係る特別会計に補助する補助金	自動車運送事業に係るバス購入費につき地方公営交通事業特別措置法第十二条第二項の規定により一般会計から当該事業に係る特別会計に補助する当該年度における補助金	千円
五 自動車運送事業の生活必需品路線に係る欠損額につき一般会計から当該事業の特別会計に補助する補助金	自動車運送事業の生活必需品路線に係る欠損額につき地方公営交通事業特別措置法第十三条第二項の規定により一般会計から当該事業の特別会計に補助する当該年度における補助金	千円

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。

（地方道路税法の一部改正）

第六条 地方道路税法（昭和三十年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項の次に次の一項を加える。

15 当分の間、第一条中「道路に関する費用」とあるのは、「道路に関する費用（地方公営交通

第七条 前条の規定による改正後の地方道路税法の規定は、昭和五十四年度分の地方道路税から適用する。

3 昭和五十四年四月一日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあっては二万九千九百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあっては一万三千二百円の税率により計算した金額とする。

（地方道路税法の一部改正）

第八条 地方道路税法（昭和三十年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の次に次の一項を加える。

5 当分の間、第一条中「道路に関する費用」とあるのは、「道路に関する費用（地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律（昭和四十八年法律第五十九号）第八条並びに地方公営交通事業特別措置法（昭和五十三年法律第九号）第九条、第十一条第二項、第十二条第二項及び第十三条第二項の規定による地方公共団体の一般会計から公営交通事業に係る特別会計に対する補助に要する費用並びに交通環境の整備のための費用を含む。）とする。

6 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「四百三十一分の百三十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「四百三十一分の二百九十九」として、これらの規定を適用する。

第九条 前条の規定による改正後の地方道路税法の規定は、昭和五十四年度分の地方道路税と税から適用する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第十一条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて昭和五十四年四月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下次項において「新法」という。）第八十九条第三項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第十四条の二第一項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十三年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十三年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十二条第三項

法律第十二条第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二条

2

昭和五十四年四月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で揮発油税法第十四条第三項(同法第十五条第三項及び第十六条の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限り)について、当該期限までに揮発油税法第十四条第三項に規定する書類が提出されなかった場合における当該揮発油に係る揮発油

税及び地方道路税の税額については、新法第八十九條第三項の規定を適用する。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部改正)

第十二條 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百一十四号)、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のため

の国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)及び産業地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定中、「航空機燃料税」と及び「地方道路税」とを「及び航空機燃料税」とに、「地方道路税」とを「及び」に改める。

一 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五條第二項第一号

二 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四條第二項

三 産業地域振興臨時措置法第十一條第三項(自治省設置法の一部改正)

第十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 地方公営交通事業特別措置法(昭和五十三年法律第 号)の施行に関すること。

理由

地方公営交通事業の現状にかんがみ、地方公営交通事業の経営の健全化に関し、交通事業健全化計画の策定、交通事業健全化債の起債、その引受け及びこれに係る元利償還金に充てるための経費の一般会計からの補助並びに地方道路税の増額等による財源の確保等の措置を定めるとともに、地下高速度交通事業の建設、改良及び車両購入費、乗合バス車両の購入費及び生活必需バス路線の欠損に対する国及び一般会計からの補助の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二千六百十五億円の見込みである。

昭和五十三年四月二十六日印刷

昭和五十三年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D